

厚生労働行政推進調査事業費補助金
地域医療基盤推進研究事業

医療関係職種の養成教育における課題解決に資する研究

令和4年度 総括研究報告書

研究代表者 江頭 正人

令和5（2022）年 5月

目 次

I. 総括研究報告

医療関係職種の養成教育における課題解決に資する研究	-----	1
---------------------------	-------	---

(資料) 第2回	言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会議事録	---	5
(資料) 第3回	言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会議事録	---	35
(資料) 第4回	言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会議事録	---	51
(資料) 第5回	言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会議事録	---	72
(資料) 第6回	言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会議事録	---	93
(資料) 第7回	言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会議事録	---	123

II. 研究成果の刊行に関する一覧表	-----	151
--------------------	-------	-----

厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤推進研究事業）
総括研究報告書

医療関係職種の養成教育における課題解決に資する研究
研究代表者 江頭 正人 東京大学大学院医学系研究科 教授

研究要旨

様々な医療関係職種の養成に関する卒前教育の現状や問題点、カリキュラム等の見直しについて精査を行なうとともに、複数の職種の卒前カリキュラム等を必要に応じて同時に見直すことを可能とする効率的な検証実施方法について、スキームを構築することが本研究の目的である。2022年度は、言語聴覚士について検討を行なった。卒前課程の主なカリキュラム等の見直し内容について、養成の現状や問題点の精査を行いつつ、教育科目とその教育目標並びに必要な教育単位数、臨床実習の在り方、教員の要件、教育上必要な備品等のそれぞれに分けて整理し、関係職種の学校協議会及び職能団体、隣接する領域の医師に意見を聞きながら調査を行い、カリキュラムの見直し内容の妥当性を検証した。関係者への聞き取り調査の結果、視能訓練士など他の職種と同様に、医療の発展、社会の（超）高齢化とともにその役割が従来よりも拡大しかつ高度化していること、またそういった変化を卒前教育カリキュラムへ反映させる必要があることが明らかになった。また、発展の著しい専門性の高い機器を使いこなす必要が出てきており、教育上必要な機器、備品の見直しも必要であることがわかった。より実践的な内容を卒前から身につける必要性から臨床実習の質的、量的な充実も課題であり、臨床現場における医療安全、感染制御などに関する内容も取り入れる必要があることがわかった。一方で、実習施設の確保に加えて、現場の指導者の数とともに質の担保について課題があり、指導者講習会の受講の必須化などを今後検討していく必要性が明らかになった。

研究分担者

神村 裕子・公益社団法人日本医師会 常任理事

泉谷 昌志・東京大学大学院医学系研究科 講師

A. 研究目的

医療に従事する多種多様な医療関係職種が、各々の高い専門性を前提に目的と情報を共有し業務を分担しつつも互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供することが多職種連携チーム医療と理解されている。多職種連携チーム医療がもたらす具体的な効果としては、疾病の早期発見・回復促進・重症化予防など医療・生活の質の向上、医療の効率性の向上による医療従事者の負担の軽減、医療の標準化・組織化を通じた医療安全の向上、等が期待できる。質が高く、安全な医療を求める患者や社会の声が高まる一方で、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されるなど、医療の在り方が根本に問われる中、多職種連携チーム医療を担う人材の養成が重要である。一方、各医療関係職種の教育内容を定める指定規則（カリキュラム）等については、1999年に単位制の導入などの見直しを行って以降、大きな改正は行われていない。その間、社会の高齢化の進展に伴う医療需要の変化などによるニーズの増大や多様化とともに、これら変化への国策とした地域包括ケアシステムの構築、多職種連携チーム医療の推進による各医療関係職種の業務拡大など、各医療職種を取り巻く環境が変化している。時代に即した質の高い人材を養成するために、カリキュラム等について見直しの検討が求められている。2015年度から各職種ごとのカリキュラム等改善検討会が国に設置され、職種ごとに順次見直しが行われている。これまでに厚生労働省医政局医事課所管の医療関係職種である9つの職種、すなわち、あん摩マッ

サージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、義肢装具士のカリキュラム等の見直しがすでに行われ、2022年は、言語聴覚士のカリキュラム等の見直しが行われた。また、既に見直しを終えた医療職種においても、国民の医療ニーズの増大と多様化などに伴い職種ごとに求められる役割が変化していくと考えられることから、今後も新カリキュラムの適用から5年を目処とした新たな見直しを検討することが望まれている。直面する課題が職種ごとに異なることから、複数の職種をまとめて議論することが難しいものの、見直しの妥当性の検証は十分に行う必要がある。

このため、本研究では、カリキュラム等の見直しが必要な職種に係る養成の現状や問題点の精査と検証を行なうとともに、必要に応じて複数の職種のカリキュラム等を同時に見直すことのできる効率的な検証実施方法についてスキームを構築することを目的とする。

今後の医療関係職種のカリキュラム等の見直しは、医療ニーズの変化とともに継続的に行われることが見込まれており、これに対応できる体制の構築が求められている。カリキュラム等の見直しの要望が妥当なものであるかを、厚生労働省において施行に向けた検証会議を立ち上げる前に検証することで、検討会議論からとりまとめがスムーズに行えることとなり、同時に複数の医療関係職種のカリキュラム内容等の見直しができるスキームの構築を目指す。

本研究を踏まえて、医療関係職種のカリキュラム内容等の充実を図ることにより、

各医療関係職種の間で連携を見据えた中長期的な教育内容の改革が行うことが可能となるとともに、より効率的かつ質の高い医療関係職種の養成に繋がると期待される。

B. 研究方法

2022年度については、2021年度に行った、視能訓練士、義肢装具士の主なカリキュラム等の見直し内容のスキームに基づき、言語聴覚士の養成の現状や問題点の精査を行いつつ、教育科目とその教育目標並びに必要な教育単位数、臨床実習の在り方(臨床実習の質を向上するための臨床実習施設及び実習内容の要件、臨床実習指導者の要件等)、教員の要件(専任教員等の要件)、必要な教員数、教育上必要な備品等のそれぞれに分けて整理し、職種毎の法令関連で定める内容について、関係職種の学校協議会及び職能団体に意見を聞きながら調査を行い、カリキュラムの見直し内容の妥当性の検証を検討した。

検証方法は、以下の観点を踏まえて関係法令及び通知などの見直しを図れるよう調整を行い、各医療関係職種の現状と課題を明確化した上で整理し、関係職種内での意見調整済みの改正案作成を行った。また、隣接する医師の立場から関係学会等よりヒアリングを行い、意見調整を行った。

(1) 医療関係職種における共通した基礎科目とできるのか

各医療関係職種の基礎科目、基礎専門科目、専門科目等の教育内容について、職種毎に求められる知識等を踏まえて横断的に比較することにより、総じて行われているものを明確化し、各医療関係職種の間で連携を見据えた共通科目とすることができるかを

検証した。

(2) 要望内容が学校協議会及び職能団体で明確な共通認識であるか

見直しが望まれる職種の学校協議会及び職能団体で合意が取れているものであるかを確認の上、明確となっていない事項については、両者にヒアリングを行い、意見調整を行った。

(3) 見直しを望む事項における前提となる現状と課題を確認する上での不足がないか

見直しを行う理由を確認の上、検討を行うにあたり必要となる情報を明確化する。不足する情報は関係職種の学校協議会及び職能団体との協力のもと作成した。

(4) 隣接する医師の立場からの意見と齟齬はないか

職種間連携を行う上で見直しを求める内容が妥当なものであるか、隣接する医師の立場から関係学会等よりヒアリングを行い、意見調整を行った。

C. 研究結果

2022年度については、言語聴覚士について学校協議会及び職能団体の関係者から意見を聴取するとともに、卒前教育のカリキュラムについて現状の問題点の精査と見直し内容の妥当性についての検討を行った。関係者への聞き取り調査の結果、言語聴覚士についても、視能訓練士などと同様に医療の発展、社会の(超)高齢化とともにその役割が従来よりも拡大しかつ高度化していること、またそういった変化を卒前教育カリキュラムへ反映させる必要があることが明らかになった。旧カリキュラム策定時と比較し発展の著しい専門性の高い機器を使

いこなす必要が出てきており、教育上必要な機器、備品の見直しも必要であることがわかった。より実践的な内容を卒前から身につける必要性から臨床実習の質的、量的な充実も共通の課題であり、臨床現場における医療安全、感染制御などに関する内容も取り入れる必要性があることがわかった。一方で、実習施設の確保に加えて、現場の指導者の数とともに質の担保について課題があり、指導者講習会の受講の必須化などを今後検討していく必要性が明らかになった。

D. 考察

言語聴覚士について養成課程の見直しについて検討を行い、医療における多職種連携チーム医療の重要性が謳われている中で、実際に高齢化などともなう社会からのニーズの変化に加えて、業務の専門性が高度化していることが明らかになり、結果として卒前の教育カリキュラムもそれらに合わせて充実化が必要であることが明らかになった。一方で、臨床実習施設や指導者への負担も大きく、実習指導者の質の担保などを目的とした指導者講習会の必須化を目指すにあたってはその点に十分な配慮が必要と考えられる。また、今後とも社会の変化などに伴い各職種の業務、役割なども変化していくことが予想されるが、どの程度の間隔でカリキュラムの見直しをしていくべきかについても重要な検証すべき課題と思われる。

E. 結論

言語聴覚士について関係者に聞き取りを行うなど調査を行い、卒前の養成過程における問題点、見直すべき点、今後の課題を

明らかにした。

F. 健康危険情報

無し

G. 研究発表

1. 論文発表

・ Mizumoto J, Son D, Izumiya M, Horita S, Eto M. Experience of residents learning about social determinants of health and an assessment tool: Mixed-methods research. A historical perspective in Japan. J Gen Fam Med. 2022;00:1-8.

・ Fujikawa H, Son D, Aoki T, Eto M. Association between patient care ownership and personal or environmental factors among medical trainees: a multicenter cross-sectional study. BMC Med Educ. 2022;22:666.

・ Mori H, Izumiya M, Hayashi M, Eto M. Current perception of social accountability of medical schools in Japan: A qualitative content analysis. Med Teach. 2022;Nov2:1-8.

H. 知的財産権の出願・登録状況

無し

○景山医事専門官 定刻になりましたので、ただいまから、第2回「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催します。

本日は、オンラインでの開催にて、先生方には御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

構成員の出欠等についてでございますが、高木構成員より、用務のため御欠席の御連絡をいただいております、代理として、全国リハビリテーション学校協会事務局長の西田教授が御出席いたします。

また、土井構成員より、所用のため途中からの御出席と御連絡をいただいております。

それでは、資料の確認をお願いしたいと思います。

資料1として「臨床実習の在り方等について」。そのほかに、参考資料が1から8までございます。

不足する資料がございましたら、事務局にお申しつけください。

なお、オンラインで御参加の構成員の皆様へのお願いとなりますが、御発言されます際には、Zoomサービス内の「手を挙げる」というボタンがございますので、クリックいただき、座長の指名を受けた後にマイクのミュートを解除の上、御発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、御発言終了後は、マイクを再度ミュートにしてくださいませよう、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、座長、よろしくお願い致します。

○江頭座長 東京大学の江頭です。

第2回の「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討委員会」ということで、本日の議題は1つだけですが、結構重要なところで、十分な御議論をいただければと思います。「臨床実習の在り方等について」ということ、一応2つ目として「その他」となっております。ぜひ活発な御意見をいただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、初めに、「臨床実習の在り方等について」ということで、事務局から資料1及び参考資料6、7の御説明をお願いできればと思います。板橋さん、よろしくお願い致します。

○医事課板橋 事務局です。

資料1「臨床実習の在り方等について」の御説明になります。

1枚めくっていただきまして2ページ目、要望書事項の全体像として出させていただきます。このうち、今回お話し合いさせていただく内容は、臨床実習の在り方に関する事項を話し合いさせていただければと思います。

なお、第1回で話し合いされた教育内容及びその単位数の見直しに関する事項については、現在、江頭先生のもとの研究班で打合せ等しながら内容を詰めている状況となります。

現時点でまだ事務局の案としてお出しすることができないため、今回は、ここに触れないと思っただけければと思います。

3 ページ目に移ります。言語聴覚士の国家試験受験資格ごとの求められる必須内容をまとめさせていただきました。言語聴覚士の教育関係については、指定規則、指導ガイドライン、また告示で示す科目がありますが、それぞれ必須として求められるところが違ってきます。それを一覧表としてお出しさせていただきました。

指定規則は4号以外全てにかかってくるものとなっています。また、指導ガイドラインについては、養成所に対してのものになりますので、そこは必須。文科省が指定した学校については、参考扱いになります。これ自体が都道府県に対する技術的な助言として扱われているものと思っただけください。

4号に関しては、告示で示す科目のみあり指定規則、指導ガイドラインを参考に見ただけくこととなります。指定規則、指導ガイドライン、告示で示す科目は具体的記載内容が異なっており、指定規則は教育の内容、単位数、教員の人数について示し、指導ガイドラインでは、必須の備品関係が具体的に記載されているというような状況になっています。

4 ページ目に移ります。臨床実習の中で実践学習すべき範囲について論点を出させていただきました。4 ページ目以降については各論点をまとめてきた資料と見ていただければと思います。資料の構成としましては、タイトルのところで論点を挙げさせていただき、上段には構成員の先生方にテーマとしてどこを特に御意見いただきたいかまとめさせていただいています。中段には現行でそのテーマの内容ごとにどういった現状となっているかを示させていただきました。

最後に下段では、これらの情報を加味する形で、団体の要望をそのまま受け取ったときの論点・懸念点として、先生方に御意見を特にいただきたいと考えている部分をまとめさせていただきました。

この4 ページ目に関しましては、まず、病院または診療所での実習と今までなっていたところ、これをその他介護、福祉、教育分野の臨床実習を推奨する記載を時間内の中で追加することをどのように考えるかをお出しさせていただきました。また、安全性確保の観点から、臨床実習に臨む前後の学生に対し、養成施設において学習状況を把握・指導するため、学習成果の評価及び振り返りを必須とする案について、どう考えるかを出させていただきます。

団体より要望として挙げていただいているのは、病院または診療所の書きぶりを変更し、助産所を除く医療提供施設と言われる、いわゆる病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、その他の医療を提供する施設、これらを全てひっくるめるものお求めになっております。単位数としては12単位から15単位に上げた要望となっています。

また、養成施設は、実習施設として医療提供施設のほかに介護や福祉の領域、教育における学校での実習が望ましい。そして実習前後の評価を含める要望となっております。

5 ページ目に移ります。臨床実習の段階的な実施方法の導入とその教育目標の新設につ

いてまとめさせていただきました。臨床実習の教育的効果を高めるために、臨床実習を早期から段階的に取り組む実践方法として、段階的な実施と教育の目標を新設する要望として挙げていただいています。

団体の示す段階的な実習というのは主に見学実習、評価実習、総合実習、その3つに分けての実習となっています。実習の中身とし見学実習とは患者への対応などについての実習を実施する方法、そして評価実習とは患者の状態などの評価に関する実習、そして総合臨床実習とは患者の障害などの把握、また目標、計画等を立案し、行う実習という体験型の実習となっております。

ここでの論点・懸念点としましては、病院または診療所以外の医療提供施設での実習において、評価、総合の実習もこれは含まれるのかどうかというところを挙げさせていただいております。

次のページに移ります。6ページ目、こちらでは主たる実習施設の新設というのを論点として挙げさせていただいています。養成校と実習施設との緊密な連携体制により、臨床実習教育の向上を図るため、主たる実習施設の新設に関する意見についてどのように考えられるかと挙げさせていただきました。

要望の内容としましては、主たる実習施設とは養成校の附属実習施設、または契約により附属実習施設と同等の連携が図れるような施設や複数の症例が経験できる臨床実習が行われている施設としたいというような要望となっております。

この主たる実習施設に含まれる内容として、こういったものが望まれるという書きぶりとして、アからカという要件が書かれているような状況となっております。連携が図られる施設、それから、更衣室、休憩室が準備されている。討議室が設けられる。専用の図書がある。原則として養成施設の近接にある。また、計画的に実習実施ができる、それから、複数の症例が経験できるといったところが挙げられています。

アンケートも行われており、附属の施設を現在、37%が持たれていて、全て受入をしている施設は7校あるとの調査が出されている状況となっております。

現状のガイドラインとして、実習施設に関する事項については、実習にふさわしい施設であることということが書かれているだけとなっております。

論点・懸念点として挙げさせていただいた内容ですが、主に5つあります。

養成校の附属実習施設には、病院または診療所以外の施設が含まれるのか。附属実習施設と同等の連携とはどういうもので、契約とは何を指すのか。また近接した実習施設であって、複数の症例が経験できる施設はどれほどあるのか。実習を実施する施設において現在複数の症例が経験できない施設はあるのか。そして、要望の中での書かれるこの主たる実習施設に限定すると、実習の質の観点から、その他の施設との格差を生じるおそれがあるため、実習時間の3分の2以上を定める実習施設の要件として議論すべきではないかというところを挙げさせていただいています。幅広に御意見いただければと思っております。

7ページ目に移ります。実習の段階的な実施に伴い、実習指導者が担当する学生の人数

について、ここで挙げさせていただいています。今までの実習に関しては、指導ガイドラインで書かれている内容として、実習指導者1名に対して学生の数は2名を限度とするとされておりました。今回、前のページで書かせていただいている段階的な実施の導入ということをした場合の、それに伴って実習の実施に当たってのところでの要望となっております。

まず、主たる実習施設については、指導者について、教員と実習指導者との連携が構築されることから、系統的な実習を効率的に展開する上で、実習指導に当たり、担当する学生の制限を緩和する要望となっております。

また、見学実習及び主たる実習施設で行う実習については、担当学生はこの規定によらないというような書きぶり、つまり、見学実習でも制限を緩和するようなことをお求めになられているという状況となっております。

8ページ目に移ります。このページは、9ページ目、10ページ目とも連動するような内容となっております。臨床実習指導者の要件について見直しの提案となっております、今まで臨床実習を行うのが適当な病院または診療所、その他の施設を実習施設として利用し得ること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われることというのがありました。

また、実習指導者は、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上、法第2条に掲げる業務に従事した者で、かつ、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していることというのがあります。

そして、実習指導者は、一人に対し学生の数は2名を限度とすることというのがありました。要望の内容としましては、これらの内容に追加するような形をとって、実習指導者、5年以上従事した者というところに、かつ、次のいずれかの講習を修了した者というのをに入れてはどうかというような提案となっております。

厚労省が指定した指針に基づく指導者講習会または厚労省及び医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会というのをに入れてはどうかとなっております。

また、実習指導者1人が担当する学生は、2名を限度とすることとし、ただし、見学及び主たる実習施設で行う実習についてはこの限りではない。これは前のページの内容となっております。

またもう一つは、見学実習については、養成施設の教員及び臨床実習指導者の要件を満たしていないが、免許を受けた後5年以上の業務に従事した者を指導者とすることができるとしたいとなっております。

論点・懸念点としましては、講習修了を必須内容とする場合に、指導ガイドラインが必須要件となる養成所は、学生2名に対し1名の実習指導者が必要となるが、実習対象として養成が必要な人数は現在どの程度いるのかというところの確認ができればと思っております。

また、経過とともに内容が反れることが起きぬように、特定の講習を指定するのではなく、指針として定める基準に則った講習に統一して要件とすべきではないかの確認はさせていただければと思っております。

また、その上で、厚労省及び医療研修推進財団が実施する上記講習が指針案で定める内容を満たすかどうか確認の上、これまでの修了者を、実習指導者講習を修了した者と同等と扱うべきではないかと考えております。

9ページ目、10ページ目、団体から要望として挙げていただいた中で、指針として挙げていただいている内容の中身がどういったものかというところを記載いただいているものになっております。ほかの職種で出している臨床実習指導者講習会の指針案とほぼほぼ同等というような形になっていて、違う部分としましては、講習会の形式として、1回の開催に大体50人程度で行うという記載がほかの職種ではあります。今回、ウェブ関係のことで実施されることも多々増えてきたということもあり、その記載が外れているというような状況になっております。

10ページ目で、指導者講習会、このテーマについて記載されております。①から⑥というテーマがあり、①から④は必須として書かれている状況です。⑤、⑥というのは推奨となります。これもほかの職種と並び、同じようなものとなっております。

11ページ目に移ります。11ページ目、12ページ目は連動する内容として見ていただければと思います。また、前の8ページ目のところとも連動することにはなってきますが、指導者講習として立てる要望であった医療研修推進財団が実施する研修というのがこちらのものになっております。

四角囲みの中で、指針のテーマというのをここで書かせていただいております。この講習自体は、開催の期間は、講義自体、132時間行われていて、対象は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の免許を有した者、またそれ以外の要件として幾つかあるような状況です。実施の形態としては、オンラインで行われ、講習自体は150名程度で実施しているような状況となっております。

プログラムの中身に関しては、区分としては教職の意義などに関する科目、教育の基礎理論に関する科目、それから、教育課程及び指導法に関する科目、学生指導、教育相談及び進路指導などに関する科目、その他教育論に関する科目、リハビリテーション領域の教育に関する科目というので構成されている状況となっております。

この表の一番右を見ていただきまして、指導者講習会の指針案のテーマの一部として該当する部分の照らし合わせを行わせていただいております。

参考資料の6、7というものがあります。こちらについては医療研修推進財団のほうから出していただいた資料となっております。この講習会の実際の要綱、それからカリキュラム、また一つ一つの講義の中での授業計画について記載されたものが参考資料6となっております。

参考資料7については、資料1の12ページ目を開きながらになりますが、資料1の12ペ

一丁目、平成27年から令和3年のプログラムの内容というのを並べさせていただきました。こちらの実際の詳しい情報としてあるものが参考資料7と見ていただければと思います。

論点・懸念点としては、上記講習会は教員に対する教育学に関するような内容が主眼になっているのではないかとということと、この講習を修了した方たちは、指針に定める要件を大きく逸脱していないならば、適用日以前に講習を修了した者も指針で定める臨床実習指導者と同等に扱ってはどうかということをごをここで挙げさせていただいております。

最後、13ページ目に移ります。「臨床実習施設として求められる設備に関する事項」をここでまとめさせていただきました。要望で挙げていただいている内容、今まではふさわしい施設、また必要な器具、備品というものが記載されているのみでした。ここに対して追加する事項として、必要な設備として休憩室、更衣室、ロッカー、机などを備えることが望ましいという記載を追加すること、また主たる実習施設を新設したときでの望ましいものとして、実習効果を高めるための討議室が設けられている。また、実習生が閲覧可能な専用の図書を有しており、学生が学修する環境が整えられるというような状況を入れてはどうかという提案となっております。これらについて御審議いただければと思っております。

資料については以上になります。

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、この後、各論的な議論ということで、2ページ目の2.の(1)から(7)、7つの論点というのを検討していくことになるのですが、その前に、今の説明について全体的なところで確認とか質問とか、もしおありになるようであればお受けしたいと思えます。それから、参考資料5ですね。これは臨床実習を実施する主たる施設の新設に関する事項という論点のところ、深浦先生に御説明いただくかと思っておりますので、それは後ほどぜひよろしくお願ひできればと思えます。

それでは、今の板橋さんの説明について、何か、もし御意見あればお願ひいたします。

○内山構成員 内山です。

スライド4ページのところで、ここは深浦会長に確認ですけれども、僕の認識では、論点のところの2つ目のポツですけれども、臨床実習の先として、教育機関への実習を加えることについて、医療従事者の育成の観点からどう考えるかとなっておりますけれども、この場合の教育機関というのは、私の認識では、学校というよりは、特別支援学校であったり、聾学校であったり、いわゆるインクルーシブ教育に関する教育だと思っておりますので、そうなってくると、今は文科省の方もおられますけれども、インクルーシブ教育に言語聴覚士等の専門家を配置・派遣して推進しましょうという時代ですので、そうなってくると、教育機関というこの書きぶりですが、これさえ少し修正していただければすごく現場としてはいいことなのかなと思っております。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。論点ごとには少し後でまたお受けしたいと思えます

が、よろしいでしょうか。貴重な御意見をいただいたと思っております。

○安保構成員 安保といいます。

4 ページ、の臨床実習の15単位というところですか。臨床実習の3分の2以上は、例えば介護老人保健施設で全部とか、そのような読み方ができます。臨床実習は病院で、最初の12単位をとり、そのプラスの3単位を、それ以外のところということでしょうか。介護老人保健施設とかそういうところでもいいと思いますけれども、選び方が、これだと全ての実習が介護老人保健施設とか介護医療院とか、要するに医療保険でやるのと介護保険でやるのとちょっと領域が違うので、その辺ちょっとはつきりさせてもらったほうがいいかなというのが1つあります。

○江頭座長 ありがとうございます。ちょっと全体的な御質問を先に受けようかと思ったのですが、結局やはり各論かなということで、もう既に4ページの各論が今議論始まっているところかと思っておりますので、各論のところを進めていきたいと思っております。4ページについて、今2つ御意見をいただいたところで、いずれも重要なポイントかと思っております。

私のほうから、土井先生、まだ入られておられないですね。土井先生から参考資料8ということで、ここについても御意見をいただいております。ちょっと簡単に読み上げさせていただきますが、この3分の2以上というところになりますけれども、言語聴覚士制度の設立経緯や資格業務内容等々ということを考えてときに、今の御意見と近いと思いますが、病院・診療所、医療現場ですね。臨床実習が、この文言をそのまま読み取ると、かなり削減されても一応成り立ってしまうということだと思っております。実際にどうされるかも分からないのですけれども、というその可能性が想定されるので、そこに懸念を示されているということ。

それから、言語聴覚士の就職先は70%以上が医療職ということですので、同じことですが、介護老人保健施設等々だけで、もしくはそこが主体として臨床実習を受けた場合に、ちょっと質の低下が危惧されるというようなこと。それから、医療機関における卒業教育や生涯教育にも影響が出る可能性があるのではないかと。医療職を目指している方が多いのではないかと土井先生個人は考えているということなので、そこの医療、要するに現状の12単位は病院または診療所で8単位以上ということだと思っておりますので、その点が減り過ぎないような仕組みが必要でないかという、そういった御意見でないかなと考えております。共通の御意見かなあとは思いました。

そうしますと、今出てきた2つの御意見について、もしあれば少し議論していきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

福島先生、お願いします。

○福島構成員 私も、ほぼ同じ危惧を感じておまして、介護老人施設等が入ってくると、やはり特定の疾患、特定の病態、特定の障害に偏った実習になってしまうのではないかと、ということが危惧されると思います。ですから、その割合をどう設定するかという問題は各論になってくるかと思うのですけれども、かなりの割合の部分が病院で実習を実施される

体制というのは残しておいたほうがいいのではないだろうかと思はいます。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○神村構成員 神村です。

私も、福島先生、土井先生とほぼ考え方としては同じです。これまでやっていらっしやった実習よりも、病院、あるいは診療所での実習が減るということに非常に懸念があるなと思はまして、そうすると、これまでの実習と質が同じということが言えない、担保できないというおそれがあると思はしますので、ここは12単位から15単位に増えた分ぐらいについては、同時に、介護老人保健施設とか、それから特別支援学校とか、そういう別の分野での実習もさらに追加できるという読み方をしておいたほうがよろしいのではないかと思はいます。

以上です。

○江頭座長 いかがでしょうか。

深浦先生。

○深浦構成員 深浦です。

今の御意見よく分かります。現実的には、医療の病院、診療所での実習が多くて、逆に今重要視されている介護保険系の実習がまだまだ少ないというところで、このような形の表現になっています。特に医療提供施設でありますので、医師がおられるところでありますので、今後の発展の関係もあって、そのようなことにいたしました。

それからもう一点は、恐らく、病院、診療所以外の1カ所で全部やるようなことも否定できないという御意見、介護老人保健施設とかだけでやってしまうということもあり得るという御意見だと思はいます。我々の立場としては医療も介護もできる範囲内の中で、あるいは教育もそうですが、やれたらいいなというところがここの中身なので、それを反映する形の表現であればよろしいかと思はいます。

○江頭座長 ありがとうございます。今の御意見については、方向性は大体皆さん合意いただけたところかなという気がしまして、では具体的にどういう書きぶり、何単位を示すのかというところが出てくるかと思はいますけれども、これは今日決める必要あるのですかね。

○深浦構成員 一つの考え方としては、3分の2以上は病院、診療所で、今までの形と同じで、2番目の○で残りの3分の1で、その養成施設は実習施設として、介護というのがもう入っていますので、医療提供施設を病院、診療所と変更するディスカッションをしないといけないと思うのですが、修正するならばそれぐらいかなと思はいます。

○江頭座長 そうすると、今までは、12のうちどれぐらいやっておられたのか分からないですけども、最低でも8単位は病院、診療所でやっていたのが、今回3つ増えて10単位ですので、最低ラインでも2つ増えて、さらに5単位は教育機関や介護施設でもできるというような感じになるかと思はしますので、まあバランスとしてもいいのかなという気は

たします。

今のような修正の、ちょっと細かい文言はまた今後ということだと思いますけれども、修正の方向性は、修正と言っていいのかあれですけれども、そういう方向性で大丈夫でしょうか。もし何か御意見あれば。

よろしいでしょうか。

そうしますと、1つ目の論点・懸念点については、そういった方向で、両方増えてくるということですね。増えてくるのをバランスよく配分しましょうということではないかと思えます。

2つ目の教育機関の問題については、これは何か御意見ありますでしょうか。最初に内山先生のほうから少し問題提起いただきましたけれども。

○深浦構成員 ちょっと誤解を招く表現だという意味なのでしょうか。「教育領域における学校等を適宜含める」というのが、特別支援学校とは限らずに、教育機関でという意味なのですが、基本的には特別支援学校が中心になると思います。教育の中で特別支援学校と限定してしまっていていいのかがちょっとあります。というのは、通級指導教室とありますが、言葉の教室がありまして、そこに教員の方で、言語聴覚士の免許を持っている方もおられて、少数ですが、実習を実施をしている例もあるので、特別支援学校と限定するのがちょっと困るなというところです。特別支援教育という表現になりますかね。

○内山構成員 何々、なおにすればいいのではないですか、会長。「インクルーシブ教育等も含めた教育機関」みたいな感じにすれば。

○深浦構成員 機関なので、特別支援学校等にするのか、特別支援教育に関する教育機関のような形かもしれないですね。

○江頭座長 少し、限定ではないですけども、そういった。

○安保構成員 安保です。

養成施設の定義を申し訳ないですが教えてもらえませんか

○深浦構成員 養成施設というのは、今言っている養成校という意味で。言語聴覚士養成施設というのが正確な表現なのですかね。板橋さんに聞いたほうがいいのかね。

○医事課板橋 事務局です。

ここで書かれている養成施設というのは、文科省が指定するような学校及び都道府県知事が指定する養成所、この2つをひっくるめた形での学校、養成施設と見ていただければと思います。

○安保構成員 ありがとうございます。

○江頭座長 この要望書提案内容の3つ目の○の最後のところの表現をどうするかという話だと思います。御提案いただいたとおり、少し、限定まではいかないけれども、具体例がイメージできるような表現にしていくということで基本的にはいいだろうと思います。それをどうするかということで、インクルーシブな教育というので分かりますかね。すみ

ません。どういう用語がよろしいでしょうか。

○福島構成員 インクルーシブ教育と言ってしまうとかえって特別支援学校が入らなくなってしまうのではないかという気がするのです。インクルーシブになると。だから、深浦先生が言われるように、例えばこの文言でしたら、いっそのこと、「養成施設は、実習施設として医療提供施設のほか、介護、福祉、特別支援教育における施設、事業所、学校等を適宜含めることが望ましい」。

○江頭座長 なるほど。ちょっと具体的な書きぶりになっていますが。それで大丈夫でしょうか。ほか、何か御意見ありますでしょうか。

手続的には、今の御意見を反映させたものをもう一度次回確認するというでいいですかね。

○医事課板橋 先生方から本日いただいた御意見を踏まえて、次回の検討のときに事務局の提案としてお出しさせていただき、また先生方の御意見をいただくというような形をとればと思います。

○江頭座長 実際にはちょっと口頭でやっているとどうしてもあれなので、書いたものを見ていただくのが次回までということだと思いますので。ではそういう方向性は大体合意がとれているように思いますので、今いただいた御意見を、案をつくって改めて見ていただくということになるかと思います。

それでは、4ページに関して、いかがでしょうか。何かほかに。

お願いいたします。

○鈴木構成員 リハビリテーション学院専門学校の鈴木と申します。よろしく申し上げます。

1点なのですが、要望書提案内容の4つ目になりますが、「実習前の学習状況把握や指導のための実習前評価と、実習での学習を集約しつつ」というところで、「評価・指導を臨床実習に含むものとする」という文言が、今回この資料を拝見しながら改めて思ったのですが、ではどのぐらい含むのか、単位数とするか時間とするか。大変言葉が適切ではないことを承知で使わせていただくのですが、学校さんによってはここが一つの、実習地が確保できなかったときの逃げ道になってしまうと、やはり実習の単位数を増やして、よりよい教育をしていこうという中で、そういった発想をされてしまうようなところも読み取れてしまうのではないかと思いますので、単位数として定めるのが望ましいかは分からないのですが、もう少し、どの学校さんも同じような解釈ができるような形にされたほうがよりいいのではないかなと感じております。よろしく申し上げます。

○江頭座長 ありがとうございます。重要な論点だと思います。いかがでしょうか。

これは深浦先生にお聞きするのがいいのか分からないですけれども、それぞれ前と後で、15単位のうちの1単位ずつをこういったことにみたいなイメージでいいでしょうか。

○深浦構成員 1単位ずつだとちょっと時間数として多いという印象を持ちます。2単位というと2週間になりますので、事後は発表会とか、個別の指導とか、そういうことにな

る。実質上は確かに2単位以上している、実習前は、演習等もやっていますので、2単位以上やっているのですが、ちょっとそれだと臨床実習の単位数が、実際実地でやるものが減り過ぎてくるので、前後合わせて1単位というところで、恐らくそれぐらいでおさめないと、実際の実習の時間数が減ってくるとちょっと困るなというのがあります。

○江頭座長 そうすると、実質は14単位で、振り返りはもちろん大事なのでやるべきですけども、それに、例えば前後で1単位使うみたいな形になるわけですね。今回増やしたことの理由も、多分、それも含めてということだったような気はいたしますので、ということですが、それを何らかの形で少し縛るといえるか、分かるようにするには、具体的に、1単位以内にするみたいなことを入れるというのが1つ分かりやすくはありますけれども。

○深浦構成員 これも厚労省の方にお聞きしたいのですが、よくこういうところは、こういう規定のところではある程度このような書き方になっていて、Q&Aとかでそれをしていくことも多いような気がするのですが、どのレベルでされるのかなと思って。したほうがいいかというところですが。

○医事課板橋 事務局です。

指定規則の中で、教育の目標の中、備考のところでは書かれることが望ましいのではないかと思います。Q&Aに関してはあくまで解釈という部分になっていきますので、どういった意味合いがここに含まれるのかというところだけを記載するほうが望ましいのではないかと思います。

○江頭座長 そうすると、どう書くかという話ですよ。あるいは書かないでも大丈夫か。

お願いいたします。

○神村構成員 やはり実習時間をきちんと実効性あるものを担保するという必要があると思いますけれども、そこをどう書き込むかの技術的な問題だと思いますので、事務局から御提案いただければいいかなあとは思います。ここでの意見としては、やはり実習時間がやたらに減らされないように、きちっとしたものは必要だという意見ということによろしいのではないのでしょうか。

○江頭座長 ありがとうございます。

○西田氏（高木構成員代理） 西田ですけれども、ちょっと今日代理で出席しています。

STの臨床実習の1単位は現場では40時間でもう定義がされていたと思うのですが、そうすると、1単位45時間のうちの40時間が現場での実習になっていて、残りの5時間が、例えば4単位であると、 5×4 、20時間ありますので、その中で前後評価を入れるということになると思います。そうすると、例えば、そのうち前で4時間、後で4時間使った場合だと、あと16時間がいわゆる臨床実習中の時間外学習の時間に少しずつ充てられていくという認識で今まで議論が進んでいたような記憶があるのですが、それであれば、縛りというよりは、臨床実習の時間はしっかり規定されていますので、あとは45時間の残りの5時間分をどのように養成校が規定していくかということになるかと思いますが、いかがでしょうか。PT・OTはそういう運用をしています。

○神村構成員 神村でございます。

従前と同じように、臨床実習そのものの12単位というのは確保しつつ、今回増やされた3単位を振り返り、あるいは実習前後の評価に充てるというお考えでよろしいのでしょうか。

○西田氏（高木構成員代理） いえ、それではないと思います。13単位が臨床実習ですので、40時間を臨時実習の時間に充てます。そうすると、13単位であれば、40×13、いわゆる13週。その中に、1単位は45時間という規定がありますので、5時間分の13単位分がその前後評価の中に使える時間と、あとは実習期間中のいわゆる時間外学習の時間という捉え方になると思います。

○江頭座長 今、13というのはどこから出てくるのですか。

○西田氏（高木構成員代理） 13単位というか、15単位もそうですけれども、1単位が、40時間が現場の実習という捉え方で、全て、13単位だったら、恐らく13週になりますし、15単位だったら15週ということになります。

○江頭座長 13週ということですね。

○西田氏（高木構成員代理） そうです。1週間を恐らく1単位で回していくと思いますので、1日8時間の5日間という。

○江頭座長 恐らく、それは解釈の余地が多分あって、学校によって、この使い方、大分違ったりしませんかね。

○西田氏（高木構成員代理） そこが規定されていると思います。臨地実習は40時間で1単位とするというのが規定されていたと思います。深浦先生、そうですね。

○深浦構成員 そうですね。

○江頭座長 板橋さん、お願いします。

○医事課板橋 事務局です。

今おっしゃるように、確かに1単位は40時間というのは、指導ガイドラインの中で、言語聴覚士、定められています。ただ一方で、1単位を1週間というような読み方、これは運用上で行われているようなものでして、どこかに規定しているようなものではありません。というのも、学校によっては、土曜日、半日あるところ、1日もしくははないところというふうにバリエーションがあったり、各1日の時間数というところが異なったりとかもありますので、恐らくそれは運用上のところで、そういったくくりで各学校がやられている、やりやすいようなやり方というようなところかと思われまます。

○西田氏（高木構成員代理） すみません。1週間というのは便宜上8時間の5日間という意味で使っただけですので、クリニックであるとか、半日実習とかでそれは変わってくるという認識で捉えていただいて構いません。

○江頭座長 ちょっと話を戻しますけれども、この実習全評価と、全てが終わった後に最後に振り返りをするということを多分入れてはどうかということかなあと考えたのですが、その理解でよろしいのですか、これは。それとも、例えば何々病院に行くときに、

それぞれ前と振り返りをする、介護施設へ行くときにそれぞれやるというような形を意味しているのか、その4つ目の○の臨床実習前評価と振り返りでしょうかね、その辺はちょっとどういう、これも自由ということですか。

○深浦構成員 それぞれの養成校で違うかもしれませんが、一般的には、一つの施設が大体、6週2回というか、6単位ずつになります。2施設にいった場合に、それぞれのときに実習後の評価をやっています。トータルで、全部終わった後に全体での報告会とその総合評価という形をやります。振り返りとかそういうのはそれぞれの実習の後にやっています。

そして、実習前の準備という形でやっているというのがもう一つあるというところになります。これは1回ですね。

○江頭座長 その辺りも、自由度は高いわけですね。今回も自由度高くやってもらって構わないと。

○深浦構成員 学校ごとにどうやっているかはちょっと分からないですが、今まではそういう規定がなかったのですが、しかし、絶対必要なもので、そういう形でどこの養成校も実習前後にはやっているとします。

○江頭座長 実習前後の前と後の間がどういう単位なのかということだと思いますけれども、どれぐらいの、学校が、施設が変わるたびみたいなイメージでいいのでしょうかね。

○深浦構成員 振り返りですか。

○江頭座長 前も後もですね。

○深浦構成員 前は、全体を通して実習全体に対する準備とかそれに対する準備ができていのかどうかという評価を行って、その後、各実習施設に行った後に、それについての振り返りということで、各実習が、2か所なら2か所、終わった後に2回やられるというところだと思います。

○江頭座長 それが3つであれば3回やり、あるいは、3つだけど1回で済ませるとか、そのようなのは別に構わないわけですね。

○深浦構成員 そうですね。大体一つの施設で何例かの症例を見たりしているので、その後、その報告をし、それに対してのいろいろディスカッションというか、教育的な指導が行われて評価がなされるというところだと思います。

○江頭座長 それはでも、わざわざここに書く必要はあるのでしょうか。私のイメージだと、取りあえずそれは当たり前のようにやっていて、実習が終わった段階で、15週間でしようかね、最後にもう一回まとめてやるみたいなイメージがあったのですが、そういうことではないのですね。

○深浦構成員 どうですかね、私どもの学科ではそれぞれのときにやっていたので、その後実習が終わってしまっても実習全体としての評価をするというところになります。

○江頭座長 いや、ここの文言が何を意味するかですけれども、それは自由に任せるなら任せるでいいと思いますが、それであれば余り、何単位以内とか、そんなことは書かなく

てもいいだろうと思いますし、そこを必ず設けてもらいたいと。必ずというか、できるだけ。「ものとする」だから、これはかなり義務になるわけですね。何を意味しているのかがちょっと、実習前は、医者でいうと、OSCEみたいな、現場に出るに当たって、マナーなんかも含めてちゃんとというのは分かるのですけれども、5のほうは何を意味しているのかが、確かにそもそも分かりにくいというのがちょっとあったのですが。最後の評価は、絶対それは必ずやりますよね。

○深浦構成員 そうですね。ですから、学生がその実習で得たものというか、そこで経験したものを報告するという形でやって、それに対する評価が行われるというところになります。

○江頭座長 例えばA病院、B病院、C病院の3つ行くと。A病院、B病院、C病院の3つ終わった段階で、臨床実習とはこういうものだったということ振り返ると、そういう総括的な回なのか、それともA病院の評価はもうA病院の評価で終わって、B病院が終わって、C病院が終わって、それは当然何でもやると思うのですけれども、最後まとめて、全員集まってやるということはないというか、どうなのでしょう、その辺は。

○深浦構成員 そこはちょっと学校ごとで異なるかと思います。最後に全部集めて、全体を通してというのはあっていると思いますが、学生に対して個別にというのはわかりません先生おっしゃったとおり、我々のところは個別に、それぞれのときにやって、それであるとは総合評価という形です。

○江頭座長 分かりました。そうすると、実習後のということで書いてありますけれども、これは何らかの振り返りがどこかのタイミングで行われていればいいという理解でよろしいですね。

そうすると、ここはどれだけ時間かけても多分いいのだろうと思いますので、この時間を実習以外のところのすり抜けに使うということとはちょっと違うのかなあという気がいたしましたので、そうすると、これはもうこれで解釈の余地が、解釈が十分できるのであればそれでいいのかなという気がいたしました。

○神村構成員 神村ですけれども、今の深浦先生のお話を伺っても、ここはわざわざ書き込まなくても、各養成校のそれぞれの事情、あるいは自主施設のそれぞれの状況によってきちんと事前の準備、それから振り返りもやっていらっしゃると理解しますので、書かなくてもよろしいのではないかと思います。意見です。

○深浦構成員 ありがとうございます。ここの文言自体はあってもよくて、単位数を規定する必要とか時間を規定する必要はないという理解でよろしいですか。

○江頭座長 実習前評価を実は余りやっていないところがあるのであれば、そういう懸念があるのであればむしろ書き込む必要があると思いますけれども、それがなければ、なくてもいいのではないかとということだと思います。当たり前ですよという感じだと思うのですね。

○深浦構成員 どうなのですかね。そこら辺が。

○江頭座長 もう一つは、ここを切り離すという、臨床実習と切り離して、臨床実習前教育みたいなのを何単位かつくれというのは、今回はちょっと間に合わないですけども、将来的には、そういうことをやっているところもあるのでしょうかね。

○医事課板橋 ほかの職種で言えば、診療放射線技師など、臨床実習の単位数に含めずに、別の単位のところで行うということはあります。

○江頭座長 で、その後、OSCEなんかをやって資格を取ってから臨床実習に行くみたいな、医学生がそうなっていますけれども、そういう形をとられるのであれば、その布石としてこういうことを入れておくのもいいのかなとは思いましたけど。

○深浦構成員 分かりました。ありがとうございます。

○江頭座長 これは残しても別に、すごく違和感があるわけではないので、単位設定はしないということは合意できたかなと思います。

では、今の御意見をもう一度まとめて、また御提案させていただければと思います。ありがとうございます。

続きまして5ページ目に移りたいと思います。この段階的な実施をされているというのが1つ特徴かと思います。見学、評価、総合ということですね。懸念点というか、質問というか、病院または診療所以外の医療提供施設。病院または診療所以外の施設でいいですか。医療提供施設ではないですよ。の施設での実習においても、評価実習、総合臨床実習の実施を想定されているのかということですね。これは見学でないかということですか。これはそもそも、この3段階で15単位という理解でよろしいですよ。

○深浦構成員 そうですね。

○江頭座長 ということなので、それと、それぞれの、先ほど議論しました施設がどう結びつくのかということところがちょっと分かりにくいです。例えば教育というか、学校というか、そういう教育現場だと、総合臨床実習みたいなことがあり得るのかとか、そういう質問が書いてあるのだと思いますけれども、そこはどこかに書いてあるのでしょうかね。

○深浦構成員 今回のこの要望のときに出したのでは、そこは、先ほどの縛りがありますので、医療施設というか、今回、医療提供施設にしましたが、教育機関とかはそれ以外の3分の1以下になりますので、その中で見学もありますし、評価実習、総合臨床実習、その範囲内であればそれでやるということになります。

○江頭座長 では特にこの3つと施設のいわゆる機能というのはひもづける必要ないという理解でよろしいですか。

○深浦構成員 はい、そのように考えておりました。

○江頭座長 ということですが、この点について何か御意見ありますでしょうか。

○安保構成員 安保です。

医者になるときも、early exposure、すごい大事で、やるのですけれども、15単位の中で、この1週間を取るというのは結構もったいないかなと思います。医者の場合、1日だけなのですね。なので、例えば急性期の病院1日で急性期のところを2つも3つも見ても

しようがないので、あと、先ほどいわれていたインクルーシブなところを1つ見るとか、見学実習も、分けたほうがいいと思うのですね。この目的、4つ書いてあるのですけれども、これは見学実習の前に授業でやるようなことなのではないかな。意見になりますけれども、なので、なるべく実習の期間を長くするというふうな方向に持っていったほうがいいかなと。あと、評価実習と臨床実習総合も、結局は中身、一緒なのですよね。なので、そこもちょっとうまく対応できればいいかなあと。一番は、せつかく臨床実習の単位が増えたので、それを有効に、患者さんを診る時間を長くすることにしていただければというのが意見です。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。これも職種によってあれですけれども、early exposureは余り臨床実習とカウントしないみたいなところも多分あるとは思いますがね。診療参加型とか、そういった言葉をつけたりするとも多いと思います。

これは逆に、この青の長さが違うので、大体こんな配分でということだと思いますけれども、そこは別に縛りはないわけですか。見学は何単位までとか、そういうことにはなっていないわけですか。

○深浦構成員 そうですね。目安としてという形で赤はしているという形になっています。それは1日2日という、先ほど御指摘ありましたけれども、そういう場合もあるでしょうし、附属の施設等々であれば長く、幾つかの部門を回ったりということもあるというところですね。

○江頭座長 板橋さん。

○医事課板橋 団体からいただいている要望の内容の中で、先ほど深浦構成員よりお話ありましたとおり、低学年で1週間程度、低～中学年で2～3週間以上、中～最終学年で8～12週以上、これはあくまで目安というような書きぶりで提出いただいていますので、要望の中にこういったものが入っているわけではないというような認識でこちらは受け止めています。

○江頭座長 それは入れたほうがいいという意味ですか。板橋さんに聞く話でないかもしれないですけれども、入れることもできるのですか。

○医事課板橋 はい、入れることも十分可能かと思います。

○江頭座長 この枠組みを変えて見学は臨床実習から外すというのはちょっと今からやることは無理だと思いますので、今、御意見いただいたとおり、後半の部分がやはり大事なので、そこをしっかりとやれるような何か仕組みを入れると。この期間なんかを入れたり、例を入れたりするというのとは一つの手かなあという感じでは今お伺いしましたけれども、いかがでしょうか。

○深浦構成員 深浦です。

これは多くの養成校がこういう形で、3年課程のところ、あるいは4年課程のところは1年次に見学をやり、2年次に評価実習を持ってきて、3年あるいは4年のときに総合臨

床実習という課程を大体踏んでいるので、順次学年が上がるに従って、学習も進んでおりますので、それに合わせた形で組んでいるというところだと思います。

○江頭座長 期間も実質こうなっているので、書き入れることもないだろうと。もう既に暗黙の了解になっているだろうということでしょうかね。

○神村構成員 神村です。

要望書でお示しいただいた、この3つの表を書いていたのは、これは各養成校のレベルでの取組方になっているのではないかなと思いますので、これを全体にこうしろというふうな、それはちょっと要らないのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○江頭座長 先生、すみません、今の御意見は、ここに書き込むような内容ではないという御意見ですか。

○神村構成員 はい。あえて書かなくもいいのではないかなと思ったのですけれども、具体的に1週間程度とかいうのは特になくてもいいのかなと思いました。

○江頭座長 はい。よろしいでしょうか。

見学だけ、1年目だけ13週やって、ほか、1週、1週みたいな、ちょっと極端なのが理屈上はオーケーになるということを防ぐ必要はあるかどうかということで、言い出すと切りがないので、よろしいですかね、そこは。

○神村構成員 そのような養成校は、そういう学校は淘汰されると思いますので。

○江頭座長 はい。ありがとうございます。それでは、増えた分は当然、現場のこの後半の、しっかりと患者さんと向き合うというところを重視していただくということで、ここにはそこを書き込む必要はないだろうという御意見かと思います。ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では次にいきたいと思います。6ページ、お願いできればと思います。こちらは主たる施設ということで、ちょっと論点や懸念点も多いところですが、なかなか厳しい要件、アからカまででしょうかね、主たる実習施設を置くことが望ましいということが出ていますけれども、ちょっといろいろと。現状は、こういうのはないわけですね。現状はないところに新設をしたらどうかという御提案なのではないでしょうかね。

ということなので、実際にもしこれが通った場合にどういうことが起きるのかというのが懸念点の中にも書いてあるところかなあとと思います。

土井先生からも、参考資料8ですけれども、御意見をいただいております、これは土井先生から御説明いただいてもよろしいですか。

○土井構成員 すみません。遅れての参加になりますけれども、よろしく願いいたします。

参考資料でも出させていただいたとおりですけれども、今、江頭先生もおっしゃったように、ア～カ、こういった条件を満たす主たる実習施設というのは本当に設置できるのかなというのがまず素朴な疑問です。その辺は、養成校の先生方はよく実情を御存じだと思

いますので、ぜひ教えていただきたいなと思います。

それから、もしそういった主たる実習施設の設置が可能になったとして、全ての学生さんが同じように平等にそこへ実習に行けるわけではないと思いますので、いろんな、逆に不平等が表面化するのではないかなとか、その辺りも少し心配しております。まずはその辺りを教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○江頭座長　いかがでしょうか。

現状として、このアからカを満たすような施設でも、ほとんどのところはやっておられるという認識でよろしいですか。単に今のを「主たる」と名前つけるだけで済むのかどうか。

○深浦構成員　「主たる」となった場合には、現実的にまだ言語聴覚士は、右側の表にありますように、附属の施設ですね。基本的には。そこが37%ですか、それぐらいでありまして、こういう規定自体がちゃんとそろっているかどうかという確認をしているわけではないのですが、これは私ども言語聴覚士が病院施設で実習する場合には、一般的には、PT・OTも同じ病院等で実習をやることが多うございます。その場合に、PT・OTは既にこの主たる実習施設という設定が、決定されて、それで少しずつ進んでいると思います。おそらく、言語聴覚士についても同じような形、確認が要ると思いますが、可能だろうと思っています。

○江頭座長　このアからカは全く同じ要件ということよろしいですか。

○深浦構成員　西田先生、そうですね。これはほぼ同じですよ。

○西田氏（高木構成員代理）　大体同じですけども、PT・OTについてはさらに教員等養成講習会、360時間の講習会に出ているセラピストが1名以上いることというのが加わっていますので、そうすると、2対1が外れるということになります。主たる実習施設であれば。極論でいうと、一人のセラピストが100人見れるとかいうことになったりする、そんなことはないですけども、一人のセラピストに2人の実習生という枠組みが外れて、ちょっと柔軟に対応ができていくというような施設基準ということになります。それがPT・OT。

以上です。

○江頭座長　比較的共通の基準で、主たるというのをつくったらどうかというのが、他の領域でも行われているというところがあって、同じ施設でやるケースも多いのでしょうか。という現状はあるというところなのかとは思いますが。

すみません。ちょっと忘れていました。参考資料5、こちらの資料について、深浦先生から簡単に御説明いただいてよろしいでしょうか。

○深浦構成員　参考資料5は「言語聴覚士の臨床実習施設について」ということで、附属の実習施設の調査によるもので、この結果は、その資料の6ページの右側と同じことで、養成校に臨床実習が可能な附属施設があるかどうかというところで、「ある」は15.2%と、それから22.7%になります。それからもう一つ、あるけれども、全ての学生の実習を受け入れていないというのがありますが、これを全部入れたのが、ここの右側の23校、37%と

いう形になります。それから、「ない」というのが63%、そのようなところになっております。

それから、複数の症例が経験する形で現状は行われているところが圧倒的に多くなっています。

○江頭座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○神村構成員 神村です。

この主たる実習施設というのが、おおむね附属実習施設、あるいは連携しているところというふうにお考えですよね。今お示ししていただいた参考資料5だと、附属の施設があるかどうかということをお問うたアンケートでしょうか、これは。そうすると、例えば附属の施設がなくても、きちんと連携しているところがあって、臨床実習ができるのであれば問題はないのではないかと考えていますので、逆に、附属実習施設が望ましいと推奨してしまうと、学校によっては非常に困難を感じる場所もあるのではないかと。今実際に養成しているところに結構多大な負荷をかけるのではないかと。ということがちょっと懸念されるのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○深浦構成員 私のほうからよろしいですか。

1つは、今おっしゃったように、附属の実習施設、附属の施設が1つであります。それともう一つは、契約により附属実習施設と同等の連携が図られている施設ということで、そういうところも含めるということです。これは近隣で、連携がきちっととれているような、附属の施設でなくても、そういうところがあれば契約関係を結んで主たる施設という形ではどうかということをございます。

○神村構成員 重ねて伺ってよろしいですか。

○江頭座長 はい、お願いします。

○神村構成員 現状では、臨床実習をしているような施設はきちっとした連携がとれているからこそ臨床実習学生を受け入れているのだらうと思いますけれども、今現状で不十分だということをお考えなのではないでしょうか。

○深浦構成員 ほかのPT・OTもそうだったのですが、多くの施設に少しずつ実習をお願いするという形だったわけですね。そうすると、連携をとっているのですが、よく批判されるのが、お任せでやっているのではないかと。ということが、実習施設のほうに言われてしまうことがありますので、より連携を深めるという意味で、このようなところをしてはどうかということなのです。

○江頭座長 いかがでしょうか。

○内山構成員 内山です。

現場で実習生を20年見てきている者からすると、この主たる臨床実習施設のアからカまでの要件というのは大体そろっていると思います。先ほど深浦会長が言われたように、言語聴覚士の実習を受けているところは理学療法士、作業療法士の実習を受けているところも多いですので、大体このような条件は整っていると思うのですけれども、エの「原則と

して養成施設に近接していること」というのは、まさにアのところのいわゆる学校と施設が連携とりやすいようにとといったところだと思うのですね。学生さんに何かあったときに教官がすぐに、1時間2時間で駆けつけて行けるようなところだったり、実習指導で悩んだときに養成校の先生と御相談ができるというところがこの「近接していること」と入っていると思うのですけれども、そうしたら、このエというのは連携の次ぐらいに、この間の順番の上げ下げではないですけれども、連携が図られていることの次に、原則として養成施設に近接している。だから連携がとりやすい。次に、休憩室だとか図書が整っているというふうな、順番的には、この前の神村先生の話ではないですけれども、そのような階層性があってもいいのかなと思いますし、休憩施設も、学生と話をするとともに、図書も大体はそろっていると思います。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

○安保構成員 安保です。

ちょっと自分の病院の話になりますけれども、近接はしていないのですよね。全国から全て受け入れるという形をしているので。先ほど言われたように、余り附属実習施設というのを出すのは少し違和感があるかなという気がします。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。これはちょっと確認なのですが、主たる実習施設というのを設定した場合に、何か縛りがあるのでしょうか。主たると主たるでないとが出てくるとは思いますけれども、その違いが何か出てくるのでしょうか。後で、多分実習の、2人に1人みたいなその要件があったかと思いますが、それ以外で。結局、この主たる実習施設を設置するという御提案の一番の狙いがどこにあるのかなというのが。緊密な連携体制は既にとれているはずなので。

○神村構成員 そうですね。今、座長がおっしゃったように、現状で連携がとれているから実習生を受け入れているのではないのかなと私も思っているところですが、先ほど高木構成員代理の西田さんがおっしゃったように、こういう主たる実習施設を設定することによって、実習指導者が1人が担当する学生の数を2人を限度とするという要件を外すというところを求めていらっしゃるとおっしゃったように聞きましたので、そこが大変議論があるところではないかと思います。

もしそれを目指して主たる実習施設というのを、PT・OTと同じようにということであれば、STの仕事からすると、小さいところで1対1とか、そういう実際の業務をなさるについて、そういうことを考えて学生の数を2人という限度をつけたと私は聞いていますので、それをとるのはいかがなのかなあと考えています。ですから、もしそういう段階を経て主たる実習施設ということをお申し出、こういう御意見を持っているのだったら、この段階で反対いたします。

○江頭座長 後でちょっとまた議論になるかもしれませんが、それも。

○西田氏（高木構成員代理） 西田です。

私の説明がちょっと悪くて、すみません。2対1という、そこをとるというものではなくて、主たる実習施設を置くことはやはり、ハラスメントの防止であるとか、対策が最初に来ているかと思います。これまでもちょっと国会でも取り上げられていた事案もありますので、臨床実習で自殺者が出るとか、そういう事案をしっかりと防止する体制を整える施設ということで、近接で、すぐに、看護師のようについていくことがないので、その連携がとりやすいというところでの主たる実習施設かと思います。その中で、先ほどの教員養成の要件を持ったセラピストがいることで、そういう教育的な指導であるとか、ハラスメントの防止をきちんとマネジメントできるセラピストがいれば、2対1がとれるというよりは、柔軟に臨床実習を組めるというような意味合いで御理解いただけるといいかなと思いますので、その点、訂正させていただきます。

以上です。

○江頭座長 これはちょっと私のほうのあれですけども、要するに、狙いというか、要件はいかがでしょうか。8割はここでやるとか、そういうことを考えておられるのか、全部、主たるにしてしまえばいいのかなという気もしますけれども。ハラスメント予防等であれば、当然、主たるでなくても大事なところになるので、主たるをあえて設定する、その狙いというのがいま一つピンと来ないのですが、いかがでしょうか。PT・OTでやっておられるので、実態も含めて、主たるにしたならこんないいことがあったみたいなことがあれば教えていただければと思います。

○西田氏（高木構成員代理） すみません。私、理学療法士なのでですけども、PT・OTでも、教員養成講習会の360時間を受けた人がいないと主たる実習施設にまだ登録できない状況でして、その講習会が先日終わったばかりです。3月5日に終わったばかりですので、まだこの主たる実習施設での運用は開始できていないという状況がありますので、結果といいますか、その経過の報告というのはまだ上がってきていない状況です。

○江頭座長 ありがとうございます。まだこれからというところですね。

では板橋さん。

○医事課板橋 事務局です。

今お話しいただいている中で、要件に教員360時間というのはPT・OTで入れられているところですが、現時点、この要望書でいただいている主たる実習施設の要件というのはこのアからカにあるものになっていて、教員の要件というのは特に入っていません。今のお話の中のハラスメントのところが要件、主たる実習施設を置く一番の理由というふうに言語聴覚士では今なっております。

○江頭座長 この後の議論が、主たるがあるかないかで全然変わってくるようなところがあるので、次もセットでやってみてもいいのかもしれませんが、いかがでしょうか。もう一度、しつこいようですが、主たるを設定する狙いがどこにあるのか、ちょっと御説明いただければと思うのですが。御説明というか、御提案いただいている深浦先生になるので

しょうか。

○深浦構成員 深浦でございます。

主たる実習施設を設けるというのは、ここに書いておりますように、緊密な連携体制をとるとというのが、実習における教育に関する目標とかそういうものをきちっと協働して、日常的にいろいろ連絡がとれるということを中心に考えて、PT・OTが先行してそういう形のものをつくっておりましたので、それを参考にして、言語聴覚士もそういう実習施設というのがあったほうがいいのではないかというところでもあります。その中の一環として、今、西田先生がおっしゃったように、ハラスメントとか、それから一人一人の、実習に行ったときの学生の、心理的というか精神的な状態を随時日常的に把握できるというところで、全ての実習施設でそのようになれば一番いいのですが、近いところで、そうやって連絡をとりながらきちっとできるというところで考えておりました。

○江頭座長 主たるをつけなくてもできるのではないかという。

○深浦構成員 そうですね。

○江頭座長 というか、やらなければいけないのではないかとは思いますが。主たるでなくても。あるいは、主たるでしかやってはいけないということであれば今のは成り立つと思いますけれども。

○深浦構成員 だから、そのようなところできちっと連絡がとれたり、いろいろなについて施設のほうもオーケーであるということがあれば、主たる実習施設として登録していただくという形になるかと思うのです。

○江頭座長 施設のレベルを、協力してもらえる施設をちょっとあれする感じになってしまいましたかね。

○深浦構成員 そういう意図も余りないのですけれども、全ての施設がそうになっていただければというのは確かにありますね。

○江頭座長 それから、主たるで何人ぐらいとか、そういうことは。主たるということは、そこで実習の9割とか8割をやるとか、そんなイメージなのですか。

○深浦構成員 具体的なそこら辺のイメージは議論していません。

○江頭座長 ですよ。ですから、主たると言いながら、1割しか主たるでやらなかったら、なんか絵に描いたモチみたいになるでしょうし、ちょっと。

○神村構成員 この協会の要望書につきまして、協会の加盟している養成校の総意なのでしょうか。今のお話ですと、大規模な附属施設を持っていらっしゃるような大規模な養成学校のお考えなのかなあとと思ひまして、実際に先ほどのアンケートを拝見しても、このような条件をまだ満たしていないところもたくさんあって、これからこのようにしてほしいという理想をおっしゃっているのは分かりますけれども、そこで縛ってしまう必要があるのだろうかと感じます。特に、本当にこれが総意なのかどうかというところが、失礼ながら、ちょっと感じました。

○土井構成員 土井です。

もし分かったらでいいですけども、今、養成校の中で附属施設がない施設が39校、63%ですよね。ただ、こちらの養成校も、もちろん今、臨床実習されているわけで、連携している施設がそれぞれあると思うのですね。その施設の中でシミュレーションしていただいて、この主たる実習施設の条件のアからカですかね、どれぐらいの施設が条件を満たしているという想定なのでしょうか。大部分の施設が主たるになれるという理解でよろしいのでしょうか。教えていただけたらと思います。

○深浦構成員 個別にいろいろの学校、養成校でどうかというのはちょっと分からないのですが、先ほど内山構成員からも話があったように、古くから臨床実習を受けてあるところというのはそれなりに要件を満たすところが多いのではないかと。それから、理学療法士、作業療法士も同時に臨床実習受けているような施設だとそれが多いのですけども、ほとんど、満たすところはそれなりに多いのではないかと考えております。

○土井構成員 もしそれでしたら、今の附属施設は恐らく条件満たしているので、ほとんどが主たる実習施設に名称変わるのでしょうけれども、ほかのそういった附属施設でない施設もほとんどが条件満たしているということであれば、名前だけ全部主たるに変わることだけのような気もしますし、その辺がよく分からないのですが。そうすると、何のメリット、名前が「主たる」がついただけの、何がメリットなのかと逆に思うのですけれども。すみません。

○江頭座長 いかがでしょうか。

○福島構成員 福島です。

逆に、逆の立場で、今、養成校のほうの議論が出ているわけですけども、学生を守るという観点からしますと、ハラスメント防止というのがメインとなるような概念だとすると、学生の全実習時間のうちのある程度の部分、かなり長い部分というのをカバーしていないと、学生たちをハラスメントから守ることができなくなるのではないかと思いますよね。それからすると、主たる実習施設で、ハラスメント予防策を十分とられているのですというところで、何時間以上実習を行いますみたいな、そういう形にしないと実効性がないものになるのではないかと思いますけれども、そういうところの考え方というのはどう理解したらよろしいのでしょうか。この中に含まれてくるものなのではないでしょうか。

○江頭座長 私が回答するのもあれですけども、ではほかの施設はどうなのだという話になると、そんなところに送ってはいけないわけじゃないですか。ですから、それは多分成り立たないので、土井先生の御意見のように、名前だけで何が、全ての施設が主たるになってしまって、何なのだろうな、この設定する意図がよく分からないというところで、そうすると、先ほどの、指導医が2人の1人というのが少し違うというところだけが基準として出てくるというように今のところ見えてしまうというところかなあと思うのですね。

○福島構成員 すみません。私自身の古巣は岡山大学病院なのですけども、岡山大学病院もSTの養成コースを自分のところで持っていないので、全国からいろんな学生を引き受けていました。そうすると、かなり遠方からおいでになられる学生さんというの

が結構いまして、そういう学生たちのメンタルの部分というのはかなり心配なときというのも正直ありました。

ただ、そうなる、もしもこの主たるというのがある程度制限になってきて、近隣のところでないと受けてはいけませんという形になってくると、岡山大学病院なんかはほぼほぼ学生実習を受けることができなくなるのではないかとも思うのですけれども、どういう運用にされるのかというのが本当に分からなくて、それがちょっとお聞きしたいかなあと。

○江頭座長 いかがでしょうか。

○土井構成員 土井です。

先ほどお話をお聞きしていて、ハラスメントの予防だとか臨床実習の質を上げるためにこういう主たる実習施設ということであれば、PTとかOTさんと同じように、主たる実習施設の要件の中に、やはりそういう指導者の条件がまず入るべきだと思うのですね。それが全く入っていない状態で、目的は何ですかと言われて、ハラスメントだ、教育の質だと言われると、なかなか理解できにくいですね。やはり江頭先生がおっしゃったように、そういった2対1のルールを外して、大人数をその実習施設に送り込むという目的なのかなとどうしても思ってしまうのですけどね。

○江頭座長 私がそう思っていたわけではなくて、そう書いてあるというだけですので、そこは誤解のないようにお願いしたいのですが、その説明をぜひお願いしたいということです。なかなか意図というか、本当に狙いが少し分かりにくいというのが正直なところなので、ぜひ。それで、PT・OTで先行されているので、実際やってみたらこんないいことあったというのがあればもちろん取り入れていくということでもいいと思っていたのですが、まだそれも分からないという状況のようですので、少し議論難しいかなあという感じがいたしましたが、この段階でいかがでしょうか。入れたら、こんな狙いが、こんなに効果が期待できるみたいな、そういう御意見があればぜひお願いしたいのですけれども。

よろしいでしょうか。少し膠着状況になりつつあるので。

○深浦構成員 今、土井先生がおっしゃった、そこにいる指導者の要件について、PT・OTみたいに書いていないので、これは確かに、その質という、臨床実習の質という意味では必要なことだと思います。もう少し詰めなくてはいけないところがある、今日の御意見を伺ってそのように思いました。

○江頭座長 分かりました。では、今日結論は出せないと思いますので、ちょっと先の議論とも実は関係しそうなのですが、取りあえず再検討というところで、今日はこれぐらいにしておきたいと思います。

とはいえ、次のところも一応検討いただきたいと思います。まず、7ページ目ですけれども、実習指導者と担当する学生の人数ということで、この主たる実習施設等々についてはちょっと今回は議論しないほうがいいのかあということと、緩和するのはいかがなものかという御意見がもう出ていたかと思います。それで、見学実習についてはそれほど厳しい人数制限は要らないのではないかというところについてはいかがでしょうか。これは

現実的には妥当でよろしいでしょうか。

恐らく評価実習と総合臨床実習は比較的近い実習になるという御意見も出ていたと思いますが、そこはきっちりと指導を手厚くしていくということで、見学は、そこまでは要件は出さなくていいという御提案をいただいていたかと思いますが、それについてはよろしいでしょうか。その方向で。

(首肯する委員あり)

○江頭座長 ありがとうございます。では、7ページについては以上にしたいと思います。

それから、その後は、臨床実習の指導者の要件ということで、これは要するに講習会事項等々というところが出てくるのですが、基本的には、何らかの講習会といいますか、そういったことを受けた方が指導者になるということで、努力目標ではなくて、今回、義務化という言葉はあれですが、ということで御提案いただいているかと思います。

それで、2人に1人ということで、実際に足りるのかというところでしょうかね。間に合うのかなというところでしょうかね。これが発動してからということと、それから、講習会については、特定の講習会の指定でいいのか、それとも、これから新しく立ち上げていただくようなものも出てくるかもしれないので、広く募るような書きぶりにするのがいいのか、この段階では一応限定している感じでしょうかね。ということなので、新規参入はハードルが高くなってしまうというところかと思います。これは結局、養成人数とも関係しているのではないかと思いますので、それから、これまで既に受けていただいた方を遡及するというのですかね、どうするかという、その点が一応論点として出ているところかと思います。いかがでしょうか。こちらも重要な点ですが。

○福島構成員 医療研修推進財団のほうで、例えば、もうちょっとSTの関連の業界からいろんな人がこの講習会を受講するようになって、それをさばけるだけの能力があるかということの内々に確認はしてみたのですけれども、できないことはないという形の意見を言っておりましたので、これが今回の改定に間に合って、本当に必要事項として出てくるかどうかというのはまた別な問題だと思いますけれども、講習会での対応自体は十分可能なのではないかとということでした。御報告です。

○江頭座長 ありがとうございます。これは具体的に何人ぐらい必要で、そのためにどれぐらい必要かみたいなシミュレーションは、数字的なのはされておられるのでしょうか。その結果が今の御回答ということですか。

○福島構成員 はい。医療研修推進財団が多分こうなるのではないかとということで、シミュレーションはしてくれました。それだとすると、今後5年の間で、例えば300人ぐらいの方が必要になるとざっと仮定すると、例えば数年の間は猶予期間あってということも計算に入れると、何とか対応できる形になるのではないかと感じです。

○江頭座長 そのシミュレーションがどうなのかというのはあると思うのですけれども、あるシミュレーションでは、この1つ目、2つ目のポツの懸念は、ぎりぎり何とか実現可能なのではないかと御意見かなあと思いましたが。

板橋さん、お願いします。

○医事課板橋 事務局です。

参考資料4の団体の要望書をお願いします。こちらの12ページ目、団体のほうで出している要望書になりますが、こちらでシミュレーションをされているというのが書かれている状況です。表を出していただいてもよろしいでしょうか。

実際に講習会の受講が必要なSTという方たちを書かれているような状況でして、指導者の合計、これは一番右側を見ればいいのか、深浦先生に補足していただければと思いますけれども、4500名程度の方たちが、受講対象は3000名ですかね。違うな。深浦先生、ここ、補足をお願いしてもよろしいでしょうか。

○深浦構成員 はい。これは養成校の定員数の1.5倍の人数が多分臨床実習の指導者として必要になってくるだろうと想定して、このようにしております。定員のですね。ですから、ここの開始が、2024年に入学する学生を対象とする場合に、968人、ここまでに養成しないといけないし、2025年までには1266名という形で、ここの数値になっております。

でいいですかね、板橋さん。

○医事課板橋 はい、ありがとうございます。一応団体のほうで出している養成しなければいけない人数というのがここでありましたので、お出しさせていただいた次第です。

○深浦構成員 それと、ここの要望書のほうにも書いたのですが、養成課程が言語聴覚士の場合多くて、これは一般的には高卒プラス3年以上のところを想定してされるでしょうが、大卒プラス2年のコースは、改正があったら、次の年には実習指導者を養成しなくてはならないという意味で、ここに非常に多くなっているところですよ。もちろん1年目から受けさせるところもあるでしょうから、そのためにここの数を設定しているということですよ。

そこで、臨床実習指導者の養成も少し猶予期間をいただくと、助かるけれどもという話をして、お願いをしたところですよ。

○江頭座長 ありがとうございます。そうすると、ちょっとぎりぎりだけど、そういう猶予期間の延長みたいな措置も検討しながら、それほど非現実的な数字ではないというか、そのような理解でございましたが、どうでしょうか。コロナみたいな、何というか、それは考えていると切りがないですかね。

○神村構成員 神村です。

8ページですかね、「いずれかの講習会を修了した者であること」という条件をお書きいただいているのですけれども、それを2つ並列して書いていらっしゃるのですけれども、かなり内容が違いますよね。それぞれ2つ。まず、1つ目が「厚生労働省が指定した指針に基づく臨床実習指導者講習会」ですよ。2つ目のほうが、先ほどからのお話にある医療研修推進財団の実施する、これは養成施設の教員養成講習会ですよ。内容が大分違うものを2つ挙げていただいているので、これでいいのかなというところが1つあります。

それと、このガイドラインのほうですけれども、ほかの職種ですと、ガイドラインの臨床実習施設の実習指導者の要件に、知識に優れとか、その分野の知識をちゃんと持っているということは言葉として入っているのですけれども、言語聴覚士の場合はこのガイドラインの文言の中にそういうことがなくて、もしそういう、知識に優れというのが入っているのだとすれば、例えば先ほどの右側のほうですね。要望書の御提案いただいた2つの講習会のうちの2つ目のほうは教員養成の講習会であって、言語聴覚士の知識をさらに強化する、補完するという講習会ではないということになりますよね。そうすると、余りふさわしくないのではないかなあとも思いますが、その辺りはいかがでしょうか。むしろ、今、オンラインでもできるということで、開催のときの人数の緩和が図られているということなので、指針に基づく臨床実習指導者講習会というものを、協会のほうでとか、きちんと拡充していただくほうが大事になるのではないかなあ。そのほうが実際に言語聴覚士の方の持っている知識もアップデートすることになるのではないかなと思います。教員養成の話、養成校の教員の養成の話と臨床実習の指導者の話と一緒にするものではないのではないかと思います。

○江頭座長 12ページの資料の論点・懸念点もちよっと近い懸念というか。教員に対する、教育学に関する内容を主眼としたものなので少し異なるのではないかという、それに沿った御意見のような気もいたします。いかがでしょうか。

○深浦構成員 深浦ですが、よろしいでしょうか。

○江頭座長 はい。

○深浦構成員 ありがとうございます。

1つは、原則としては、先生おっしゃったとおり、厚生労働省が指定するという内容を持った講習会だと思いますが、要望書のときは、理学療法士、作業療法士の規定が研修推進財団の講習会もなっておりましたので、それで入れておりました。

今、臨床実習指導者の要件に関する事項（2-2）になっていますかね、これはオンラインで令和3年度は変わったのですが、我々が参考にしたのは令和元年度のもので、臨床実習指導者講習会の内容と該当するのではないかということでここを加えたということです。

理学療法士、作業療法士がこの医療研修推進財団の講習会で、それも上の厚生労働省の指定した指針に基づくものを含むという、当時、含んでいるという理解でこのようになったのだらうと思いましたので、そのようにここに入れていたわけであります。原則は多分1ポツの「厚生労働省が指定した指針に基づく臨床実習指導者講習会」ということで、そのとおりだと思っています。

○江頭座長 これは、もし教員養成のほうの講習会は該当しないということになると、先ほどのシミュレーションもまた変わってくるということではないのですかね。

○深浦構成員 そうですね。少し。

○江頭座長 頑張るって養成しないといけなくなると。こちらの教員養成、教員等講習会に

については、これは結局、現場で働いておられるSTさんが受けられるものとして、実際にはどうなのでしょう。教員を特に目指していない、臨床実習はやりましょうという方なのだろうと思いますけれども。

○深浦構成員 臨床の現場にいる言語聴覚士がこの講習会を受けている例は余り多くはないです。それと、言語聴覚士がこの講習会に参加したのがまだ短いというか、新しい。総数もそれほど多くはないです。

○江頭座長 そうすると、外してもそんなに影響はないということですか。

○深浦構成員 今まで受けたという人たちが、PT・OTは認められるのにSTは認められないのかとなるとちょっと困る。

○江頭座長 そうですね。そういう、少し別の混乱というかは出てくるかもしれないですね。でも、あるべき論というのもあるので。

○深浦構成員 だから、教員になっていて、これを受けた人が、現場に行っている人たちもいますので、そこで臨床実習を受けている人たちもいますので、ちょっとそこら辺が、PT・OTはオーケーなのにSTはどうしてだめなのだという話になりかねないと。

○江頭座長 お願いします。

○双川医事課長補佐 医事課長補佐の双川と申します。

今の御意見は、医療推進財団が行っているPT・OTについては基本的には指針に則ってセットされているものなので、それを受けていただければ必然的にオーケーになるのですが、資料の11ページを見ていただくと、STの場合の指針について、この①から⑥というのがあるのですが、それを下の表の右側に当てはめると、④、③しか入っていないので、かなり指針に伴っている講習にはなっていないように見えますので、今まで受けている人が認められないというのは仕方がないのかなという解釈になるかと思います。

以上です。

○江頭座長 この辺もPT・OTと共通ではないということですね。

○双川医事課長補佐 はい。共通というか、指針に伴っている部分が足りていない状況だと私は認識しておりますので、厚生労働省が定める指針と同じようなレベルの講習会にしていいただければよろしいのかなと思いますが、今現状、そうっていない。

○江頭座長 ちょっとなかなか問題になってきましたね。

○深浦構成員 深浦です。

特別講義とかで、多分、3職種別々に入ったりとか、あと、臨床実習の到達目標と修了基準というのは令和元年度で入っていたものですから、これは該当するだろうと思っています。②ですかね。

言語聴覚士が入ってから、言語聴覚士が、その3職種というか、PT・OT・ST分かれて分科会みたいな形でやっていたと思うのですが、私も今資料を持ち合わせていませんので。

○江頭座長 板橋さん、お願いします。

○医事課板橋 事務局です。

今のお話のところで、12ページ目開いていただけますでしょうか。深浦先生おっしゃるとおり、令和元年度には、特別講義というところで、臨床実習の到達目標と修了基準というものを行っておりました。ほかの年度に関して、この特別講義というのはそのときそのときのトピックスとして入れている内容が変わるようなものという扱いと聞いております。令和3年度に関しては、そここのところに内容として含まれるものというのがこういった臨床実習の到達目標等とはなっていないのですが、元年度に関してはこれが入っていたという状況にはなっております。

また、別のところ、追加の情報になるのですが、先ほど神村構成員より、ほかの職種に関しては、臨床実習指導者については各指導内容に対する専門的な知識に優れというような言葉が入っているが、この職種は今入っていない。そこも入れるべきではないかということをお指摘いただいたかと思えます。ほかの職種というのを見てみたところ、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、義肢装具士にはその言葉が入っております。また、理学療法士、作業療法士に関しては、「理学療法、作業療法に関し相当の経験を有する」という言葉をつけ加えて入れてあるというような状況になっています。

以上です。

○江頭座長 言語聴覚士は。

○医事課板橋 現状、入ってはいない状況です。

○江頭座長 その手の用語は全くないのですか。

○医事課板橋 そうですね。そろえてというような御意見があれば入れることも、先生方の御意見をいただければと思います。

○江頭座長 ちょっと今日の論点としては明示的には書いていないわけですね、そこはね。御指摘をいただいたということかと思えます。

○神村構成員 重ねて意見を言わせていただきたいのですが、やはりそういう指導者にぜひ、知識に優れる、その分野での優れたものをきちんと持っているということ担保した上で、指導者として臨床実習の指導者になっていただくということであれば、臨床実習の指導者講習会って余りにも時間が違い過ぎますよね。この指導者講習会は16時間、一方、教員養成課程のほうは132時間でしたっけ。これで同じ、並列して扱うものというにはちょっと内容も違い過ぎると思います。ちょっと違うのではないかなあと考えています。先ほどの、特別に、特別講義としてSTのことも講義の中に入っているとおっしゃいましたが、やはりそれが具体的に書き込まれていない、担保されていないのであれば、あえてこの教員養成課程のほうを含める必要はないのではないかと。それよりも、臨床実習指導者講習会を拡充していただいて、オンラインもちゃんと使って、頑張ってくださいほうが妥当だと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

すみません。ちょっと司会の不手際で少し時間が過ぎてしまっていますので、すぐには

結論出ないことも多いと思いますので、そろそろ締めの方にはいきたいと思いますが、この御提案内容そのままはやはり難しいだろうということで、少し背景、シミュレーションをもう一度見直して、神村先生、最後言われたのも、余りにも2つ違うのではないかと。そのとおりでして、そもそも要件としてどうなのかというところも確認した上で、それから、過去を遡及して認めるにしても、その辺が多分問題になってくると思いますし、その上ではしないという方針も出てくる可能性あると思いますので、その辺、今すぐ、今日結論を出すのは難しそうな感じですので、一回引き取らせていただいて、少し整理をして、次回になってしまうのですかね、すみません、提示させていただくということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○江頭座長 ありがとうございます。

一応今日用意しました論点についてはかなり貴重な御意見をたくさんいただいたと理解しております。かなり宿題をいただいた感じだと思いますので、次回に向けて少し事務局のほうでも整理をさせていただいて、再度提案をさせていただくということになるかと思っています。

ということで、本日の議題については一応これで終了ということにさせていただければと思いますが、事務局からはいかがでしょうか。

○医事課板橋 確認になりますが、13ページ目の施設で求められる設備、これは主たる実習施設のことを言われていることになっているので、取りあえずはまたほかの内容と合わせておくというような認識でよろしかったですか。

○江頭座長 はい、それでお願いします。

○医事課板橋 承知いたしました。

○景山医事専門官 それでは、次回の検討会の日程でございますけれども、5月17日(火)16時30分から、今回と同様にウェブ開催となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○江頭座長 ということで、すみません、急に閉じた感じになってしまったのですが、本日、長時間にわたり、本当に貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。ちょっとたくさん宿題いただいたところですが、いいものをつくれるように、次回に向けて検討していきたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。これで終了とさせていただければと思います。またよろしく願いいたします。

○景山医事専門官 定刻になりましたので、ただいまから、第3回「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催します。

本日は、オンラインでの開催にて、先生方には御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

構成員の出欠等についてでございますけれども、福島構成員より、用務のため御欠席の御連絡をいただいております。また、神村構成員より、用務のため遅れての御出席の御連絡をいただいております。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

資料1「国家資格の受験資格取得のための要件について」。

ほかに参考資料1から4までございます。

不足する資料がございましたら、事務局にお申しつけください。

なお、オンラインで御参加の構成員の皆様へのお願いとなります。発言なされる際には、Zoomの「手を挙げる」というボタンがございますので、クリックいただき、座長の指名を受けた後にマイクのミュートを解除の上、発言いただきますようお願いいたします。また、発言終了後は、マイクを再度ミュートにしてくださいませよう、よろしく申し上げます。あと、画面のほうを構成員の皆様で上げられていない方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

それでは、座長、この後をよろしくをお願いいたします。

○江頭座長 座長、進行を務めさせていただきます江頭です。

本日もお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ぜひ活発な御議論をお願いしたいと思います。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、1番が「国家資格の受験資格取得のための要件について」、2番が「その他」ということで、1つということ、これについての集中的な審議ということになるかと思います。

それでは、まず、議題1の「国家資格の受験資格取得のための要件について」ということで、資料に基づいて事務局より説明をいただき、続いて、参考資料4がありますので、言語聴覚士の養成における大学院教育の実情については深浦先生に御説明いただくということで、まずはそこまでお願いいたします。

それでは、事務局からお願いいたします。

○医事課板橋 事務局です。

資料の説明に移らせていただきます。資料1を確認いただけますでしょうか。「国家資格の受験資格取得のための要件について」となります。

1枚おめくりいただきまして2ページ目、言語聴覚士の受験資格に関する法制定時の考

え方についてまとめさせていただきました。まず、業務形態から見た養成の時間と内容に関して、言語聴覚士または聴覚に関わるリハビリテーションを必要とする者として、音声障害や吃音、聴覚障害等の方々がいらっしゃいますが、言語機能及び聴覚のリハビリテーション業務については、嚥下訓練や人工内耳の調整など診療の補助行為として行うべき行為が含まれているため、医師・看護師が行うか、または業務から診療の補助行為を除いて行う必要がございました。前者の場合には人材の確保の問題があり、後者の場合には実施される内容が不十分になる問題が生じていたことから、法制化による対応が取られたというような状況となっております。

これらの業務は専門分野における医学的な知識とともに社会的環境との相互作用及び心身との相関という観点から、言語機能などの障害を総合的に捉える能力が必要となります。

そのために、生理学、音声学、言語学の他に心理学や人間発達学などの修得が必要とされるが、その履修には臨床実習も含めて、およそ3,000時間の養成時間が必要であると議論がされまして、その他の医療関係職種の資格と比較することによって、3年間での修得が可能というふうな議論づけとなりました。

これらの議論によって、資格取得要件の考え方としまして、言語聴覚士、基本的な養成の過程は法第33条の1号にあるような言語聴覚士に求められる知識等、およそ3,000時間程度と考えられたこれらのもので3年以上の教育を行うことが適当となっております。また、4号というのも基本的な養成の過程として立てられたものになっていまして、この4号に関しては、必ずしも専門の学部で行う必要はなく、また、様々な学部での卒業生が資格試験を受験できるようにすることが適当という意味合いでつくられております。

また、この職種は応用的な養成課程もございます。それが5号、2号、3号となります。5号は一般の大学を卒業した者が既に大学において基本的な教養は身につけているという考え方から、2年制の養成課程がつけられております。2号、3号、これらについては大学や他の医療関係職種の養成所などにおいて一定の科目を履修した者となり、この方々が養成施設での修業期間を短縮し、受験資格を取れる多様化したものとなっております。

3ページ目に移りまして、第1回から先生方に見ていただいております受験資格のルートになります。

4ページ目では、1号に関しての基本的な言語聴覚士の教育を文言として挙げています。1号としての指定を受けるに当たって、これら1から13の基準が立てられています。

5ページ目に移ります。1号の課程で教える教育として93単位が現行としてありますが、その教育の内容となります。

6ページ目に移ります。今回の議論する上での論点としてこのページを用意させていただきました。まず、背景と問題意識として、言語聴覚士、国家資格の受験資格取得のための要件として、社会のリカレント教育推進の視点から、大学の学部を必ずしも卒業せずに

言語聴覚領域を専門とする大学院に入学する場合や、幾つかの養成所などの在籍歴から結果として言語聴覚士の養成に当たり厚生労働大臣の指定する科目が履修済みとなっている場合があります。昨今の国家試験において、下に示させていただいています事例1、2というのがありますが、法第33条の4号として受験申請があったことから、今後も想定されるケースとしての考え方をここで整理させていただければと考えております。

事例1、事例2、一つ一つ説明させていただきますが、まず参考1、下の言語聴覚士法第33条4号のところを見ていただければと思います。そもそもこの4号というのは、短大を除く大学または旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者、またそれに準ずる者として厚生労働省令で定める者となっております。厚生労働大臣の指定する科目というのはその下、1)で示させていただいているもので、1から18の科目がございます。準ずる者となっているのが2)として示させていただいているもので、職業能力開発関係の学校課程を修めた者というのが記載されています。4号については、大学を卒業し、かつ大臣指定の科目を修めた方となっております。

事例1では、看護の大学を卒業した後に大学院で言語聴覚の科目を修める方々。事例2は、短期大学を卒業し、大学院で科目を修め、また別の大学院で修め、結果的に大臣の指定する科目が履修済みとなっている方になります。今後もこういった形で4号としての受験申請が見込まれるという意味合いで、今回の議論をさせていただければと考えております。

7ページ目に移ります。関係する法令として出させていただいています。今回の議論の中で大学院が一つのワードとなってきまして、この大学院について設置する基準が大学院設置基準で示されています。そのほか、割愛を取らせていただきますが、大学院の入学資格については、学校教育法で定めるものがございます。

8ページ目、学校教育法で定める中には、大学の目的、大学院の目的、また短大の目的というふうに設置するものによっての目的が異なるように記載されています。そして、学校教育法の中には、学位授与機構についても大学の卒業と同等というものが組み込まれております。

また、学位授与機構の学士の取得については審査がございまして、規定で示されている内容としては、小論文または面接等を行い、この試験をもって審査の上、受理というような形を取らせていただいております。

9ページ目に移ります。これらの情報を基に論点を御議論いただければと思っております。大学院における国家試験受験資格の取得について、法制定時の考え方に照らし合わせて、およそ3,000時間の養成時間の中で言語聴覚士の国家試験受験資格の取得までに求められる要素を以下の3つに分解することができます。1)としては、豊かな人間性、創造性、社会の形成者として必要ないわゆる資質等を養うための修業期間として1年以上。また、2)として教養に関する知識等とその養成に要する期間としての基礎科目の履修、12単位。最後に3)として、言語聴覚士に求められる知識等ということでの期間、これが専

門基礎分野及び専門分野の科目として73単位。これら3つを全て履修等することによって、国家試験が受けられるようになっていきます。

4号、1号、3号、5号を示させていただきましたが、4号に関しては、「大学において」という部分で1)、2)が既に履修できているということでの免除が取られておりません。残るは告示の227号で3)の必要な科目73単位に相当するものを履修し、国家試験を受けられるようになっております。

3号に関しては、赤字記載の1年以上の修業期間、告示226号で示す1から5の基礎の科目、そして、指定施設において2年以上、言語聴覚士として必要な知識・技能等、73単位の専門科目を修めていただくとなっております。

また、指定施設は、言語聴覚士養成の指定施設基準というものがございまして、修業年限、教育の内容、専任教員、教育上必要な機械器具、模型等が定められています。

10ページ目に移ります。これらの情報を加味し、想定される具体的なケースごとの考え方をここで示させていただきました。論点ページになります。大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得する場合に、教育の水準が他の要件と整合性が取れ、かつ教育の質が下がらないことを前提とした受験資格とする必要がある。前ページ等に基づいて、今後想定される具体的なケース、考え方について下記に示させていただきます。これは明文化してはどうか御意見をいただければと思います。

まず、言語聴覚士の4号に関しては、大学に行き、指定する科目を履修することで国家試験を受けられるとなっております。これが想定される1つ目のケースとしましては、大学の卒業に加えて、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得するケースとなっております。これは大学院において2年以上の専門基礎分野及び専門分野に相当する教育内容を求めることとするというのが考え方の一つとさせていただきます。

2)として、大学を卒業していないが、学位授与機構により学士を取得していることに加え、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修めているケースとなります。学校教育法において、学位授与機構による学士の取得は、大学の卒業をした者に対して行われることとされています。これを踏まえて、大学の卒業に準ずるものとして、学位授与機構による学士取得を求めることとしてはどうかとなっております。加えて、大学院については、1)と同様の扱いをすることを考えております。なお、豊かな人間性、創造性、社会の形成者としての必要な資質等が養われるかについては、学位授与機構での学士の取得では、学位の審査の通過をもって証明することとしてはどうかと考えております。

3)大学の卒業または学士の取得はなく、大学院を含めて言語聴覚士として必要な知識・技能を修得するケースとなります。これは法第33条第3号と同様に、短期大学を含む大学、高専、また関係する養成所等に関して1年以上修業し、かつ厚生労働大臣が告示で指定する科目を修めた者であることを求めることとしてはどうかとなっております。加えて、大学院については、1)と同様の扱いとすることを考えています。大学プラス大学院2年間、または学位授与機構での学士取得プラス2年間の大学院、そして3)では、3号のところ

で前段階で求めている内容に加え、大学院2年としております。

御審議のほうお願いいたします。

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、大学院の現状ということでしょうか。参考資料4を御覧いただければと思います。こちらは深浦先生、御説明をお願いできますでしょうか。

○深浦構成員 深浦でございます。よろしく申し上げます。

大学院についての状況を調べてほしいということで、調べました。調査をするのには時間的な余裕がございませんでしたので、ホームページに掲載されている内容から検索をいたしております。言語聴覚士の指定養成校、文部科学省管轄の大学は29校ございました。国際医療福祉大学は3キャンパスが登録されておりますが、1校として換算しております。

大学院設置校は13校で、修士が13、博士が9となっております。

修業年数は、修士が2年、博士が3年と書かれているものが多く、長期履修可とその修業年限について幅を持たせてある大学院もありました。

定員は、言語聴覚障害領域単独の記載はほとんどのところでホームページ上はございませんでした。ホームページ上に載っている履修科目は大学院教育に特化した科目であり、国家試験受験資格に資する科目は開講されていないような形が多うございました。当然ここは言語聴覚士の免許を取る大学がありますので、そういうことになるかと思えます。

大学院で言語聴覚士国家試験受験資格取得可能と記載されている例は、A大学が1つあり、人間学専攻言語聴覚コース修士というのが設置されております。ここで書かれているものによれば、黒ポツ3つの例があるようで、言語聴覚士の国家資格の取得に専念したい場合は、言語聴覚士の養成課程（専攻科）でこの大学では行っている。それから、研究テーマがあるので、言語聴覚士の国家資格の取得に加え、修士の学位も取得したい、あるいは言語聴覚士として働いているが、2年かけてじっくり修士の学位を取得したい場合は、大学院の言語聴覚コース（2年制）がある。それから、言語聴覚士として3年以上の実務経験を有しており、短期間で修士の学位を取得したい場合は、大学院言語聴覚コース（1年制）があるということです。

B大学ですが、ここはもともと学部に言語聴覚学の専攻科がありましたが、募集停止となっておりますので、先ほど挙げました養成校29校には入っておりません。ここでは大学院（2年）に3つのコースがあり、この中の言語聴覚障害コースは、言語や聴覚、高次脳機能、発達の障害を持つ対象児・者を支援するため、専門的知識、技能、援助方法を学び、コミュニケーションを支援できる人材を養います。指定された科目（大学院の修了に必要な科目ではない）を履修した場合は、修了時に言語聴覚士の受験資格も取得することができる。言語聴覚士国家試験受験のためには履修科目数が多くなるので、長期履修制度を活用することを勧めるというふうに記載されております。

もう一つ、C大学ですが、ここも29校に含まれていないところです。修業年数がここは2年半となっております。履修科目は実習を除いて80単位、国家試験受験時に告示の指定科

目との整合性を大学院で確認して、PMETに履修見込証明書も提出をしている。実習は学内及び学外2施設合わせて500時間を行っているというところでした。

以上でございます。

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、議論に移りたいと思いますけれども、その前に今の参考資料4について、何か確認をしておきたい御質問等があれば深浦先生にお答えいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

私からでよろしいでしょうか。B大学、C大学は、学部には言語聴覚士の養成コースはなくて、大学院だけということになるのでしょうか。

○深浦構成員 そのようになっておりますね。

○江頭座長 特にBは、学部は募集停止されているのですけれども、これは何でそうなるのか。

○深浦構成員 そちらの事情はよく分かりませんが、もともと学部もあり、大学院があったということで、学部のほうの募集が恐らく厳しくなったのでそちらの募集を停止し、大学院だけはニーズがあるのか、そういうことで残してあるという形だと思います。

○江頭座長 実際に目指される方は、そんなにたくさんはおられないですかね。

○深浦構成員 その人数がどれぐらいかというのは調べていませんので。

○江頭座長 分かりました。

あと、29校に入っていないのがBとCですが、これ以外にはあるのでしょうか。

○深浦構成員 私のほうではちゃんと調べていないのでよく分からないのですが、4号で国家試験を受験している方たちの数はそれなりにあるので、ほかにももう少しあるのかもしれないですね。

○江頭座長 この辺は学校協会なんかでは組織されておられないという理解でよろしいですか。

○高木構成員 学校協会の高木でございますが、4号校については、まさに学校の指定がなされていないわけで、我々の会員ではないわけです。ですから、私はこういう形で4号校が存在するという事はそれほど認識がなくて、正直言ってびっくりしているところでございます。

それと、結局、私自身、学校協会としてみれば、言語聴覚の一般の指定校の専門学校なんか結構定員が割れたり、先ほどのように大学ですら定員が割れているところが結構あるわけで、今回いろいろ準備していただいていますけれども、あまり制度的に上積みして養成の課程を緩和するということなのかなというのは正直言ってございます。

あと、私もびっくりしたのですけれども、私どもの大学も昔、確かにそうなのですが、大卒2年課程だけではなかなか学生の付加価値がないので、修士と言語聴覚士の国家資格を両方与えるコースをつくったらどうだということで、我々も随分検討いたしました。そのときには文科省のほうで、国家資格を与える指定校的なものを大学院の修士課程でその

ままというのは違和感があるということで賛同が得られずに、我々としては課題として持っているということが一つでございます。

それと、議論はあるでしょうけれども、今日、さっきから私も事務局から資料の提示を受けて、当然これだけ大きな話で、指定される具体的なコースということで、ある意味では緩和をするという話ですので、当然、私どもとしては、うちの学校協会の理事会なんかを開いたり、皆さんの御意見も聞かなければいけないと思っています。

ただ、私はこの間ちょっと申し上げたとおりなのですが、本当は、たしか牧野先生のところも、設備も全部そろっているし、場合によっては指定校として施設認定を受けたほうがいいのではないかと自分も思うということをおっしゃられたので、ほとんどの学校はちゃんとしておられるのだと思うのです。

ですから、私はやはり今、恐らく医学教育もそうですけれども、我々の成田の医学部なんかでも医療プロフェッショナルリズムだとか、医師として共に倫理観を持つとか、教育上すごくそういうことが重要になってきたときに、文学部だとかいろいろな大学でやって、あと単位の寄せ集めみたいな形でこの4号校ということを拡大していくのかどうかについては相当慎重であるべきだと私は思っています。ですから、私は、ぜひゆっくり皆さんで議論していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○江頭座長 論点を整理いただいたということかなと思いましたが、ありがとうございます。

それでは、大学院の実情は以上としまして、また関係する話でもあるとは思いますが、早急、本論のほうに行きたいと思っております。

最後のページに具体的な整理ということで事務局提案が出ていますが、特段、論点を幾つか用意して順番にということではなくて、このことについて自由討論ということで様々な視点で意見をいただければと思います。御意見がある方、もしくは質問でも結構です。判断していくには状況の確認ということも大事かと思っておりますので、何でも結構です。御発言をお願いいたします。

高木先生。

○高木構成員 高木ですけれども、やはり最初に議論しなければいけないのは、私は正直言って、この国家資格をつくるときに、大卒2年課程というのは言語聴覚の歴史で言うと、もともとの間亡くなったうちの笹沼澄子さんみたいにアメリカから帰ってきて、フルブライトとかで向こうでPhDを取ってきたような方と、その後、所沢の国立障害者リハビリテーションセンターの大卒2年課程というのは非常に優秀な人を輩出して、大卒2年課程というのは言語聴覚士の潮流だったわけですね。国家資格をつくるときに、この大卒2年課程だけは残してくれと言われて、私も厚労省に強く申し上げて、大卒2年課程を残したという経過がございます。

ただ、その後、実を言うと歴代の日本言語聴覚士協会の会長はうちの国際医療福祉大学の教授がずっとやっているのですけれども、正直言って、うちの教授の先生たちの意見が分かれています、臨床実習とかそういう面から見て、やはり大卒2年課程は問題があるので

反対だという方が半分と、非常に多彩な面白い人材が大卒2年課程で生まれているので、大卒2年課程も何とか残すべきだという意見と、この2つに分かれているわけです。

今回の原案を見ていますと、結局いろいろ言うけれども、大学院の2年間で言語聴覚士の資格を与えるのを緩和しましょうということにこれを見ている感じで言うと尽きるわけですから、やはり2年間の課程の中での言語聴覚士の養成ということは十分なのかとか、そこが相当議論の出発点で、片方で言うと、言語聴覚士協会の皆さんとかPT協会、OT協会の皆さんも、とにかく自分らの育成は高卒後3年の専門課程ではおかしいので、4年課程に変えてほしいということで、私も学校協会の会長としてPT協会とかOT協会の皆さんともしょっちゅうお会いして、4年課程が原則だというふうに変えて、場合によっては一般教養とかの1年目ぐらいを共通にして、18歳人口が減る課程の中でそういうことも考えてほしいという陳情を私はいつも受けているわけです。

ですから、今この段階で大学院の2年課程で十分な教育ができるかということと、恐らくこの話は文科省的に見て、本来文科省というのは研究とか修士というのはそういう学問をもう少し進めてということで、国家試験を与えるための大学院の課程を認めるということは、文科省的に言うと、ある意味ではこれも結構画期的と言ったらおかしいですけども、厚労省的な話よりもむしろこっちのほうの話が相当大きな話として出てくると思うのです。だから、相当いろいろな面で多角的に、今言ったような話も含めて、有識者の皆さんの御議論をいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○江頭座長 ありがとうございます。

今のことと関係して追加でほかにありますか。もしくは大学院の実情とかを教えていただけるとさらに議論もしやすいかなと思ひますが、なかなか難しいところがあると思ひます。

事務局提案の趣旨をもう一度確認したいと思ひのですが、これは板橋さんにお聞きする感じですけども、大学院2年というのが、実態として何が行われているかということは現状あるとしても、実際にこれをもしこの方向でということになれば、それはそれでまた質担保という方向に行くという理解でよろしいですか。

○医事課板橋 事務局です。

今回、大学院に関しては2年というものをまず最初にお出しさせていただきましたが、大学院で3年ではないのか、その部分についてはそもそも大学院で3年制というのが、現実的にはそれをやろうとする大学院が出てこないだろうということがあります。そういう意味合いで想定される具体的なケースは全て大学院2年というのをあてがわせていただひています。

この2年の中で何を求めるかというところについては、今、4号課程に関しても、具体的に教育の内容等を1号と同等の水準になるようにということで作業打合せ等を皆様と行わせていただき、研究班の中でサポートの上、つくっているというところがありますが、大学に対して4号にあてがうもの、それをそのまま大学院に対してもあてがうような形を

取り、質を担保していくというふうに考えております。

そうなりますと、厚労省側の考え方としましては、大学院であっても大学と同等のものを基準として求めることになるならば、緩和というふうにはならないのではないかとこの見解となっております。

○江頭座長 案としては多分、緩和にならないように、むしろちょっと縛るような感じで見える形にして、より質の担保を図る。将来的にこういう形が望ましいかどうかはともかく、現状ある中で、これをすぐなくすこともできないだろうからというような、そういう趣旨で出てきた案なのかなと私は先ほど聞いていて思ったのですが、それがうまくいくかどうかというのは、また御議論いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。なかなか複雑なところなので、御意見を出しにくいところも多いかと思いますが。

深浦先生、お願いいたします。

○深浦構成員 先ほどもお示したように、大学院に行きながら言語聴覚士の免許を取るという場合には、ほかのところを調べていないので分からないのですが、2年では無理だろうという前提条件でどうも延長とか、それから、あるところは2年半とかを設定されているというところがあります。大学院というのは2年が多いのですが、資格を取るということになったときに、単純な最低限の大学院の修業年数の2年ということだけでいいのかわるか。それと、国家試験を受けるために取得すべき単位数というのがあるので、それから考えたときに、ここは2年としておいて、現実的には2年半なり3年という形になる。そこら辺がこのままだと曖昧な感じになるのかもしれないなという危惧があります。

○江頭座長 ありがとうございます。

これは現実には2年では難しいということ。

安保先生、お願いいたします。

○安保構成員 慈恵の安保といいます。

私どもは社会人大学院とかいろいろなものがあるのですけれども、大学院と大学というのは大分ニュアンスが違って、大学院は単位数が大学のように多くはないと思うのです。なので、国家資格を受けるということならば、同等の臨床実習や同等の教育をできるような担保がないと絶対に無理だと思うのです。例えば、いただいた資料のA大学のところだと、言語聴覚士の国家資格取得に加え、学士の学位も取得したいなどと書いてありますけれども、これは絶対に無理ですね。やはり勉強の仕方とかやり方も違うので、大学院の定義というのはおかしいですけれども、その辺をしっかりとしてもらわないと難しい部分があるような感じがしております。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。何となく専門職大学院みたいなイメージなのですが、多分そういうことでつくられているわけではないということなので、高木先生もおっしゃっていましたが、職業のための、もともと多分文科省的な定義で言うところの目的なのだろうかというところが釈然としないというか、すっきりしないところは

残るのだろうなと思います。実態がどうなっているかということも踏まえて、ちょっとその辺の実態がよく分からないというのがあるのかなという印象を受けました。いかがでしょうか。

図に2年と書いてありますけれども、2年というのは最短2年みたいなイメージで考えているということでしょうかね。

○医事課板橋 事務局です。

おっしゃるとおり、ほかの号のところでも修業年限が1年以上というふうに書かれています。当然このところ、大学院に求めるところも2年以上、最短が2年というふうに思っていたらと思います。

○江頭座長 ですので、検討すべき案としては、そこは2年で簡単に取れますということではなくて、必要なものを取るのに2年以上は確実にかかるだろう。最短だとうまくやれば2年で何とか取れるかもしれないというぐらいのニュアンスで、そこはまた、もしこういう方向性としても書きぶりは変えていくことが必要になるのだろうと思いますし、そういう御理解をしていただければと思います。

あと、文科省的な考えと言うとあれですけども、その辺は一応大丈夫なのでしょうか。文科省的とかいうのもちょっとあまり適切でない聞き方も分かりませんが、もし御意見をいただければ。

○高木構成員 まさにそこが問題でして、結局これは学校経営の立場で言いますと、要するに資格を与えて、かつ修士号を与えられるというのは付加価値が2つになるわけですから、やはり学校経営者としては、こういうことができるといって考えたがるわけです。そういうことを言い出すと、例えば大学院で修士を与えながら看護師の免許を取るコースをつくるかとか、要するに大学院と資格を与える両方のことを考えるというのはほかの分野でも幾らでもあると思うのです。でも、そのときに、例えば本来、大学院というのは修士号を与えるということで、研究能力だとか、論文を書きなさいとか、そういうことを言っているわけですから、結局そういうものが両立できるのかとか、私はぜひ文科省の医学教育課とかと協議して、資格だけを与えるためにほとんどの科目が、国家試験と同じような科目を授業科目でやる大学院ということを文科省としてはよしとするのかという話が、もしこういう形で認めていくとすれば一番大きい。

それと、もし修士も与えてかつ付加価値が2つになるようなコースが割と認められるということになれば、我々の大学だって検討せざるを得なくて、むしろ学部教育をやめて大学院の2年間で言語聴覚士の国家資格を与えるようなコースに移れば学生募集が楽になるのではないとか、この話は学校経営に与える影響が極めて大きいです。

ただ、私の感じからいうと、私どもも大学院の2年課程の中で与えるような課程は検討できないだろうとか、文科省に何度か昔打診しましたけれども、そのときにはやはり国家資格を与えるのが目的で大学院をつくるのではないし、違うよというようなことで、我々もそこでとどまったということがあるわけでごさいます、私はまさに先生がおっしゃる

ように文科省の見解をお聞きしたいです。文科省の言うことで、いやいや、もうこれから修士号を与えてかつ国家試験を与えるようなコースなので、いろいろなことを考えて、文科省も賛成だよと言われれば、一つの考え方だと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

今日は文科省からも、陪席という形ではなくて。

○文部科学省医学教育課菊池課長補佐 文部科学省の医学教育課でございますけれども、今、高木先生がおっしゃったように、大学院というのは資格取得を目的とした課程ではございませんので、大学院修士課程であれば修士課程としての必要な研究能力であったり、そういった教育をするためのところですので、ただ単に資格取得だけの修士課程というのにはあり得ないかと思っております。なので、このところは慎重な検討をお願いできればと思っております。

○江頭座長 ありがとうございます。少なくとも資格取得を目的としたコースということで大学院を設置するのはあまり検討の余地はないのだろうなど。ただ、現状、実際はそう名のってしまっているところもあるということですね。それはそれで少し今後課題になってくるのかなと思うのですが、もう一つは、あくまで修士、学問を深めていくということが目的で、結果として要件を満たすことはあり得るのかなという気がしているのですけれども、その辺はどうでしょうか。そういった方には認めるかどうかという形には、同等の内容をもちろん担保ということになると思うのですけれども、結果としてそういった科目が履修できるような状況になっていて、あまりそういうことはあり得ないのでしょうか。でも、実質は一応あるわけですね、現状としてはそういう方が。そのこと自体は別に排除しないということでもよろしいですかね。

○高木構成員 学校協会としては持ち帰らなければいけないですが、私はやはり、いわゆる科目認定課程みたいな考え方は、これ以上、恐らくそれは上智大学だとか割と良質な大学が私たちも言語聴覚をつくりたいとかいうことで、ただ、私もこの国家資格をつくったときに、こういう形でのもの、最初の頃、初代の言語聴覚士協会の会長とか何とかに私も聞いたりしたのですけれども、どこからこういう議論が急に出てきたのかと聞いたら、恐らく深浦先生のところの引き継ぎで言語聴覚士協会として、こういう形での課程認定が拡大していくということは、私自身はやはりそういう医療人としての医療プロフェッショナルリズムみたいなものを学校で指定してやっていくのが本筋で、よほど特別なことでなければ、この分野をどんどん拡大していくということではないのではないかと私は思うのですけれども、深浦先生、協会としてはどうですか。

○深浦構成員 そのとおりだと思います。4号ですよ。4号というのはもともと規定どおりあって、大学でそういう単位を取れば受験資格がある。4号はもともとあるので、それはそのとおりなのですが、大学院というのは今度初めて出てきたことなので、先ほどから議論があったように、ちょっと制度的なものとかいろいろなことを考えないといけないのかなと思っております。基本的には養成校が責任を持って言語聴覚士として育てていた

だけのコースをきちんとしていたほうが我々にとってはありがたいということでございます。

○江頭座長 板橋さん。

○医事課板橋 事務局です。

今言われたような形で、各学校での責任を持ってという、その指定というところが大事ということは先生方の御指摘のとおりかと思っております。今回、4号に関しては、教育の見直しに伴って1号と同等の教育の水準にするようにというふうに中身をつくっていませんが、同時につくった中身に関しても、今後、医政局のほうでクレジットを出すに当たっての事前の協議、申請、審査を行わせていただいで、それが通過できる場所に関して認めていくという方向性を取っていければと思っております。

今、この4号に関して、卒業した者というような個人の書き方にはなっていますが、1号、2号、3号と同等の形での学部のほうでの審査というような見方を今後できればというふうにしております。

また、今回お話のほうに挙げさせていただいている大学院に関しても、まさに御指摘のとおりかと思っております。そこも4号の今後の審査と同等に、事前に協議し、確認したカリキュラムをもって卒業した者だけが国家試験を受けられるという担保をしていく認識でいます。

○高木構成員 でも、そうすると、今おっしゃられて、説明をどうされるかというのは一つ大きな問題だと思うのですけれども、そこまでやられるのだったら指定校と一緒にすよね。わざわざこういう形でコースを残すことが、よほどの大きなメリットがあるのかどうか、ちょっと疑問なのですけれども。

○江頭座長 それは要するに、4号全体みたいな意味合いですか。

○高木構成員 4号全体について、今回課程認定もして、トータルとしてむしろ単位認定なんかを厳しくされるということですし、これプラス、例えばちゃんとした設備なんかも置きなさいということをしていただければ、事実上もう指定校と同じ話になるわけでございますので、ここの課程について相当これから、逆に言うと、この課程の中でたまたま受けられない子が出たからというので今こういう議論をしているわけですね。どこかの方が受けられなかったと。だから、ちょっと本末転倒ではないかと私は思ったりもするのです。

○江頭座長 4号はいいとしても、ほぼ同一になるならもう少し整理していったほうがいいでしょうし、あるべき方向に向けて、今回どうかということは別にしてもということの理解でいいでしょうかね。

では、板橋さん。

○医事課板橋 先生の御指摘のとおりでして、まさに、できるのだったら指定校にしたほうがいいのではないかと、おっしゃるとおりかと思えます。今回事例として挙げさせていただいているものは、リカレント教育がというところで、短期大学に行かれた後に大学院

に行くとか幅広いような形が言語聴覚士は取られるようになってきました。こういった方たちが仮に大学院に行った後に、教育の水準は同等のものを受けられてはいるのだけれども、外形的に国家資格を取るためのルートを経ていなかったために受けられないというような状況の人たちが出てきました。今後もそういった方たちが出てきたときのためという形で、大学院ということを挙げさせていただこうと思っています。

もしこれを入れるというようなお話に進むならば、当然、先生の御指摘のとおり、必要な備品関係、それも大学で求めている水準のとおりを持っていくべきものかとこちらでも考えております。

○高木構成員 分かりました。もしそういうことで学生の救済のためとあって、1番、2番、3番とあるわけだけれども、私の一存では、うちの役員会に持ち帰って役員の意見を聞かなければいけないですが、私の個人的な感じからすると、1番、2番の学位授与機構のところぐらいまでは場合によっては可能性があると思います。しかし、学部で1年以上修業しということになると、例えばどこかの学校に行って1年間でそれなりの単位を幾つか取った後に大学院の2年間で、結局3年間で修士とあれが取れるような道を開く話になりますので、3番目は相当慎重に、年齢とかいろいろなことをもう少し考えておかないと、なかなか厳しいのではないかと私は思います。

○江頭座長 どうでしょうか。それでよろしいですか。

基本的にはこれは想定される具体的なケースで、現実に増えるという言い方をすると、これをうまく活用して逃げ道を探してしまうみたいな方になってしまう感じになるのはあまり望ましくないわけですね。あくまで一時的というか、将来はむしろ統合していくほうがよろしくて、移行期という面もあるので、若干は残さざるを得ないという中で、どこまでなら認めるのかという、長期的にはそういう理解でよろしいのですかね。

○医事課板橋 おっしゃるとおりです。

○江頭座長 今回そこまでは踏み込めないですけれども、そういったところの共通理解・認識は持っていただいていると思いますので、そうすると、今回は例外的に、これは認めざるを得ないケースも出てくるよねというのを残していくような感じで理解としてはいいのですかね。全面的にこれをぜひ皆さん活用してくださいということではないということだと思います。

そういうことで、3はやはり難しいかなという御意見だったかと思いますが、いかがでしょうか。3だけの話ではないかも分かりませんが、もちろん大学院なら何でもいいということでもないし、2年で終わるという保証ももちろんしないということだと思いますし、その辺の出し方は今後いろいろ修正していくことになるのだと思います。

○高木構成員 厚労省の方にお聞きしたいのですけれども、大卒2年課程で認めるといったときに、当然、今は大学院ではなくても大卒2年課程で認められる制度になっているわけですけれども、学位授与機構で取った大卒であっても、2年間あれすれば、今のところ国家試験を受けられるわけでしょう。当然、学位授与機構で大卒の資格を取った方は大卒

と認定しているわけでしょう。

○医事課板橋 おっしゃるとおりです。

○高木構成員 分かりました。

○江頭座長 ほかはいかがでしょうか。ほかの件でも結構ですが、よろしいでしょうか。大体論点もクリアになって、方向性も見えてきたという感じで大丈夫でしょうか。

そうすると、今いただいた意見を基に、このままではさすがに難しいので、案として3は撤回の方向になりますかね。1と2については、このままだと推奨しているかのように取られる面もあるかと思いますので、決してそうではなくて、質の担保も含めて、その辺の見え方というか、そういった表現みたいなものは少し今後工夫をしていくことになりませんが、そういった形で、ここは何らかの形で、少し形を変えて残させていただくというような方向で、将来的にはこういったことよりは割とシンプルな形で養成していくことを目指していきたいというような感じで今回はまとめていくのがいいのかなと座長として思ったのですが、そういう方向性で大丈夫でしょうか。

○深浦構成員 最後の話だけ確認ですけれども、学位授与機構で学位を認められた方は、4号の形で科目をどこかで履修していけば可能だということですか。国家資格の受験資格はあるということですね。というのは、4号は学校教育法に基づく大学または大学令に基づく大学においてと規定されているので、これはどうなるのですか。

○高木構成員 それは、だから、法律改正が必要ではないかという意見があった案件で、私も今、忘れていましたけれども、そこはすごく大きな問題なのです。

○江頭座長 お願いします。

○医事課板橋 事務局です。

まず、その部分に関する情報として8ページ目を御覧いただけますでしょうか。学位授与機構に関して、学校教育法の中での位置づけとしまして、学位授与機構の第104条の2行目の大学のところに関してなのですけれども、大学を卒業した者に対して学位を授与することとなっています。これが、学位授与機構では厚労大臣の定めるところにより次の5号に掲げる者に対して学位を授与するというふうにあります。

学位授与機構の学士というのは、大学卒業と同等の扱いとしてここで記載されているような状況になっています。今回の言語聴覚士国家資格受験資格取得のための要件として、この考えに基づくところと、9ページ目に移っていただきまして、法制定時の考え方として、言語聴覚士の国家資格を与えるための要素という部分が1)、2)、3)というふうに3つに分かれています。1)の資質に関係する部分については、学位授与機構の学士を取得というところで、大学に通っているわけではないので読み込めなくなってくるというふうになっています。ただ、そこについては、学位授与機構の学士の取得のための審査を通過するということでの意味合いで認めるということを今回考えておりまして、それが10ページ目の2)で記載させていただいている内容になります。

2)でなお書きとして書かせていただいている、豊かな人間性等の資質に関するところ

は、学位授与機構での審査の通過をもって証明というふうにさせていただきます。そうすることによって、残りの科目に関しては取得を大学院等で行うということで、求めている要素は全てクリアするような形で考えております。

○江頭座長 今の御説明で大丈夫でしょうか。

○高木構成員 これは法律論でしょうから、本当にそれで大丈夫かどうかはもう一回確認していただきたいということと、それと、豊かな人間性とか何とかの単位認定の課程を今はPMETにお願いしているわけですね。恐らく年間数名いるかないかの話で、国家資格に関わることなので、医事課もお忙しいとは思いますが、やはり単位認定とか課程の承認のところは、できれば厚労省の医事課でやっていただけないかなということはいかがでしょうか。

○医事課板橋 事務局です。

おっしゃるとおり、その部分、今まで受験の申請した内容を見ていくというような形のみになっておりました。今後の言語聴覚士、4号全てにおいて医政局医事課での審議をかまさせていただきます、その後に各申請でのチェックというような形を取らせていただこうと考えております。

○江頭座長 その辺の運用もセットというところがちょっと見えにくいところかと思いましたが、そこは修正が必要になってくるだろうなと思います。

学位授与機構のパスウエーで取る方というのは、実際どんな感じなのでしょうか。今までもいるのでしたっけ。

○医事課板橋 今までに関しては、数が多いわけではありませんが、そういった方たちもいらっしゃいました。

○江頭座長 分かりました。質をどう担保していくかということで、少し例外的ないろいろな方法を残し、かつ、しっかりと質のチェックも入れていくという中でどうかということだと思います。

あとはよろしいでしょうか。深浦先生。

○深浦構成員 これは最後になるのかと思いますが、今、4号などでは単位を取得すればいいということになっていますが、やはり教育においてはそれに必要な設備、機器とか、もちろん臨床実習はなされているでしょうから、そういうものがあって初めて十分な教育がなされると思っておりますので、4号に該当するようなところも、きちんとした教育設備、条件が整っているということが何らかの形で明記されると、我々としてはありがたいと思っております。

○江頭座長 ありがとうございます。

それは今は入っていないのですね。でも、それは当然やるわけですね。

○医事課板橋 事務局です。

現時点で4号校に関しては、まず教育の中身、水準を整えるということで、第1回の議論の中で話し合いを落としております。ですので、見直している内容は、単位数であったり

具体的な教育の内容を1号と同等というところにしておりました。今の話の中で、プラス使う必要な機材等もあてがうことが条件として上がっていくということであるならば、追加を考えていければと思います。

○江頭座長 そうなるともう、もはや4である必要はないという議論にいずれなっていくのだろうということだと思います。今すぐではなく、多分時間を少しかけてということなのかと思います。今回どこまでそれに踏み込むかはまた検討させていただくことになると思います。

よろしいでしょうか。お願いいたします。

○高木構成員 学校協会ですけれども、ぜひ今日の議論のたたき台というか説明も含めて、こういう表現でいきたいということの資料をいただければ、私どもも学校協会として緊急役員会を開いてきちんとした御返事をしたいと思いますので、できるだけ資料のほうは早くお願いします。

○江頭座長 どうですか。

○医事課板橋 個別に御相談をさせていただきます。

○江頭座長 ちょっとこのままではということかと思います。

ほかはよろしいですか。

それでは、今日の議題1に関しては、それなりに、このままというよりは修正をした上で、大きな方向性については共通の理解をいただいたかなと思いますので、本日いただいた御意見を踏まえて、修正ということになると思うのですけれども、改めてまた確認していただくことになるかと思います。ありがとうございました。

それから、具体的な議題としてはこれだけなのですけれども、何かほかに構成員の皆様からあればお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、議題はこれで終了ですが、事務局からはいかがでしょうか。

○景山医事専門官 それでは、次回の検討会の日程でございますけれども、6月8日水曜日18時からということで、今回と同様にウェブ開催となります。どうぞよろしくお願いたします。

○江頭座長 ということで、本日は長時間にわたりまして御審議いただき、ありがとうございました。

それでは、これで本日の検討会を終了としたいと思います。ありがとうございました。また引き続き、どうぞよろしくお願いたします。

2022-6-8 言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会（第4回）

○景山医事専門官 定刻になりましたので、ただいまから、第4回「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催します。

本日は、オンラインでの開催にて、先生方には御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

構成員の出欠等についてでございますけれども、本日は全構成員に御出席いただいております。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

資料でございますけれども、資料1「国家資格の受験資格取得のための要件について」。

資料2「臨床実習の在り方に対する主な意見と事務局提案について」。

そのほか、参考資料1から3がございます。

不足する資料がございましたら、事務局にお申しつけください。

なお、オンラインで御参加の構成員の皆様へのお願いでございます。御発言されます際には、Zoomサービス内に「手を挙げる」というボタンがございますので、クリックいただき、座長の指名を受けた後にマイクのミュートを解除の上、御発言をお願いいたします。また、発言終了後は、マイクを再度ミュートにしてくださいませよう、よろしく願いいたします。

それでは、座長、よろしく申し上げます。

○江頭座長 お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日もぜひ活発な御議論をお願いできればと思います。

今日は、国家試験の受験資格取得の要件ということと臨床実習というところの2つがメインになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題1について、資料を用いまして、事務局からまずは説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○医事課板橋 事務局です。

資料の説明に移らせていただければと思います。

資料1をめくっていただけますでしょうか。

国家資格の受験資格取得のための要件に対する主な意見と事務局の提案についてまとめさせていただきます。

2ページ目、そもそもの背景と問題意識の部分になります。社会のリカレント教育推進の視点から、大学の学部を必ずしも卒業せずに、言語聴覚領域を専門とする大学院に入学する場合や、幾つかの養成所等の在籍歴から、結果として言語聴覚士の養成に当たり、厚生労働大臣の指定する科目が履修済みとなっている場合があります。今般の国家資格において、以下の事例とことで事例を2つ挙げさせていただいていますが、法第33条の4号として受験申請があったことから、今後、想定されるケースごとに考え方の整理を行うと

して、前回検討させていただいております。

次のページについても前回お出しさせていただいたものとなっております、法制定時の言語聴覚士の国家資格取得までに求められる要素について述べさせていただいております。

4 ページ目に移ります。

これらを踏まえて、前回の検討の中で想定され得る具体的なケースとして、1) 大学+大学院 2 年、2) 学士取得+大学院 2 年、3) 法第33条第 3 号と同要件の学校教育法に基づく大学などにおいて 1 年以上修業し、かつ厚生労働大臣が指定する科目を取得し、大学院で 2 年の教育についてご議論いただきました。

これらについて、5 ページ目で前回、様々な御意見をいただきました。大学院関係についてのもの、また、法第33条の 4 号を見直すことについて、そして、事務局の提案についての内容で御意見を多々いただいております。

6 ページ目に移ります。

これらを踏まえまして、今回検討の中で再度お出しさせていただく事務局の提案について、いただいた御意見を踏まえた修正をさせていただいております。

いただいた意見の中で、主な部分に下線を引かせていただいております。

受験要件に加えるならば、同等の臨床実習や教育を担保すべき。

受験申請時の書類審査のみに頼るのではなく、できれば厚生労働省医政局医事課で事前に協議審査を行う体制とすべき。

また、現行の法第33条 4 号に該当する全てにおいて、しっかりとした教育設備、条件が整っているということが何らかの形で明記されることが望まれる。

現実的には 2 年半、3 年と長期にわたることが予想されることから、大学院の修業年限はこれを加味したものとなるよう、2 年以上などの書きぶりとするべきだ。

文面上で分かりにくいいため、表現の修正というところも加えるべきだといった御意見をいただいております。

これらを加味するよう事務局の提案としましては、前回提示させていただいた内容から変更点を加えさせていただき、再度 1) から 3) を出させていただきます。

主な修正点としましては、まず、大学院は 2 年と言いつりの部分を「2 年以上」と書き換えさせていただきます。

また、大学において行う教育を大学院に行っていただく意味合いで、「言語聴覚士の資格取得を求められる知識等の習得との両立及びその養成に要する期間を確保するため」という部分を大学院の 2 年以上の修業年限に加えております。

さらに、質を確保するという観点で、備品については指定校に求める「教育上必要な器具、模型」と同じ記載を入れることを想定しております。

そして、医政局医事課で協議審査、承認を行い、学生を受け入れる前に担保することを想定しております。

これらを加え、再度事務局の提案をお出しさせていただきます。

資料については以上になります。

○江頭座長 ありがとうございます。前回の提案から御意見を伺ったところを反映させた修正案が出ているということかと思えます。

それでは、恐らくこの6枚目がメインになるかと思えますけれども、御意見をいただければと思います。

御意見がある方は「手を挙げる」というところで挙げていただければと思います。お願いいたします。

いかがでしょうか。前回いただいた御意見はかなり反映できたのかなという気はしますけれども、よろしいでしょうか。さほど数の多いところではないとは思いますが、いろいろなパターンは想定しておかなくてはいけないということなのかなと思っています。よろしいでしょうか。

(首肯する構成員あり)

○江頭座長 ありがとうございます。

事前に十分審議といいますか、考えてきていただいたということだと思えます。こちらの提案を認めていただいたということで、こちらの形で作業に進めさせていただくということになりますので、どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の議題に早速移りたいと思います。こちらはまた臨床実習に関する事なので、論点も幾つかあると思います。非常に重要なところかと思えます。

まずは、資料2について、事務局、また板橋さんですかね。御説明をお願いできればと思います。

○医事課板橋事務局です。

資料2を見ていただけますでしょうか。

臨床実習の在り方に対する主な意見と事務局の提案についてまとめさせていただきます。

2ページ目から3ページ目、4ページ目と続いて、第2回でこの内容について御意見をいただいたものをまとめさせていただきます。

5ページ目以降については事務局の提案を載せさせていただいている各ページとなっていて、そこで主にいただいた御意見を再度載せさせていただいているため、2～4のページの説明は割愛させていただきます。

5ページ目に移ります。

臨床実習の中で実施する教育の内容に関する事項についてまとめさせていただきます。

主にいただいた御意見の中で抜粋させていただきますと、重要視される介護系の臨床実習を実施している養成施設がまだまだ少ない現状にある。

また、要望の中でいただいている部分に関して、病院・診療所における臨床実習がかな

り削減されても成り立ってしまうような記載とはすべきではないというような御意見をいただいております。

また、特別支援学校などいわゆるインクルーシブ教育として教育機関への臨床実習という文言に具体的に記載を変更してはどうかというような御意見をいただいております。

臨床実習の前後での指導の部分に関しての御意見としましては、どの養成施設でも同じ解釈ができるように記載すべきだという御意見をいただいております。

また、段階的な臨床実習の実施方法の導入とその教育の目標については、なるべく体験実習の期間を長くするようにすべきではないかというような御意見をいただいております。

これらの御意見を加味するような形で事務局提案を準備させていただきましたが、現行の部分での臨床実習は12単位、実習の3分の2以上は病院または診療所において行うこととなっております。これを15単位の臨床実習とし、臨床実習の3分の2以上は薬局及び助産所除く医療提供施設で行うこととし、8単位以上は病院または診療所とする。

また、単位増加に伴い、1単位は養成施設において臨床実習前後の評価及び臨床実習後の振り返りの実施を必須とし、薬局、助産所を除く医療提供施設のほか、介護、福祉、特別支援教育における施設などとの連携を持つことで、見学などの実習ができる機会を設けることが望ましいとする。

さらに、臨床実習の実施に当たっては、見学、評価、総合の実習に段階制を設け、次のページに記載させていただいておりますが、教育目標を修得させることを目的とした内容とするとはどうかしております。

6ページ目に移ります。

こちらに記載されている内容は、要望書で出している内容そのままになっておりますが、見学、評価、総合の実習の中での教育の目標を挙げさせていただければと思っております。

○江頭座長 一回ここで切っておいていただきましょうか。

この後も何点か論点はありますけれども、相互に関係するところもありますが、取りあえず1つ目の論点ということで5ページ目、6ページ目、特に5ページ目の右下の事務局の提案というところがどうかということで、前回の御意見をある程度反映させられているかなとは思っております。

こちらについて御意見をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

いかがでしょうか。

それでは、私のほうから1つ確認させていただきたいのが、この事務局の提案のところで、臨床実習が15に増えたというのは非常にいいと思いますし、それから、3分の2以上ということで、要するに医療提供施設で10単位以上ということだと思っておりますが、除くがありますけれども、さらに、医療提供施設において行う実習時間のうち8単位は病院または診療所ということになっているかと思いますが、これは単純に計算してみると、2つ目

の○と3つ目の○が2単位違うのですけれども、この辺はどういう意図があるのか、もし可能であれば、深浦先生、教えていただければと思います、いかがでしょうか。

○深浦構成員 御指名でございますので。

基本的にはこの前一度お話しいたしました、医療提供施設で、3分の2以上ということでお願いいたしました。今、御指摘のように、これは10単位以上ということになります。けれども、御懸念が随分ございましたように、病院・診療所での実習を担保すべきではないかということで事務局からありました現行の8単位は最低守らないといけないだろうということで、8単位以上を担保するという形で事務局からの御提案だと理解いたしております。

○江頭座長 ここの書きぶりはよろしいでしょうか。このまま書くかどうかはあれですけども、特に紛れがないかというような意味です。

私、医療提供施設というものが何を指すのか明確に理解できていなかったのも、今回勉強になりましたけれども、大丈夫でしょうか。

○高木構成員 高木です。

老人保健施設も医療提供施設なので、医療提供施設だけにすると、例えば老健施設だけでも実習になってしまうのではないかということで、こういう規定ですから、問題はないと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

そういう趣旨だということで私も理解できました。

よろしいでしょうか。

あと、細かいことで言うと、3分の2というよりは10単位以上にして、下も8単位以上にしてもいいのかななんて思いましたけれども、そこは細かいテクニカルの話かなと思いますので、大筋はこれでいいのかなと思います。

それから、もう一点だけ。1単位は臨床実習前後の評価、臨床実習後の振り返りを行うこととこちらには書いてあって、このとおりでと思うのですけれども、ここはよろしいですか。前後の評価というのが、私、これを見たときに前がないなと思って見ていたのですけれども、ここにあるのだと思って、臨床実習前のオリエンテーションの評価、臨床実習後の評価や振り返りみたいにしたほうがより分かりやすいかなみたいな気がしたのですけれども、いかがでしょうか。前後をどういう形でやるかは多分任されていて、それぞれ全体通して1単位、それが使われるということかなと思いましたがけれども、総合実習のところに入ってくるケースが多いのでしょうか。

よろしいでしょうか。

分かりました。その辺は特段御意見がなければ、実際に落とし込むときには、これをそのまま反映させるということより、文言はまた少し工夫される感じになるのでしょうか。

○医事課板橋 そうですね。

○江頭座長 なので、趣旨としてはこういう形でお認めいただいたということかなと思

ます。ありがとうございます。

それでは、このいわゆる単位関係のところはお認めいただいたということかと思っております。

続きまして、次の論点でしょうか。7ページ目についてお願いできればと思います。

では、まず御説明をお願いいたします。

○医事課板橋 事務局です。

臨床実習を実施する主たる施設の新設に関する議論の部分で、事務局の提案を準備させていただきました。

御意見は多々いただいておりますが、幾つかその中での部分で、主たる施設を設置した場合、全ての学生が平等に行えるわけではなく、逆に不平等などが表面化するのではないかとといった御意見。

また、ハラスメントの予防などが目的ならば、当然全ての臨床実習の受入先で大事なことであるというような御意見をいただいております。

実習施設として求められる設備については、主たる施設に関する議論が終わった後というようなどころでのページの中で、これに対する御意見は、主たる施設のところの対応以外はほかの意見のところに合わせてというようなことは言われているような状況となっております。

これらに対して、事務局の提案として今回準備させていただいたものは、主たる施設は新設というような形に今回はせず、ただ一方で、その中で行おうとしている内容として、ハラスメントの防止や質の向上を目的とするような養成施設と実習受入先の緊密な連携体制を学校・養成所いずれも同等な要件として加えることとしております。

また、臨床実習施設の設備として、臨床実習を行うのに必要な設備、休憩室やロッカーといったものを備えることが望ましいというような書きぶりを入れさせていただいております。

これは次のページに移っての話にはなってきてしまうのですが、臨床実習の指導者に関しては、指導者講習という部分を追加する話を盛り込ませていただいております。その中では、テーマとしてハラスメントに関する内容も必須として行うことが今回提案の中に入っております。各学校の中で緊密な連携体制を持ってハラスメントの防止に努めるというところ、また、指導者になる方たちの教育というところでもハラスメントは必須として入るというような形を取らせていただければと思っております。

主たる施設に関しては以上となります。

○江頭座長 指導者の話もちよっとありましたけれども、基本的には7ページということで、施設のことについて御意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

高木先生、お願いします。

○高木構成員 私も議論のときに欠席したものですから、私どもの提案がちよっと違った形で取られているという認識でございます。

ただ、いろいろ御苦勞されて、私がもともとずっと言い続けていますのは、PT、OTの指定規則の変更のときに申し上げたのは、なぜリハビリテーションの学校が学習塾と同じように雨後のタケノコみたいにいっぱいできて、質の担保ができなかったかという理由について、私が学校協会の理事長に就任するときにも協会の骨格を全部集めて、私が申し上げたのは、看護学校は、基本的に教員になるために半年から1年の講習会を受けていないと教員になれない。しかし、PT、OTの場合は誰でも5年たったら急になれるかというような話で、教員になるための覚悟みたいなものと育成について、ほとんどそういうものがないということと同時に、私も看護学校を昔若い頃につくった頃に、看護学校のほうは、看護科の監査というか認可の看護課の方々が来られたときに、例えば午前中に学校に来て、いろいろな図書室がしっかりしているかという監査をしたりした後に、主たる実習施設を必ず1か所は持つということで、病院のほうに行って、総看護部長とか教育長とかを全部集めて、あなた方はその看護校と緊密にちゃんとした教育をやっていくつもりがありますかというような指導を強く受けていて、今、結果的に見ると、看護のほうはある程度質を担保しながらやっていますけれども、PT、OT、STは定員が割れたり、非常に厳しい状況になっている。

それで、私はどこからハラスメントという話が出てきたのかあれなのですけれども、主たる実習施設を持ってほしいと申し上げたのは、そういう意味で、教育をある程度一生懸命やっていただける主たる実習施設がある。これは望ましい規定ですから、PT、OTのときにも議論になったのですけれども、そういうものがあると。例えば最後の文章で机とかロッカーと書いてある。私がいつも言っているのは、例えば図書室とか少人数のミーティング、指導ができるようなミーティングルームみたいなものがあるのが望ましいということで、机があるのは当たり前だと思いますし、言ってきているわけでございまして、私としては、本来、例えばうちの学校など最初に主たる実習施設でできるだけ教育をして、その後小分けスタイルで各クリニックなどに行くとか、1か所でも教育などに熱心な施設があれば、そこが基幹となって教育をしてやっていける。例えば実習施設のほうの側にマジックミラーとかがあって、裏側で学生が数名で訓練できるような施設があるような施設とか、やはりそういうようなことを推奨していく。

これは義務ではありませんから、望ましい規定なので、前回、私がいなかったときにハラスメントと関係ないのではないかというのは、私もそう思いますし、ハラスメントと主たる実習施設は、ハラスメントを抑制するなんていうのは当たり前のことですし、ですから、私どもとしては、もともとはそういう質の高い教育をするに当たって、担保するときに、PT、OTと同じように基幹となるような主たる実習施設があったほうが、みんなが全部お預けスタイルで小さな診療所とか何とかに適宜にばらけてやるというよりは、1か所でもあれば、そこに2週間は必ず行くとかと決めれば、そこが指導したり、振り返りをやったり、いろいろなことをやっていけるわけなので、望ましい規定をつくってほしいと申し上げたということでございます。

ですから、私としてはちょっと違う話かなと思いつつながらこの話はお聞きしていました。ただ、皆さんがどう考えられるかということだと思いますので、経過からするとそういうことです。

○江頭座長 ありがとうございます。

改めて主たる実習施設の意図というものを御説明いただいたということかと思いますが、いかがでしょうか。ほかの構成員の皆様からぜひ御意見をいただければと思います。

では、神村先生からお願いできますでしょうか。

○神村構成員 前は高木構成員の代理の先生がハラスメントのことを含めておっしゃったので、どうしてもそちらのほうに議論が傾いてしまったので、失礼いたしました。

ただ、例えば今の高木先生の教育の質を上げたい、担保したいという熱意は非常によく分かります。やはりそのような方向で行っていただきたいとは思いますが、ここにそういう形として書き込まなければ教育の質が担保できないのかということも考えなければいけない。全国にはやはり様々な規模のいろいろな施設があると存じておりますので、その辺の具体的なところは大きな学校・養成所でなくて、小さいところでの実習を預かっていらっしゃる安保先生など、ほかの構成員の御意見も重要ではないかなと思っておりますので、そちらも御意見を伺いたいと思っております。お願いいたします。

○江頭座長 ありがとうございます。

深浦先生、よろしく願いいたします。

○深浦構成員 提案側なので高木先生と同じ趣旨になるかもしれませんが、養成校の近隣で養成校と密接な連携を保ちながら、教員が訪問あるいは指導者と協力して実習を行うような施設を主たる実習施設としていきたいということでお願いをしたつもりでした。

全国から実習の人たちを受けて、そして、しっかり実習をやっているという御意見等もありましたので、我々もその後もいろいろ考えていますが、趣旨としては、今、高木先生がおっしゃったような意味でこの提案をさせていただいたつもりでございます。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。ぜひ御意見をいただければと思います。

安保先生からお願いできますでしょうか。

○安保構成員 主たる実習施設のことには非常に大事なのですが、これは先の問題になります。指導者ですよ。5年以上ということしかないので。なので、指導者の質の担保をどのようにするか、どのように評価をするかというのを入れながら、そういう人が主たる施設にいるということが一番よいかと思っております。十分な指導能力を有するというのは難しい項目なので、決まった研修を受けてもらわないといけないと思っております。ハラスメントも同様だと思いますので、ハラスメント対策とか指導者の資格をもうちょっとブラッシュアップしてもらって、対応できるようなシステムがあるといいかなと思っております。

○江頭座長 ありがとうございます。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 欠席したときの話なのであれなのですが、私からすると、主たる実習施設という表現に抵抗があるのであれば、それは外してもいいのだと思うのですが、「緊密な連携体制をもってハラスメント予防に努め利用し得ること」とここにハラスメントの話はぽっと入っているというのは、私自身は、例えばできれば先ほど申し上げたような休憩室やミーティングルーム、更衣室、図書室などが整備されているような実習施設が近隣にあるのが例えば望ましいとか、少し表現を工夫されて、私自身はそんなに何か申し上げるつもりはないのですが、ただ、ハラスメントの防止という話と主たる実習施設というのは、私からすると全く別の話だと思っていますので、それは別の話として、主たる実習施設以外のところもちゃんとハラスメントなどはしていませんということでないというところかと思っています。

もちろん、安保先生がおっしゃられたその辺の教員のあれについては、またこの後研修とか何とかの話が出てくると思いますので、座長のほうで落としどころを考えていただければと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

ハラスメントの話については、恐らく学校にかかわらず社会全体がそうなので、特段それで強調する必要はないのだろうと思うので、その話は切り離していただいて、医師のほうですけれども、専門医などでも基幹施設と連携施設みたいな考え方も確かにあるので、そういうものを少し目指していく。ただ、連携だったり、主たるではないところがきっちりやらないかというところ、そんなことでもないのだろうと思うので、その辺をどういうふうに位置づけていくのかということで、質を担保するというのはすべからず必要にはなってくるのですがというところなのではないか。そうは言ってもというところなのかなと思いました。

よろしいでしょうか。いずれにしても、もしある程度こういうものを設定するにしても、この段階では努力目標ということになるのだと思うので、絶対これではなくてはいけない、認めないということにはならないので、そういうことも踏まえて、どれぐらい時間を取るかですけれども、もしもう少しお時間をいただければ、ほかの構成員の先生方からも御意見いただければと思います。

正直、私個人としては設定は難しいかなと思っています、要するに、ロッカーがあるとか、机とか、その辺もどれぐらい細かく設定してやるのか、指導者は何名いればいいとか、近隣というのも、定義がちょっと難しいところもあるかなというのがある。

それから、もう一つはこういう主たるというか基幹みたいなものをつくったときに、どれぐらい単位を、これ以上は基幹でやってくださいとか、何か要件みたいなものもないと制度としてはやや漠然とし過ぎているかなというような感じもするので、その辺の設定に工夫が要るのだろうなど。考え方の趣旨はよく分かりますし、実際にいろいろな医療職でこういう考え方を取っているとは思いますが、あとは養成校による地域とかの事情なども、必ずしも全部分かっているわけではないというのはあるのかなと思っています。

よろしいでしょうか。

神村先生、お願いいたします。

○神村構成員 今、江藤座長がまとめてくださったように、望ましいという規定はあってもいいとは思いますが、実際に主たる施設とかという限定をした場合、設定上非常に難しくなる、運用上難しくなるということはあると思いますので、望ましいところをうまく書き込めればいいかなと。高木構成員、深浦構成員のお考え、趣旨は非常によく分かりましたので、よいものができるように。先ほど安保先生がおっしゃったように、指導者の資質をきちんと担保するとかというところでもっと上げていくということでもよろしいかと思えます。

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、方向性は共有できたような気もいたしますので、事務局提案のとおりということではなくて、座長預かりということで、いずれしても、強制力のあるものは今回はつくれないだろうと思えますけれども、目指すべき方向性みたいなものはもしかしたら書き込めることになるかもしれませんので、その点、「主たる」という言葉がまた少し誤解を招くところもあるかもしれないとも個人的には今ちょっと思っているところですので、それをどう工夫するか、座長預かりということに今日のところはさせていただければと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、次に行きたいと思いますが、8から10までお願いいたします。

○医事課板橋 8ページ目、臨床実習指導者の要件に関する事項をまとめさせていただいております。

ここの中でいただいている御意見としましては、まず指導者というところで、「知識に優れ」などの他の職種でも入れているような部分にはなりますが、この分野で優れたものを持つことを担保というところの文言を加えることをどうかという御意見をいただいております。

また、御提案していただいた要望の中で、臨床実習指導者の要件には指針案のものと医療研修推進財団のほうで行っているような教員等講習会というものがありますが、それらのいずれかを修了したものというような要望となっております。今回、指針のほうでは16時間、または医療研修推進財団のほうでの研修が132時間、講習の時間、内容があまりにも違い過ぎており、並列で扱うことはできないのではないかというような御意見をいただいております。

また、実習指導者が担当する学生の人数についても幾つか御意見をいただいております。見学する実習に関しては、今まで指導者1人に対して学生2人という制限の中で行っていたところ、それほど厳しい人数制限は要件として要らないのではないかというような御意見をいただいております。

事務局の提案としましては、これらの御意見を加味するような形で、臨床実習指導者は学校・養成所いずれも同等の要件とすることを前提として、指定規則のほうで定めていければと考えております。

また、各指導内容に対する専門的な知識に優れ、十分な指導能力を有するものであることとともに、厚生労働省が定める基準を次のページに記載させていただいていますが、指針として統一し、これを満たす臨床実習指導者講習会を修了した者として、指定規則で定める臨床実習指導者について通知等で補い示すということとしてはどうかと考えております。

また、見学実習の実施については、実習指導者によらないことができることとともに、実施に当たり担当する学生の人数に制限は設けないこととしてはどうかと考えております。

9 ページ目に移ります。

指針の案について、要望としていただいている内容がそのままになっております。各職種、医師から始まり、ほかの職種も同等の記載となっております、特に追記が多くあるような形とはなっておりません。

10 ページ目に移ります。

この指針の中でテーマとして定められている内容について、ほかの職種とも同等の書きぶりとなっていて、一部、ハラスメントの防止は重要だというような意味合いでより詳しい記載という形となっています。

指導者の講習に関しては以上となります。

○江頭座長 9、10が開催指針で、開催指針は特に変更はないわけですね。

○医事課板橋 はい。

○江頭座長 ということで、そうすると、8 ページの右下の事務局の提案というところを中心に御意見をいただければと思います。

福島先生、お願いいたします。

○福島構成員 福島です。

まず、1 つ訂正というか、私の以前の発言を撤回しないとイケないのですが、医療研修推進財団でできるのではないかという形の発言を以前していたのですが、これは明らかに私の勇み足でして、一部のところで内々にある程度聞いた手応えとして前回発言してしまいました。もちろん、これだけの規模のことが実際にはどこまでできるかというのは、財団としては一言で言い切れないところがあると思いますので、こういうことを実施するための有力な候補であることは間違いなく思うのですが、それを言ってそのまま受け入れてもらえるかどうかというのは分かりませんので、そこのところはどこがというのはゼロベースで考えていただいたほうがいいかなと思います。

ただ、今、議論の中で出ておりますように、16時間の講習会を持つ場合のマンパワーと132時間のものを持つ場合のマンパワーとは全く違ってくると思いますので、そののと

ころが細かく決まっていなくて、どこがどういうふうに請け負って実施するかというふうにはならないと思いますので、もうちょっと先の話になると思うのですが、誤解の部分というのはちゃんと表明しておく必要があるかなと思って、発言させていただきます。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

指導者が十分いるのかということと関わるので、いたほうがいいに決まっているわけなのですが、それが現実的かどうかということの一つに参考になる意見といいますか、状況の御説明かなと思いました。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 臨床実習指導者がいなくて困るのは我々学校経営者なわけですし、学校運営ができなくなるわけで、私、まさに昔PT、OTのときに、残念だったのですが、PTの学生がハラスメントにあって、その実習が理由で自殺したみたいなことがあって、そういうことをきちんと現場の人たち全員に、この16時間というのは要するに2日間ですから、研修をしてもらわなければ困るということで、今、PT、OTの現状を言っていますが、私、当初は非常に心配したのですが、正直に言って、このPT、OTのときにも我々学校協会が各県の支部にメールを出して、PT、OTの指導者講習会をやりますと申し上げていたのですが、非常にうれしいことに日本理学療法士協会と作業療法士協会の両会長が私のところに来られて、やはり職能団体としても実施指導者の質を上げるというのは私たちの責任だと言われまして、日本理学療法士協会、作業療法士協会が先行して講習会をお願いいたしますということでお願いをしまして、数字は忘れましたが、今、何万人という物すごい数の講習が行われています。

ただ、それでも学校とか県によってはそこの学校側のところで実習指導者がまだ受けていないとか、地理的な問題だとか、PT、OT協会がやっていますので、原則、理学療法士とか作業療法士の協会の会費を納めている人が実習指導者の形になっているということがあって、不足分については学校協会がやりましょうということで、今、私ども学校協会が実習指導者の講習会をやらせていただいているというのが現状でございます。

私も今も相当部分カバーしてきていますし、うちのグループの1,700人のPT、OT、STのたちで5年以上の実習指導者講習会を受けている比率みたいなものもだんだん100%に近くなってきていますので、この実習指導者講習会そのものは、深浦先生のところがどの程度の覚悟でやるつもりかどうかがあれですが、当然、この実習指導者講習会については、私ども学校協会の責任として講習会をきちんとやらせていただいておりますから、そこの実施だとかあれが厳しいということはないと思いますので、御安心いただければと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。十分対応いただけると思いますか。

深浦先生、お願いいたします。

○深浦構成員 深浦です。

高木先生が今おっしゃいましたが、私は心配症なもので、協会としてどれぐらいやれるかというのはちょっと心配しております。

一つは、言語聴覚士の場合、地域差がすごく大きいと申しますか、学校がない都道府県、養成校がない都道府県がそれなりにある。それから、大都市部とかそこらへんに養成校が集中したり、というところで、全国各地で実習を受けてはいるのですが、やはり濃淡があるだろうと思っております。都道府県ごとの必要数が具体的に変わったときにどれぐらい進められるかというのがちょっと心配なのと、後のほうで申し上げようと思ったのですが、我々の場合、養成校が2年課程とか、場合によっては1年のところもあります改正が行われた後、2年課程のところは1年目から評価実習等がすぐ年度の後半に入ってくる形になるので、臨床実習指導者の養成を相当急がないといけないという形になります。この前、試算を申し上げましたが、改正があった年に、年度末になるかと思いますが、1,000名近くの臨床実習指導者が必要となっております。それぐらい必要になってきますので、スピード感というところがないといけないので結構心配をしているところがございます。

今後のことに関しては、PMETの講習会というのは指定された指針に基づけばいいのですが、そうでないときは認められないという方針についてはそのとおりだと理解しておりますが、これまで受講した者たちに前から申し上げておりますように、今後、臨床実習指導者講習会を受講することは望ましいけれども、一応受講したということで認めていただければ、恐らくここが100名近くいると思しますので、それが臨床実習指導者として、あるいはそういう講習会を開催する上での世話人として動いていただける可能性があります。早急に進めていく場合にはPMET講習会を既に受講した方たちを利用できれば、それにこしたことはないというのが私どもの意見でございますので、よろしく御検討をお願いしたいと思っております。

○江頭座長 では、高木先生。

○高木構成員 やはり深浦先生も少し頑張っていたかかないと、私、この実践指導者のあれを義務づけるといったときに、看護師さんなんて実習指導者講習会を数週間やるわけです。に行く。そのときの問題は、土日だったらいいのですけれども、STの人に2日間行きなさいと言うと、例えば病院経営者の立場から言うと、その分減収になるではないかとかいろいろなことを言う方がおられる。私どもの学校協会の理事会でこの実習指導者をちゃんとやろうと決めたときに、病院経営者もずらっといの中で、もちろん学校経営者もいの中で、私が申し上げたのは、もちろんST協会とかいろいろあって、我々学校が人の高い実習指導をするために、学校経営者が責任を持たなければどうしようもないと。仮に、僕らはそういう病院経営者は将来的に駄目になると思うけれども、例えば病院の側が実習指導に行かせないとか、減収になるとかどうだこうだと言うような変な人たちがもしいたしたら、我々学校経営者はその病院に経費を払ってでも実習指導者は全員受けてもらおうということで、本当に関西のほうの学校経営者も含めて同意をしてこのことは申し上げているわけです。

それと、当たり前なのですけれども、PT、OTのときもたしか事情上3年間の猶予期間はあるわけで、するからどうこうという話ではないので、改正が終わった後、実習指導者については2～3年という期間をもってということで、2～3年の猶予期間は私も必要だと思っています。それと、当然ですけれども、地域のむらがあると言っても、我々の学校が生徒を送り込んだときに実習指導者が必要なわけで、学校がいっぱいあるところは、当然、学生を受けない人については、実習指導者のあれを受けなくたって事実上困らないわけですよね。だから、私が思うのは、我々学校協会も支援して、講師の派遣なども含めて、例えば3～4年後に実習指導者がいなくて実習が成り立たなくなったら困るのは我々ですから、そこは猶予期間を置くということと、当然、そのときに、本来であればPT協会やOT協会がやっておられるように学校協会とST協会が共催をして、きちんとした形で講習会はやっていくということだろうし、学校経営者から見れば、その地域が仮に少なくても講習会ができなかったとしても、それは実習指導者をつくるために我々学校経営者がちゃんとしなければいけなくて、その経費負担を負うのは我々ですから、私がそう言ったら、PT、OT協会のほうは、いや、私たちも責任を分かち合いますと。職能団体としていい実習指導者をつくるのは我々の責任ですからと言って彼らはやってくれているわけで、ST協会さんも少ししっかり頑張っていたいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○江頭座長 ありがとうございます。

深浦先生、どうぞ。

○深浦構成員

もちろん我々協会も、少なくとも特に最初のスタートのところでは頑張っていないといけないし、継続的にもちろんやっていきます。臨床実習指導者の講習会というのは基本のラインなので、それ以上の質の向上というのは、それはまた協会で別途考えていきたいなと思っていますところなんです。ありがとうございます。

○江頭座長 ありがとうございます。

どこの職種でも臨床実習の指導者のこういった講習会を受けるというのはいずれマストになるわけで、それをいつからマストにするかというのが多分養成のリソースといいますか、どれぐらいスピーディーにできるかということで関わってくるというところだと思いますので、その意味で、最後の論点ともちょっと関係するのですけれども、そこで、なおかつ猶予期間みたいなものが入ったら大丈夫だという理解でよろしいでしょうか。

○深浦構成員 深浦ですが、もう一度すみません。

今おっしゃったように、猶予期間というのは、先ほど言いましたように就業年限が短い養成課程がありますので、そこのところで3年課程から始まるころとはちょっと違うところがあるので、そこら辺で猶予期間があるのもちろん助かるなというところがございます。

○江頭座長 近い将来には大丈夫だと。

○深浦構成員 はい。

○江頭座長 ありがとうございます。

板橋さん。

○医事課板橋 事務局です。

いただいていた今のお話のところなのですが、一つの基準としては国家資格の実験、新国家試験に切り替わるところを一つのラインとして考えることになりますので、1年制のところ、2年制のところについては、3年制のところの施行適用の日と同時に行うのではなく、1年ずらし、また、2年ずらしというような形を取らせていただこうと考えております。そういった意味合いでは、猶予年限のところと同じように扱いをお考えいただくことができるかとは思っています。

○江頭座長 よろしいでしょうか。

それでは、この要件については、言葉があれですけども、義務化ということでよろしいですね。どこから発動するかといいますか。

鈴木先生、お願いいたします。

○鈴木構成員 鈴木でございます。

先ほど深浦会長のお話の中にもありました、医療研修推進財団の講習会の件について少し発言をさせていただきたいと思えます。

確かに臨床実習指導者講習会と内容が違い過ぎるという構成員の先生方の御意見はそのとおりだなと思って、これまでも拝聴していたのですが、実際にその内容を見てみると、教育原理であったり、臨床実習のプログラムの話であったり、修了基準の話であったり、道徳理論というような科目が十二分に含まれているというところから、同等と扱えないというところはそのとおりだと思うのですが、やはり臨床実習指導者講習会を受講することが望ましいというような表記に変えることは可能ではないでしょうかということで提案させていただきたいなと思えます。よろしく申し上げます。

○江頭座長 もう一度すみません。義務化はしないほうがいいと。

○鈴木構成員 いえ、臨床実習指導者講習会の義務化はそのとおりで、今の事務局の御提案ですと、医療研修推進財団の講習会は実習指導者の要件と同等と扱わないという方向になっていると思うのですが、全く同等として扱えないことはそのとおりだとは思いますが、これまで受講された方々は教育に携わる科目を多く履修されていることは事実なので、ただ、質の担保というところでブラッシュアップすることも大事だとは思っていますので、同等として扱わないということで表記しないのではなく、医療研修推進財団の講習会の修了者は実習指導者講習会を受講することが望ましいというような内容で実習指導者要件の中に入れていただくことはできないでしょうか。

○江頭座長 そういうことですね。

過去の話とこれからの話を分けるというやり方がいいのではないかと考えていて、過去をどうするかというのはこの後の議論となります。これから先はそれを入れなくてもいいのではないかなというのが私の意見で、むしろこれを両方受けていただいた方がいいとい

う意見であれば、そういう形もあると思うのですが、多分そうではないですよ。言い方はあれですけども、恐らく救済の話ですよ。そうであれば、この後の議論がいかんと思っています。

高木先生、お願いします。

○高木構成員 私の認識では、1か月講習会というのは、PMETの講習会というのは、いわゆる現場の臨床実習指導者であって、学校の先生になるための講習会なのです。

それで、私どもの発祥の地の福岡県のほうは、リハビリテーションの学校の教員になるためには、この1か月講習会というものを全員受けなければ駄目という厳しい県があったり、受けていないような県があったり、私も協会としてびっくりしたのですけれども、そのときに、1か月講習会で教育のことについては教えて、だから、実を言うと、実施指導者講習会のほうは2日間で、現場の人たちでハラスメントとかを起ささないような形をお願いねみたいな話と、ただ、レベル感からすると、1か月間講習会に行っているわけですから、はるかに負荷の高い、いわゆるあなたはこれによって教員になれますよというのがPMETの講習会なのです。ですから、本来、確かにPMETの講習会を受けた人が、実習指導者になれないということはあり得ない話だと私は思って、この話はどうして出たのかと私も不思議なのですけれども、ハラスメントだとかそういうところがPMETの講習会に若干不足しているとか、私も細かいことは分かりませんが、本来であれば、現場の実習指導者よりずっと上の学校の先生にあなたはなっているよというPMETの交流会でございますので、常識的にはPMETを受けた人は実習指導者講習会を受けなくていいよというのが普通の考えだと私は思っています。

ただ、私も細かいカリキュラムはよく分からないので、ハラスメントとかなんとかが、実はPMETの講習会はPMETに頼まれてうちの赤坂キャンパスを借りてやっているのですけれども、実施指導者講習会の部分の2日間分ですから、本来、PMETのほうに早く入れるとちゃんと言うことが重要でしょうし、過去のPMETの人の取扱いについてはどう考えるかとか、ただ、やはりPT、OTのときもいろいろな緩和案件というか、いろいろな講習会も今まで受けた人がいいとか、そういういろいろなことで先の問題が大切なのでということで、いろいろな緩和規定はいっぱいつくりましたので、そこはお考えいただいてもいいのではないかなというように感じでございます。

○江頭座長 ありがとうございます。

神村先生、お願いいたします。

○神村構成員 今、高木先生がおっしゃったように、議論の中で臨床実習の指導者というのと学校養成所の教員というのがごちゃごちゃになっているのではないかなと感じました。あくまでもここでは臨床実習の指導者、臨床実習に出かけた先での指導者ということで、この程度の時間で必要なもの、それから、能力、資質もある程度担保する、ハラスメントに対する心得も学んでいただくというところで臨床実習指導者になっていただくということなので、それと教員養成というのは重みが全く違うと理解しておりますので、その辺を

整理していただいたほうがよろしいかと思いました。

○江頭座長 ありがとうございます。

ですので、ここではPMETは離れていただいて、少なくともこの16、少なくともという言い方はあれですけども、この16時間のものが義務化するというところでよろしいですね。

それから、細かいことで言うと、いわゆる見学実習という比較的アーリーエクスポージャー的にやっておられるのかなと思うのですが、ここでは実習指導者の要件は必要ないというとあれなのですけれども、必ずしもなくても構わないということになっています。そこは大丈夫ですか。やはり後半のほうが大事になってくるので、見学はまた意味合いが違うのだろうと思いますので、同じ施設で見学するような気もするので、多くの場合は結局いらっしゃるような気がしますけれども、そこはよろしいですか。

分かりました。

そうすると、8ページの右下の全体については基本的には御了承いただいたということで、最後、PMETのことについて議論いただくということになるかと思えます。よろしいですか。

ありがとうございます。

では、資料として最後になりますが、11ページをお願いいたします。

○医事課板橋 事務局です。

今、御意見を既に多々いただいている状況ですが、11ページ目として、現行のPMETでやられている講習の修了者の扱いについてここで記載させていただいております。

いただいていた過去の御意見、また、今まで先生方のほうでいただいているようになっていまして、質の担保というところで幾つかの御意見がありました。

事務局の提案としてここで記載させていただいている内容は、上記の講習が厚労省で定める基準として先ほど統一するという御意見がまとまったものにはなっていますが、その講習の指針案のテーマから不足する項目があり、現行の内容として修了した者については、当該臨床実習指導者講習会を修了したものと同等としては扱わないというようなことで最終案を投げさせていただいています。

現時点で、この資料は前回のときにお出ししたものとして、指針の中では①から④と定められているような必須の内容について、④と③の部分だけ見受けられるというような状況ということで皆様と御確認いただいたというような状況となっております。

資料は以上です。

○江頭座長 ということで、事務局提案としては、単純に重なる部分もあるけれども、重ならない部分もあるということであると、同等には扱えない。ただ、重なっていない、追加すべきことについて、これは一つの考え方ということになりますけれども、既に履修しているものはそれでよくて、足りない部分については何らかの方法で補ってもらうということで、結果的に修了者と同等のというか、その場合は修了ですね。講習を2つ受けてもらうということになるのだと思うので、そういうこととすることは議論の一つの案とし

てはあり得るかな。それはここには文章ではあまり明示していないのですけれども、そういうようなところでどうするか。

それから、深浦先生からも御意見をいただいていますけれども、既に受けておられる方についてもぜひ認定された指導者として入っていただけると、もちろんぜひそうやっていただきたいし、タイムスケジュール的にも比較的いいかなというところなのかなといただきました。

将来的には、PMETにも今回の要件をずっと続けていただくというよりは、せつかくなので最初から要件に合うような形にしていただければ多分いいのだろうなど。いいのだろうと気軽に言っていますけれども、いいのだろうなどと思いますので、今後はそういう方向に変えていただくようなこともぜひ考えていきたいというか、誰が考えるかなのですけれども、そういう方向になるのではないかと思いますので、それは十分あり得る話ではないかなと思いますので、過去に受けてしまっていて、一部しかできていないと言わざるを得ないような状況でどうするかということで御意見をいただければと思います。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 恐らくこの話はこの後の話なのでしょうけれども、むしろ学校の教員になるための講習会を何時間義務づけるかという話がPMETの話ですから、先ほど深浦先生がおっしゃられたように、あまり話をごちゃごちゃに、ただ、仮に教員になる講習会というものがPMETであるときに、本来、実習指導者講習会を受けて、現場で実習指導とかなんとかをやった経験のある人がこの教員講習会を受けにくるというのが普通の姿だと思いますよね。

だから、今回、新たにこういう制度がつくるからこういう問題ができていると思うのですけれども、先のことで言えば、教員になるというのは実習指導者になるよりも、もっと上の話になるわけですから、本来2段階の話かと私は思っているのですけれども、ただ、ある意味では、教員の資格をするために1か月間一生懸命勉強をやられているわけで、頭が下がりますけれども、また2日間実習指導者講習会に行くのかみたいになる気持ちも分からないわけではないので、その辺はしばらくの暫定処理だと思いますので、事後的に整理していただければと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

2日間を課す必要はないような仕組みはつくれるのではないかと思います。例えば2日間の実習のうち、重なっていない部分については1日に固めてしまって、そちらだけ受けていただくみたいなイメージでしょうか。私、勝手に案をつくっていますけれども、要するにこのまま認めてしまっているのではないかとということと、そういう救済措置を一時的につくるということ、それから、やはり2日間ちゃんとしたものを受けてもらわないと、これは認めない。その3つの中から選んでいただくということだと思いますが、同等とは言えないのだろうなというのが事務局提案ということになります。

いかがでしょうか。

深浦先生、現実的なところで言いますといかがでしょうか。

○深浦構成員 勝手な言い分をいろいろ言わせていただくかもしれませんが、鈴木構成員が言われたように、このまま遡ってなので、その時点で今のものを全て網羅しているというのは1回だけだと思うのでありますが、基本的には、今、高木先生がおっしゃったように、臨床実習に関するハラスメントとかいろいろなことなども、臨床実習に関して経験したメンバーたちが講習会に出ていますので、その上で、教育という観点からそういう問題を考えておりますので、受けたとみなしてよろしいのではないかなというのが私どもの考えです。

だけれども、新しい知識として今、臨床実習指導者講習会ではこういうことをやっているということを知ること重要でしょうから、それを努力義務というか受講することが望ましいということを規定していただければ、一番うれしいなと思っております。

と申しますのは、先ほど言いましたが、現実問題として臨床実習指導者講習会を開催していく場合の最初のスタートのところで、そういう方たちが力になっていただけるという考えを持っておりますので、そこら辺も含めてお願いをしたいなというところです。

○江頭座長 講習の在り方は、今、実はかなりオンライン化が進んでいるので、簡単にオンデマンドでやりましたということもできるのですよね。だから、すごく大変なものでもなくなってきているので、そういう観点もあるかと思えます。要するに、追加をどのレベルで、わざわざ新幹線で移動してやらなくてはいけないのと、家でオンデマンドで夜中に8時間流しっ放しで見るとは全然違うような感じもありますので、そこは今はいろいろ工夫できるのではないかと。

双川さん、お願いします。

○双川医事課長補佐 医事課長補佐の双川でございます。

今の議論のままでいきますと、今まで受けた人を全て認めてはどうだという話となりますが、今回、新たに質を担保するという事で指針を決めますので、やはり足りなかった教育がある方については、追加でその部分だけは受けてもらった方がいいのではないかと考えてございますが、いかがでしょうか。

○江頭座長 神村先生、お願いいたします。

○神村構成員 今の課長補佐の御発言に賛成です。今、議論の対象になっている方々は、教員としての講習を受けていらっしゃる方ということなので、既に教える現場で活躍していらっしゃる方々だとは思いますが、実際に臨床実習の指導者がどのような講習を受けるのかということを経験されるのもひとつ大事なことはないかと思っておりますので、追加で不足分を、オンデマンドでもよろしいのではないかと。それは協会のほうで頑張っていたらいいと思いますけれども、そのような形で受けていただいて、名実ともにといい方にさせていただいたほうが、指導者の方々もその対象の100人ぐらいの方々もすっきりするのではないかなと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

鈴木先生、先ほどの御意見を踏まえて、今出ているような議論ですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木構成員 ありがとうございます。鈴木です。

今、先生方のお話を伺っていて、可能なのであれば、足りないところを補う形で認めていただけるというところについて私も賛成いたします。

○江頭座長 そこはやはり義務化でよろしいですね。

○鈴木構成員 はい。お願いします。

○江頭座長 よろしいですねというのはちょっとあれなのですけれども、私が言うことではないかもしれませんが。すみません。

いかがでしょうか。それをやっていただくのはそんなに大変ではないのではないかなというのが正直なところですので、やり方にもよると思うのですけれども、先ほども言いましたけれども、今はかなり工夫できる場所がありますので、それはやっていただいたほうがいいかなというのが正直なところではあります。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうすると、PMETを受けておられた方も、無駄と言ったらあれなのですけれども、全部が無駄になるわけではないので、妥当な感じかなと思いますが、そういうところで、今日のところは御了承いただいたということではよろしいでしょうか。

そうすると、こちらは微調整という感じになりますので、実際に何をやってもらうのかみたいなのも詰めていかななくてはいけないのだろうとは思いますが、その方向で御了承いただいたということにさせていただければと思います。

それでは、こちらで用意しました議題については、以上かと思えます。

ほかに、3ということでその他とありますけれども、何か確認とか御意見とか、何でも結構かと思いますが、まだこの会は続くと思いますので、それはそれとして、今日のところで御確認いただくことはありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

先に事務局のほうでよろしいですか。では、よろしく申し上げます。

○影山医事専門官 それでは、次回の検討会の日程でございますけれども、7月8日金曜日18時から、今回と同様にウェブ開催ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○江頭座長 ということで、まだまだ続くところなのですが、ぜひ。

課長、よろしくお願ひします。

○山本医事課長 医事課長でございます。

最初の議題1の大学院の取扱いにつきましては、本日お認めいただきましたので、所要の手続を取って制度の見直しを進めさせていただければと思っております。

以上でございます。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日は予定より早く終わりました。よかったです。

本日は長時間にわたりまして御審議いただきまして、本当にありがとうございます。

また7月にも会がありますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、本日の検討会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

2022-7-8 言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会（第5回）

○景山医事専門官 定刻になりましたので、ただいまから第5回「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催します。

本日は、オンラインの開催にて、先生方には、御多忙のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

構成員の出欠等についてでございますけれども、本日は、安保構成員より、所用により、御欠席の御連絡をいただいております。また、土井構成員、福島構成員より、所用により遅れての出席の旨、御連絡をいただいております。なお、土井構成員は移動中での御出席ということで、通信環境の影響が懸念されることをお聞きしております。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

資料でございますけれども、資料1「教育内容と必要な備品に対する主な意見と事務局提案について」、そのほか、参考資料1～7でございます。

不足する資料がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、オンラインで御参加の構成員の皆様へのお願いとなります。御発言されます際には、Zoomサービス内の「手を挙げる」というボタンがございますので、クリックいただき、座長の指名を受けた後、マイクのミュートを解除の上、御発言をお願いいたします。また、御発言終了後は、マイクを再度ミュートにしてくださいませようをお願いいたします。

それでは、座長、よろしくをお願いいたします。

○江頭座長 座長を仰せつかっております、江頭です。本日も、お忙しい中、ありがとうございます。

ぜひ、いつもどおり、活発な御議論をいただければと思います。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、「教育内容と必要な備品に対する主な意見と事務局提案について」、「その他」ということで用意させていただいております。

初めに、議題の1になりますけれども、教育内容と必要な備品に対する主な御意見と提案ということで、事務局から資料1及び参考資料4、その後、高木先生に参考資料5について御説明いただくというところから始めたいと思っています。よろしくをお願いいたします。

それでは、板橋さんからよろしいでしょうか。お願いいたします。

○医事課板橋 事務局です。

資料1を見ていただけますでしょうか。教育内容と必要な備品に対する主な意見と事務局提案について、まとめさせていただいています。

1枚めくっていただきまして、2ページ目、3ページ目、4ページ目、第1回の検討会で指定規則の教育内容、単位数に関係するものについて御意見をいただいております。多岐にわたる御意見をいただいております、主に教育の内容に関する妥当性を確認すべきや、それ

らに関係する御意見をいただいております。

5 ページ目に移ります。第1回の検討会において構成員よりいただきました御意見を踏まえて、標記の研究班でフォローをいただきながら、事務局での必要な教育について、関係する有識者の意見を伺いながら見直し提案を作成させていただきました。見直しの対象としましては、指定規則・指導ガイドラインに記載されている教育の内容とその教育目標、単位数、また、それに関する備品関係について、見直しを行っております。また、告示227号にて、法第33条第4号項に対して定められている内容について、これと整合性を持たせる見直しを行っております。検討のスケジュールとしましては、第1回の検討会后に、この研究班の中で2月21日から計8回の話し合いを行わせていただいております。要望書をいただきました全国リハビリテーション学校協会の有識者の複数名の方々、日本言語聴覚士協会より有識者の方々また、検討会での構成員の先生方にも、適時加わっていただき、御意見をいただいている状況となっております。

6 ページ目に移ります。指定規則・指導ガイドラインで定めているものは、法の第33条の第1号、2号、3号、5号に対してのものになりますので、それと整合性を持たせる形で4号に対して告示が定められているところがあります。これを指定規則の見直しと同等の教育の内容とするようにとさせていただきます。

次のページに移ります。ここから、指定規則・指導ガイドラインに関する教育の内容と教育の目標等についてどのような形での修正を行わせていただいたかという御説明に移ればと思っております。

次のページをお願いします。8 ページ目、9 ページ目、10 ページ目は、第1回の検討会のときにお出しさせていただいた資料にはなりますが、団体よりいただきました修正・提案の要望内容をここで記載させていただきます。

これらに対して、11 ページ目、構成員の先生方からいただいた御意見がこちらのページにまとめられているものになりますが、指定規則における教育の内容とその単位数に関し、語句の妥当性の確認をすべきといった御意見や選択必修科目の狙いがどこにあるのかを明確とし、必要性を含めて検討すべきだという御意見をいただいております。また、指導ガイドラインにおける教育の目標に関する文言について、重複や言葉足らず、浮いた文言、適正か確認すべき文言が多々見受けられるため、もう少し整理したほうがいいのではないかといった御意見があったり、また、備品関係については、新規の提案の機器も多くあるため、いま一度、各養成施設の御意見を確認する必要があるのではないかといった御意見をいただいております。

12 ページ目に移ります。これらの御意見を加味した事務局から出させていただく内容として、御提案とさせていただきます。

資料説明は、ここで一度参考資料4-1に移ればと思います。研究班の中で、8回と話し合いをさせていただく中で先生方の御意見を踏まえてまとめているものになります。

参考資料4-2はこの議論の時系列が解るようエクセルでお出しさせていただいている

ものになっていまして、こういった修正がされてきたかはそこから読み取っていただければと思います。

資料1に戻ります。12ページ目、事務局の提案として、黄色のハイライトで書かれている部分は団体の要望書で挙げていただいた内容から変更がかかっている部分と見ていただければと思います。主に、教育の目標を新設し、教育の内容に一定の水準を持たせることとする、また、選択必修科目を削除し、基礎分野の教育の内容に「言語聴覚療法の基盤」を加え、同単位を集約する、その他、以下のような修正となっております。

14ページ目に移ります。教育上必要な備品に関する内容について、事務局の提案としてお出しさせていただき内容も、研究班のフォローをいただきながら作成させていただいたものになりますが、主に新設のものが幾つか入っている状況となっております。事務局の提案として出させていただきに当たって、備考の部分について、2つを出させていただいています。「○をつけたものについては、要請書において備えることが望ましいこと」という記載、また、2つ目としましては「教育上必要な時に使用できる場合には、養成所において有することを要しないこと」の2つを付け加えられればと考えております。

15ページ目に移ります。備品の書き方に関し、各職種で参考にはなるのですが、どのようなものが加えられているかということを出させていただきました。職種の特性によって備考の部分は異なっている形となっておりまして、例えば、臨床工学技士に関しては、「*を付けたものについては、臨床実習施設において学ぶことができる場合には、養成所において有することを要しないこと」と、高額な機械等がありますので、そういった機械のことも加味した形が含まれている状況となっております。

次のページに移ります。ここからは、4号項に対する告示の内容についてまとめさせていただきます。

17ページ目、18ページ目、19ページ目、20ページ目、21ページ目、これらについて、指定規則・指導ガイドラインのと同様に、第1回の検討会で団体より要望書としていただいている部分になります。

22ページ目に移ります。事務局から提案させていただき告示の内容として、科目について示させていただきました。今までの現行としてのものについては、1～18の科目があります。今までは、これらについて、科目の横に、括弧書きとして、各学問のところに何が含まれるのかということの詳細に書かれているものでした。事務局の提案で今回出させていただくものは、1～20の科目、新設の科目を追加する形を取っています。また、リハビリテーションの表記を追記する部分があり、括弧書きの部分を取り外している状況となっております。

これについては、23ページ目、教育目標、具体的必須内容、単位数について、これらを記載させていただいています。科目の下に、これらを明確化することによって、今まで科目名のところで括弧書きで示していたものを内容として落とし込むような形を取らせていただきました。この単位に関しては、指定規則・指導ガイドラインで今後定めようとして

いる単位数と整合性がある形を取ればと考えております。

25ページ目に移ります。臨床実習についての部分をさらに詳しく記載させていただいています。実習に関する内容としまして、前回の検討会の中で、15単位の中身として、例えば、時間数として3分の2以上は医療提供施設で行うといったことを決めていく形が取られました。告示で定める4号項に関しても、これらの内容については同様の記載が加えられればと考えております。同様に、教育の目標も臨床実習の中で定めさせていただければと考えています。指定規則・指導ガイドラインとここも同様となります。また、教育の中で、臨床実習施設における指導体制という部分、一番下の2番になりますが、養成所は、以下のいずれの要件を満たす適切な臨床実習指導者による指導が行われる施設であると確認の上、臨床実習施設として定めるということを入れさせていただければと考えております。こちらについても、指定規則・指導ガイドラインと同様の記載をここで入れさせていただければと考えています。備品に関する部分も、指定規則で定めている部分がありますので、告示は整合性を持たせるという意味合いで同等のものを有するような形を取ればと考えております。

資料については、以上となります。

○江頭座長 それでは、高木先生、お願いできますでしょうか。

○高木構成員 備品に関してですか。

○江頭座長 参考資料5について。

○高木構成員 分かりました。

私が知っている範囲のお話で申しますと、この教育上必要な機械は、ST協会の検討委員会でまずは備品案を出していただき、その後、学校協会の委員会で検討して、一応こういう機材が必要ではないかということでお出ししているものです。我々も、例えば、平衡機能検査など、保有している養成校、保有していない養成校があるということは認識しております。その背景のもと、当初お出しした資料でアンケート調査が9校だけだったのですが、今回、全国リハ学校協会の事務局にて、もう一度アンケート調査をやり直した結果、34校から御返事をいただいております。今回の要望書で出している備品を保有しているかどうかについては、大半の備品は100%近くあるということですが、50%前後にとどまっている備品が、平衡機能検査、吸引装置一式というような感じだと思います。また、30数校からいただいた返事の中には、2～3校から、100万円以上の備品などを買う財源がないので困っているということもありましたが、総じて見れば、ほとんどの学校では100%から70%か80%はあるような備品だということでございます。私自身は、この一つ一つの備品の学問的な背景までは分かりませんが、ST協会と全国リハ学校協会の委員で検討し、こういう備品でどうかということ指定したといういきさつでございます。つまり、先ほど言われましたけれども、例えば、関連病院などにあるような備品などは、関連病院から借りる、または、関連病院での実習が可能というような実習施設の緩和措置を設けるなどであっても良いと考えます。また、学校にどうしても置かなくてはいけないという部分では、

新しいものについては、例えば、2年程度の中で揃えるなど、ある種の猶予措置みたいなものを若干持っていただければ、恐らく、基本的にはこの程度の備品については、学校協会とST協会の専門家が合意して決めたことですから、妥当なところではないかと、私は思っております。

○江頭座長 ありがとうございます。

こちらの資料では、大学と専門学校で全部で9校からということですが、それをさらに拡張していただいて、34ということでしょうかね。これは、資料としては、今日はない感じですかね。

○高木構成員 先ほどまで、全国リハ学校協会事務局でまとめておりました。

○江頭座長 分かりました。ありがとうございます。また、どこかで、御提供といいますか、いただければと。

○高木構成員 分かりました。すぐにでもお送りすればよかったですけれども。

○江頭座長 とんでもございません。

傾向としては近いということで、理解いたしました。ありがとうございます。

それでは、議論に移りたいと思いますが、今日は議題が1つということですが、その中でも2つぐらいに分かれるかと思えます。備品の今説明いただいたところは少し後半でやりたいと思いますので、まずは、教育内容と教育目標に関する事項について、資料1で言いますと12ページから13ページにかけてというところで、御意見をお伺いしたいと思います。先ほど板橋さんからも御説明がありましたけれども、一番上に事務局提案が載っているところですので、これについての御意見もしくはそれ以外でも何かお気づきの点があれば、お願いしたいと思っております。特にこの黄色のハイライトのところを、注目といいますか、見ていただければということで、「言語聴覚療法の基盤」が入ってきたということかと思えます。

まず、12ページ、13ページについて、いかがでしょうか。もし御意見があれば、「手を挙げる」機能を使いまして、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

福島先生、お願いいたします。

○福島構成員 さらに後の話にもつながってきますし、先ほどの話にもつながってくるのですけれども、言語聴覚士が業として平衡機能検査を行うという形になりましたので、要は、平衡機能障害も、この資料で言いますところ、例えば、13ページの中に入れるべきものなのか、それとももうちょっと後の細かい項目の中に入れるべきものなのかは分かりませんが、平衡機能障害という記述が入っていないとおかしな形になってしまうのではないかと少し気になるころでした。どちらで入れるべきかということとは分かりませんが。

○江頭座長 重要な御指摘をありがとうございます。

今の福島先生の御指摘はいかがでしょうか。専門基礎というよりは、きっと専門分野に入れていくことになるのですよね。

○福島構成員 例えば、18ページの中で「聴覚障害系」という言いぶりの中に「聴覚障害および関連障害に関する基本的知識」というものがありますので、「聴覚障害および平衡機能障害等に関する」という文言にして平衡機能障害を入れ込むと、あまり大きな変化にならないで入れられるかもしれません。例えば、そういう形のものが必要になってくるのではないかと思います。現実には、例えば、国家試験の問題には既に平衡機能障害に関しての問題点も若干出ているのですけれども、少なくとも今の時点では聴覚障害系の中で出題されているという事実もありますので、聴覚障害系の中に入れ込むあるいは下位項目として入れ込むような形でまとめていくというやり方になるのではないかと提案させていただきたいと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。深浦先生、何かその点で御意見はございますか。

○深浦構成員 ありがとうございます。

24ページになりますか。告示の「聴覚障害学」の「教育目標」ですが、「聴覚障害及び関連障害に関する知識」の「関連障害」に入るのだらうと思いますが、平衡機能を明記するのであればここに入れるかというところだと思います。聴覚障害の場合、「関連障害」というと平衡を意識すると私自身は思いましたので、ここに含まれるけれども、明示したほうが良いということであれば、福島先生の御意見を入れてここに明示するかというところかと思っています。

○江頭座長 ありがとうございます。

入れるとしたら、ここもしくはその周辺ということ、他のところではないということは、多分御専門の見解から見てもそうなのだろうと、私でもそうかなと思いましたが、どうするかというところですね。

これは、今から新しい項目をつくったりはできないですよ。

○医事課板橋 追記は可能です。

○江頭座長 追記ですよ。枠をつくるみたいな、単位の振り分けをすることはよろしくないというか。その言葉を、どこかに、どのレベルかは分からないけれども、入れていくということが現実的でしょうか。

そうすると、一番大きい「聴覚障害学」はこのまま残したほうがよろしいでしょうか。

○深浦構成員 深浦です。

これはこのまま残していただいて、そこの教育目標や教育の内容に関する記述のところに具体的名称として入れていただくかと。

○江頭座長 非常に妥当な御意見をいただいたような気がいたしますが、いかがでしょうか。今回については、そういうことで解決していくということでいいかなと思いましたが、けれども。

ありがとうございます。

私はあまりあれなのですけれども、平衡障害はかなり重要視されるようになってきたと

ということなのですか。それとも、もともと重要でしたけれども、あまり扱っていなかったものを扱うようになってきたという状況なのでしょうか。

○深浦構成員 最初につくられたときに厚生労働省令で定める行為に入っておりませんでした。聴覚障害を扱っていると、それまで平衡機能の検査等にも携わっている人たちもいましたので、聴覚障害領域の一つとして平衡機能障害の検査とリハビリテーションを入れていただきたいということで、厚生労働省令に追記していただきました。もともとやっていたものを認めていただいたというところです。

○江頭座長 理解いたしました。そういう経緯の中で、少しずつ、今回、ここにもしっかりと書き込んでいこうということなのですね。分かりました。

聴覚障害のない平衡障害があると思うのですけれども、いずれは独立するのかなという素人っぽい質問になるのですが、どうなのでしょうか。今回はそれでいいと思うのですけれども。

○深浦構成員 私からだと、平衡障害のリハビリテーションは、小脳失調とか、中枢性のものは特にそうですが、理学療法士たちにも行われておりますので、そういう意味では、我々の業務というところから言うと、聴覚障害と関連する平衡障害という形のほうが、すみ分けというか、そういうところら辺がきちんとできるのではないかと、ここに入れたほうがいいのではないかと。

○江頭座長 了解いたしました。

今回は、いずれにしても、それで対応するというので、承知いたしました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

かなり広範にわたる資料ですので、なかなか。土井先生は、今、アクセスされておられないですね。事前にいただいているものがありまして、備品のこともいただいているのですが、同じことかな。

13ページ、24ページ、「聴覚障害の領域及び関連障害に関する」は、「聴覚障害及び関連障害に関する」に修正するのでいかがでしょうか。これは、どちらかという、日本語の話ですかね。これはこれでよろしいですよ。内容に関わる話では多分ないと思います。

13ページ、24ページ、25ページで、「障害児・者」と「対象児・者」という2つの表現がありますが、これでよろしいでしょうかということですが、これもここで審議する話ですか。資料は実際に出ますか。24ページは、上から2つ目の「地域言語聴覚療法学」に「障害児・者」と書いてあって、25ページについては、上の臨床実習の「教育目標（参考）」の中で「対象児・者」書いてあるところなのですから、これはいかがでしょうか。ぱっとすぐ理解しにくい感じなのですから。13ページは、「臨床実習」のところと、「（新設）地域言語聴覚療法学」。だから、13ページ目を見ていけばいいのですかね。

「地域言語聴覚療法学」で「障害児・者」と「臨床実習」の「対象児・者」書いてあるのですけれども、これは言っていることが違うので、これでいいですかね。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○神村構成員 神村です。

今の対象者という言葉を使っている部分につきましては、このままのほうがいいのかないかと思いましたが。障害学においては「障害者」という言い方でもよろしいかもしれませんが、検査する相手が全て障害者と診断されるわけではないかもしれませんが、対象となる方あるいはその家族も含めて「対象」という使い方、使い分けで、どこからこれが出てきたかは分からないのですけれども、このままでよろしいかと思えます。

○江頭座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。私も、今御説明いただいたところで、理解できました。むしろこのまま残したほうがいいのかと、内容が少し違うところかと思えます。使い分けはよろしいということですね。

土井先生からの指示参考資料6の裏側です。22ページ、23ページ、科目のところでは、臨床歯科医学と学習・認知心理学の部分のみ、「口腔外科を含む。」、「心理測定法を含む。」と追加されているということで、これはたしか議論があったと思うのですけれども、実際にこう見てみると少し違和感があるということだそうです。括弧なしでもいいのではないかということですね。23ページの具体的必須項目には口腔外科学と心理測定法が明記されています。ここでわざわざ括弧つきで入れなくてもいいのではないかということですが、これはいかがでしょうか。

お願いいたします。

○神村構成員 神村でございます。

土井先生の御指摘のとおりかな。あえてここで括弧書きで入れなくても、そのほかで記載されているものでよろしいということで、御指摘のとおりだと思います。

○江頭座長 私の記憶が確かであれば、臨床歯科医学と口腔外科学は含まれているのか違うのかという神学論争みたいなのがあって、いろいろ技術的にまとめてしまったほうがいいのかという中で、口腔外科がこの中に含まれるかどうかということ、科目として少し分かるようにしようということで、かなり例外的な扱いをして、心理学の中でも心理測定法はまた方法論の話で意味合いが違うので、もともとのオリジナルの中にこれがずっと独立してきたところに、それをまとめる過程でこういうものを少し追記したという経緯だったと思います。科目だけを見ることではないので、ちゃんと読んでもらえれば中身は意味として分かりますし、その辺が、御専門の先生からすると、「ちょっとこれは」とか、いろいろ思われる面もあるかもしれませんが、そういう経緯があった。その中で、括弧でも実際に少し違和感があるので取ってはどうかという御意見で、神村先生もその御意見に同意されているということが現状だと思うのですが、それを踏まえて、いかがでしょうか。ないならないで、すっきりする感じもしますけれども。前のバージョンであると、あったほうがいいのかという話だったと思うのですが、ここだけ取り出すと、むしろないほうがいいのかということになるのだと思います。よろしいでしょうか。そんなに

こだわるところでもないのですが。

お願いします。

○深浦構成員 深浦です。

今、江頭先生がおっしゃったように、前回だったか、前々回だったか、議論の中ではこの2つは入れておいたほうが良いとなったと思います。つまり、おっしゃったように、口腔外科学は独立している可能性が高いので、それをこの中には含んでいるんだということを明示したほうが良いというところだったと思います。心理学のところも、心理測定法を含むというのは、同様の意味だったと思います。

たしか、24ページのように、具体的必須内容とかを明記するところだと、そこに書いてあるのですが、前の22ページのような形の表記となりますと、それを書いておいたほうが分かりやすいかなと私は思いましたけれども。

○江頭座長 見る方がどういう形で見るとのことにも多分よるので、違和感があるのもそのとおりですし、シンプルなほうが良いということもそのとおりですが、議論の流れを考えると、あえて残したというか、こういう形にしたというところですか。いかがでしょうか。

福島先生。

○福島構成員 私も神村先生と同じ意見なのですけれども、少なくとも22ページの中で括弧書きで残るのはすっきりしない感じがします。中身として、例えば、先ほどの聴覚障害学の中に関連する学問として平衡障害を入れましょうという提案をさせていただきましたけれども、もちろん学問で言うと平衡障害と聴覚障害は全く別なものですし、聴覚障害のない平衡機能障害があるというのもそのとおりですが、扱いとして一くくりにしてはどうかという提案をさせていただいたわけなのですけれども、そうとなると、この部分ではすっきりさせて、括弧書きはなくて、でも、中でしっかり書き込んでいくほうが、形としてはきれいになるのではないかと私は思いました。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかには御意見がありますでしょうか。

成立するかどうかということですので、多分なくても成立するという事は思います。切りがないということもありますので、今、御指摘いただいたとおり、前は多分いろいろな議論の中で入れておいたほうが無難だよということだったと思うのですが、改めてすっきりとさせてみたときに、なくてもいけるし、シンプルなほうが良いのではないかとはいえる話だと思いますので、よろしいでしょうか。

深浦先生、よろしいでしょうか。どうでしょうか。

○深浦構成員 あまりこだわっていないのですが、以前の規定とか、昔の厚生省告示では、全部そういう括弧書きになっているのですね。基礎医学や臨床医学も全部そうなのですが、法律、言語聴覚士の試験のところでは確かに括弧書きでは書いていなくて、臨床歯科医

学だけになっていますし、心理学だけになっていますので、告示だけそういう書き方がしてあるようです。括弧を削除というの、先生方がよろしいということであれば異論ありません

○江頭座長 よろしいですか。

いかがでしょうか。括弧を取っても大丈夫ということでもよろしいでしょうか。御提案いただいた土井先生がおられないのと、例えば、ここで言うと口腔外科の御専門の先生は多分おられないので、なかなか議論しにくいところもあるのですけれども、よろしいでしょうか。先生方の多くの意見では、シンプルな方向でいきましょうというほうが多いかなということ、取らせていただく方向で支障がないことは確認しておいたほうがいいのかも分からないですけれども、ほかとのバランス、要するに、ほかの記載との整合性みたいなものはあるかと思えますけれども、もしそういうものが問題なければ取るということで、取りあえず進めさせていただくということ、ここはお願いできればと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

土井先生については、以上でよろしいですかね。7番もそうですか。必要単位数の「失語・高次脳機能障害学」の目標、「言語聴覚療法の評価、訓練・指導・助言、」が「評価・訓練・指導・助言、」と。どこをどう修正すればいいのですか。これは単純な話ですね。句点ではなくて中丸を入れてくださいと。これはよろしいですね。細かいところを見ていただいたということかと思えます。ありがとうございます。

それでは、土井先生の御意見は以上として、ほかにいかがでしょうか。この12ページ、13ページを中心としたところで、よろしいでしょうか。

それでは、今御議論いただいたことを反映させた形に修正していきたいと思えます。ありがとうございます。

次に、14ページ、教育上必要な機械器具、標本、模型に関する事項ということで、こちらにも既に御意見をいただいているところではありますけれども、こちらについてぜひ御意見をいただければと思います。事務局提案としては、ガイドラインで教育上必要な機械器具及び模型は別表を標準として整備することになっていることと、備考があつて、丸をつけたものについては養成所において備えることが望ましい、2が教育上必要な時に使用できる場合には養成所において有することを要しないと、例えば、レンタルなどでもいいのではないかという備考などをつけてはどうかということで、最初に高木先生からも少し御説明いただきましたけれども、フレキシブルに対応できるような形が望ましいのではないかと。少し期限をつけてみても、取りあえず努力目標で何年以内みたいな御意見もいただいたかと思えます。改めて、こちらについて御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○内山構成員 内山です。

これを見させてもらったのですけれども、赤く記載された新設の全ての装置を、高木先生が先ほど言われたように、全ての養成校に新たに必須にしてしまっただけだとすると、相当な金額、100万以上のものが、右側、特に耳鼻科系は並んでいると思うのですけれども、これは、教育上必要だと思うのですけれども、先ほど言われたように、必須なのかという点は議論する必要があるかと思えます。2010年に喀痰吸引をSTができるようになり、2018年に電気眼振図検査、重心動揺検査が厚労省令に追記されたといったところでは、吸引の装置や平衡機能検査も必置ということは理解できますけれども、これも結構高額なものであるということと、聴性誘発反応検査は、法律ができたときから厚生省令に業として書かれておりますけれども、今までこの装置は「必須」ではなくて「望ましい」で行われていたものですから、今まで「望ましい」で行われていて、いわゆるこの検査がなくても学校で教育がされていた。また、臨床実習や見学で耳鼻科系に行ったときに体感して学習していったという点であれば、必ずしも「必須」ではなくて、先ほど言いましたように、「望ましい」とか、特に養成校においては「必須」ではなくても、教育上必要なときに使用するというものでもいいのかなという感じはしました。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

確認させていただきたいことが、事務局提案的に言うと、要するに、全部整備しないと認めないということではなくて、内視鏡は既に丸がついていますけれども、こういった「望ましい」要件のものを、今は1個しかないのですけれども、それを増やすということと、レンタルについては特に明示したほうがいいのかということを書いていないのですけれども、それをいろいろと申請の段階で確認させていただくみたいな形で対応するというものかと思うのですが、むしろそれも含めて外したほうがいいのかということではないということでしょうか。

内山先生。

○内山構成員 はい。全く外すのではなくて、「望ましい」とか、「必須」とかと。

○江頭座長 そういうことですよね。リストとしては挙げておいて。そのリスト自体は今の段階では御異論は多分ないかと思うので、リスト自体から外したほうがいい、「望ましい」自体も外した方がいということがあれば、それはそれでまた御意見をいただければと思います。そうすると、全部、内視鏡以外を必須化することは、すぐに実現はできない話なのだと思うので、どれに丸をつけるかとか、どれはレンタルでいいかみたいな、そういう議論になっていくのかなという気がいたしました。ありがとうございました。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 ちなみに、平衡機能検査の機材なども、安いものから、高いものまでありますが、おおよそ100万程度になります。また、例えば、PT学科やOT学科があるようなところは、逆に言うと、平衡機能検査などはどこでもあるような話になります。確かに、現時点で若干持っているところが少ないという面でいうと、この平衡機能検査が34校のうち13

校しか保有しておらず、38%と一番保有率が低い備品となっています聴性誘発反応検査装置などは、34校のうち、現時点でも80%は持っており、吸引装置も68%は保有しています。舌圧計は、10数万円と金額的にはそれほど高額なものではありませんが、舌圧計で56%の学校が持っているという状況でございます。このように、基本的には、ほとんどの学校で、今も強制されていなくても、持っているわけでございます。このように「望ましい」規制においても、意外なことに5割の学校が今でも持っているという状況でございます。ある意味で、現在、強制されていないのだけれども、50%が持っていないというものが38%の平衡機能検査で、これが100数十万程度のものだという状況でございます。先ほどから、科目の中で、STの基本業務の中に平衡機能検査が入ったということですので、これを外すことはないのだと思うのですけれども、「望ましい」規定まで落としてしまうのか、2～3年以内には揃えていただくという話でいくのか、私としては、そういうことだと思います。

ただ、基本的には、この平衡検査以外の機材は、今の学校は強制されていなくても6～7割が持っているという現状でございますし、思った以上に多くの学校では、きちんと機材を揃えているということが現行かと思っています。

○江頭座長 ありがとうございます。

そういう状況を御説明いただきましたので、議論としては、この平衡機能検査どうするかということの一つのたたき台にして、ほかはどうかという形で進めるとやりやすいかなという気がいたしますけれども、平衡機能検査に内視鏡と同じようにこの時点では丸をつける、「望ましい」要項にするということが、比較的、簡単などいいますか、対応になるかと思うのですが、深浦先生、お願いいたします。

○深浦構成員 ありがとうございます。

電気眼振図を入れていないのですよね。そちらのほうが必要かなとも思ったのですが、この平衡機能検査は、重心動揺計とフレンツェルぐらいで、フレンツェルは安くて、重心動揺計も、今、お話があったように、理学療法士は大体既に持っているところが多いので、多くの学校でこれは共有でできるのではないかということで、これを具体的に入れたという経緯がございます。そういう意味で言うと、この中で高いのは聴性誘発反応検査だと思いますが、これは結構使います。発声機能検査は新設にしていますが、その上の呼吸発声機能測定装置とイコールでございますので、これは恐らく多くの学校が既に設置しているところだと思っています。

ですから、どこらで線引きをするかということは、構成員の方々に少し検討していただければと思います。

○高木構成員 高木です。

先ほど申しましたように、私も意外だったのは、この聴性誘発反応検査装置は、今、学校のアンケート調査によると、現時点で約80%が持っています。5割を切っているものは平衡機能検査だけで、ほかの機材については、ほとんどの学校が持っていることが現状だ

と思います。つまり、この平衡機能検査のところを、猶予期間をもって持つとするのか、「望ましい」規定でいいのかを検討する必要があります。私もよく分からないのですけれども、それこそ深浦先生とか、専門家の先生からしたときに、この平衡機能検査の装置を「望ましい」規定まで落としてしまうのか、それとも2～3年以内には揃えてくださいということで2～3の猶予措置を設けるのか、どちらがよろしいのでしょうか。

○深浦構成員 神村先生、先にすみません。

臨床検査技師も、これが入った後に、どこから出た通知なのか分からないのですが、学校に平衡機能検査機器をそろえるようにという通知を、協会から出されたのか、厚労省が分からないのですが、そういう通知がうちの大学にも来ていたことを覚えております。猶予期間はあっていいと思うのですが、何年以内かにできるだけそろえるようにと、業務としてありますので、そうしたほうがいいのかと思っています。

○江頭座長 神村先生、お願いします。

○神村構成員 2つの観点から備品が必要かどうかということを考えるべきかと思っているのです。

1つは、今、高木構成員、深浦構成員に大分御説明していただきましたけれども、学校側の経済的な負担、どれだけ高額な機器なのかとか、そういう辺りはあまりよく分からないところもあります。ただ、一番今回の検討会議において期待していたもの、アンケート調査の結果はどうだったのかなというところを拝見したかったのですけれども、34校の結果が出たというお話ですけれども、今、口頭でお話をいただいているものですから、実際にその34校といっても70数校ある中のどのような属性の学校がお答えになっているのかなと。半分はほぼいっているけれども、どうなのだろうなというところも、それが全体像を表しているのかどうか、どうなのかなという疑問は多少ございます。

もう一つ、一番重要な点は、これが本当に教育上そこに備えていなければいけないかどうかという点になるのかなと。安保先生もお書きになっていますけれども、2ポツのところ、臨床実習施設となる大学病院や総合病院等には必ずあるから、その臨床の場でそういう機器に接するほうがリアルに学べるのかなという気は、私はしています。

参考資料5のアンケート結果につきまして、大分学校数が少ない時点で拝見したものですから、これは参考にならないなと思ひまして、私の知り合いの耳鼻科の大学教授に聞いてみたところが、養成学校に備えていなくても、本当に臨床実習の場でちゃんと教えるから、例えば、聴性誘発反応検査辺りも、機器だけ見てもしょうがないよね、これはなくてもいいのではないのと、ばさっと、そんなお返事をいただいてしまったので、そんなものかと。実際に養成学校の中に置いて見なければいけないものを厳選して、これは必要としていただいて、それ以外は丸をつけるぐらいでも、「望ましい」という規定でもいいのかという思いを持って、今日は臨んでいるところだったのです。

そういう意見でございます。

○江頭座長 ありがとうございます。

お願いします。

○双川医事課長補佐 医事課長補佐の双川でございます。

事務局提案で、下の備考に1と2を記載させていただいております。丸をつけたものについては望ましいということで、内視鏡は望ましいということにさせていただいておりますけれども、2のところでは教育上必要なときに使用できる場合には養成所において有することを要しないと書いてございます、この意味としては、実習施設とか、養成施設でほかのOTやPTなどの学部があって、そこが持っている、そこで借りてこられるなら良いという意味で書いておりますので、基本的には、今議論にありました「望ましい」に落とすということではなく、養成施設が持っていない、実習先の病院などが持っている、そこで教育がされるのであれば良いという意味で書いておりますので、そこで読めるのではないかと考えてございます。

以上です。

○江頭座長 それはかなり荒業な気もするのですけれども、そうすると、何も持たなくていいみたいな感じになりがちなので、それも含めて明示するのかどうかということも議論かなという気がいたしました。

安保先生のお話も出てきましたのでお話ししますけれども、1番が、平衡機能検査の機器は必須である、「必須」の意味がいろいろな必須が出てきているということが現状だと思いますけれども、必要だということ自体はもう皆さんも異論のないところかと思えます。

一方で、2番では、今、御説明いただいたとおり、この平衡機能検査の話ではないのですが、実習施設で、要するに、教育の中で必要に応じてちゃんと活用できればそれでいいのですという現実的なことを書かれているのかなと思います。

30施設以上の回収が必要ということで、これは実施していただいたと。多ければ多いほど多分いいのだとは思いますが、これは現実的な考え方というところかと思えます。

土井先生からも、機器についてもたくさんいただいております。1つは、名称の話で「平衡機能検査機器」が正しいと。これは「検査」になってしまっているからということですね。おっしゃるとおりかと思えます。平衡機能検査が追加承認されたのでということだと思います。必須と考えるのですが、この「必須」の意味がそういう条件付きの必須のことを言っているのかは分からないということかと思えます。ABR、ASSRについても、これも必須ということですね。

4)は、費用の話がされておりました。支援制度はあまり検討せずに、こういう問題があるということの指摘に現時点ではとどまるのだと思います。先ほど御説明がありましたとおり、いろいろなレンタルといいますか、実習施設とかの活用も現実にはあるだろうということで、対応していくのだろうと思います。

アンケートの話も、ある程度、50%ぐらいを目指すのがいいのではないかとありますが、かなり増えたアンケートが出てきたということは説明いただいたとおりです。

そういうことなので、大体論点としては絞られているのかなと思いますが、今の議論も含めて、もう一度、御意見をいただければと。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 厚労省の方に、基本的な質問です。

私は、ある程度、そういう指定規則の中で機械を学校でそろえる必要があると理解していました。今回の案では、そうすると、例えば、附属病院や附属の医療機関が、私は中核的な実習施設と前から言っていたわけですが、そういうところが持っていれば、今回は、学校が揃えなくてもいいということでしょうか。今までの現行の規定では、学校が持つこととなっているのではなくて、今までもそういう実習施設が持っていれば、借りることや、そこで実習ができればいいということだったのでしょうか。それを教えていただきたいのですけれども。

○江頭座長 お願いします。

○医事課板橋 事務局です。

備品に関して、今までの記載のものについては、設備することが望ましいという書きぶりがありました。それ以外、備考のところには特に記載はございませんので、今まで努力規定としてここに書かれているようなものをそろえることが望ましいという形になっていました。レンタル関係、そういった関係、また、実習施設の中にあればどうか、そういったところも特に言及するようなものはございませんでした。

○高木構成員 私の感覚からすると、この「望ましい」規定は事実上言語聴覚士の学校をつくる時にはある程度そろえているという認識です。学校が、そういう機材は持っていますよと。ただ、今回、ここで、まさに座長が荒業だと言われましたけれども、本当に、当たり前ですけども、本学でも附属病院とか多くありますから、この程度の機材は病院に行けば幾らでもあります。しかし、患者がいるところでその機材をなかなか使いづらいつつ、横で見ているだけということになるので、普通の考え方だと、教育機関の側にもそれなりの機材をそろえて、そこで習熟させた後に実習の現場に出して、ある程度を実際に実習の場でやるということが必要であると思います。また、医学部新設のときでも、医療機器が附属病院に幾らあろうとも数十億を買いなさいとか、学校をつくるときに、機材関係のある程度買いそろえるというのは、いろいろな分野でも、それなりのデューティーになっているわけです。したがって、あまり緩和し過ぎると、本当に教室だけの教育で、私たちは病院実習に行きますみたいな話で、本当に学校の認可ができるのかという話にもなりかねない部分があるのではないかと思います。

どういう書きぶりにするのかはあれですけども、何よりも、医学部や看護学部でもシミュレーション教育を非常に重要視していて、本学でも、シミュレーションセンターだけでも数十億の機材を買って学生教育に充てているわけですね。そういう流れの中で、むしろ、私の感覚からすると、教育者として教育施設もきちんと機材を置いてシミュレーション教育などをしっかりとした後に病院実習に出なさいということが、教育の質を担保す

るために、ある程度、私は必要だと思っています。しかし、もともと「望ましい」規定だったら、全ての機材が「望ましい」規定だったわけなので、それだったら、今回も「望ましい」だけを書いて、ある程度、自助努力に任せるといった考えもあると思います。これは、随分といろいろな議論があります。例えば、放射線の治療など、本学にもあるのだけれども、病院に行ったら、トモセラピーなどの放射線の治療をやると言ったら、幾らでもうちのグループはあるわけですよね。でも、放射線技師の学科の先生たちからは、校舎にもそういう放射線の治療機器を置いてほしいということで、校舎にもそういう機材を置いて、そこで相当習熟させた後に病院実習に出しています。だから、ある程度、その学校の質を見たときに、あまりにもその教育用の機材がなくなるような、なくてもいいよというのは、若干違和感があります。ただ、今までの「望ましい」規定で各学校はそろえてきているわけですから、同じような形で「望ましい」規定でやっていくのかなど、その辺はよく考えていただければと思います。

○江頭座長 お願いします。

○双川医事課長補佐 医事課長補佐の双川でございます。

先ほどの説明が足りていなくて、15ページを見ていただきますと、ほかの職種のところでは、「*を付けたものについては」などの書き方になっております。先ほどの説明で抜けておりましたが、学校数は少なかったのですけれども、機材を持っている学校のアンケート調査を見させていただくと、大学、特に養成施設については、「望ましい」規定であっても全ての養成施設が持っていたというところがありましたので、新規に新しく買っていたかなければいけないものについては、実習施設等々にあればいいという意味で、14ページに戻っていただいて、備考の2を書いております。

高木構成員がおっしゃったとおり、これだと何もなくても良いと読めてしまうなと思いましたが、そこは検討させていただいて、書き方を直したほうが良いと思いますし、構成員の皆さまで、新規につくるものについては、本当に養成施設に置く必要があるものについては、言っていただければ、星などをつけずにそのまま必修にしますし、実習施設先であれば良いのではないのかというものがあれば、星などをつけて、ほかの職種と同じような書きぶりにしても良いかと思っておりますが、構成員の皆さま、いかがでしょうか。

○江頭座長 備考の2についても、指定しないと、大きく問題は出てくるだろうなということで、多分抜けてたのだと思います。

ただ、結局、1と2が分かりにくくなって、丸と星がつくみたいな状況も出てくるので、個人的には丸だけつけばいいのではないかと考えています。はっきり言うと、この辺のものは臨床実習施設には全部あるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

深浦先生、お願いいたします。

○深浦構成員 ありがとうございます。

実習施設あるいは病院等にある、実習に行くところであればいいのではないかというお

話がありましたが、教育をする上で機器が必要だということでございます。全てのこういう機器がそろっている実習施設に全ての学生が行くわけではないということが1点でございます。そうすると、全くそういう機器を扱った経験がない、それを扱った経験がなくて卒業することになるかと思えます。

もう一つ、実習前にこれらの機器を使って、該当する、例えば、耳鼻科領域であれば耳鼻科に関連するこういう機器を使って、実習前の指導等も行っておりますので、実際上の教育をするときに、こういう機器がないと教員は困るところがあります。実習施設に行ってから、そちらの実習指導者の方が、一人一人の学生に、それだけ一から指導するかと言われると、そうではないと思います。先ほどありましたが、これは絶対必要だということら辺をもう少し精選する形でやればよろしいかと思えます。人工内耳マッピングシステムは高いし要らないのではないかというお話がありましたが、デモンストレーション、トレーニング用のものがあるようで、それを使って人工内耳の実際のそれを見せると、学生には分かりやすいということもありますので、この機器類はそういう実際的な体験をする上で、実際的な教育と申しますか、そういう意味で非常に重要なものだと考えております。

○江頭座長 ありがとうございます。

基本的にはそういう考えの下につくられたということになると思うので、実習は別に扱うことを基本として、これが出てきたということなのだと思います。今から作り直すともた大変になるので、そのベースがいいのではないかと。個人的にですね。

整備することが望ましいと全部が「望ましい」だったものを、いつまでもそういうわけにもいかないだろうということで、今回をきっかけに、少し必須の項目は入れて、むしろ必須をほとんどにして、一部「望ましい」は残さざるを得ないだろうということで、その中で、本当に実習に出る前に必要ないものまで入れなくてもいいのではないかと。それも「望ましい」でもいいような気もするのですけれども、教育的な観点ということだろうと思いますけれども、一番シンプルなのは、1で丸をつけるものをどれにするかだけでいいのではないかと思うのですけれども、どうでしょうかね。実習とかを考え出すと、切りがない。

もう一つ、2は、要するに、実習先ではなくて、レンタルで、例えば、救急蘇生、AEDシミュレーターは、やるにしても多分年1回しかやらないと思うのですけれども、そのときに借りればいい話なので、別に買わなくてもいいと。逆に言うと、AEDシミュレーターぐらいだったらほとんど持っているのではないかと思うのですけれども、そんな意味合いはあるということですが、それは書かなくてもいいような気もするのですけれどもね。多分、1で丸をつけていただくのが一番分かりやすいのではないかという気がいたしましたが、いかがでしょうか。

そうすると、平衡機能検査が一番問題で、値段の問題と実際の現状があるので、これに丸をつけるかどうか。多分これに丸をつける必要がなければ全部必須でいいだろうという

ことになるのではないかとはいえますし、見逃しているものもあるかもしれませんが、そういう感じで整理すると結論が出そうかなという感じなのですけれども、いかがでしょうか。

お願いします。

○山本医事課長 事務局です。

基本的には先生方の御議論の流れだと思っているのですけれども、今、1で養成所においてそうなることが望ましい、実質的には待たなくてもいい場合でも、それでも教育上必要なときには使用できるようにしていないといけない場合もあるかと思うので、そうしたことも含めて1回整理をさせていただければと思っています。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

アンケートの結果も文書でできれば出していただいで、もう一度、中身をよく見させていただくということもあるので、今日完全に結論までは多分出せないというところかと思いますが、個々の機器について詰めていければとは思いますが、そういう観点でどうでしょうか。先ほどのあれで言うと、平衡機能検査は、この時点では丸でいいかなと思ったのですけれども、それでよろしいでしょうか。

高木先生が御提案の2年以内というのはまた難しいかなとこの段階では思いますので、「望ましい」規定は多分そういうことだと。

○高木構成員 私は、学校経営者という立場もあるわけで、いろいろ学校の議論もあると思いますけれども、ほかの学科、例えば、PT学科やOT学科などですと、3次元動作解析装置などを指定規則で買うと、それだけで2000万や3000万するような機材が結構入っています。だから、本学の購入担当に、今回並んでいる機材を全部買ったら、普通ぐらいのもの、中級品ぐらいでそろえたらと言ったときには、基本的には100万単位でそろえ、トータルを考慮しても、それほどであると。私が申し上げたいのは、学校の運営を心配していただいで、もちろんいろいろな学校もあるから、私は猶予措置とかも望むのだけれども、基本的には、例えば、全然違う話ですけれども、むしろ学生の環境からすると、防音室とか、模擬訓練室みたいなものとか、外から訓練の状況を見ていて、ガラスで仕切った観察実習室とか、結局、本来、そういうものを学校としてきちんと整備していくと、そういう建築とか何とかで数億円単位のお金をかけて整備していつているということが実態なわけですよ。今までの中からルールを変える話なので、あまり無理は言えないけれども、そんなに心配されなくても、この程度の機材は、2～3年猶予してそろえられなければなかなか大変だと思いますし、私自身は、もちろん「望ましい」規定でも、あとは事務局に御一任しますけれども、非常にいろいろ学校経営に配慮していただいで、感謝はしますが、教育の質という問題とか、いろいろなことを考えたときに、どういう形でやっていくかということとは重要な問題ですので、もう一度事務局で検討していただければと思います。

○江頭座長 猶予規定は、例外的な対応になってしまうかと思うのですけれども、できな

くはないのですか。要するに、多分、5年後に見直すときが猶予かなと思ったのですけれども。次の見直しまでは猶予するということが「望ましい」規定のことなのだと思います。あまり短い期間でやることは難しいだろうと、そういう意味で、丸をつけるだけにしたらどうかということが私の提案になります。

お願いします。

○医事課板橋 事務局です。

猶予規定を記載することはもちろん可能にはなるのですが、今回、教育に合わせて必要な備品の見直しを行っています。教育だけを先に見直しを行ったのに、備品のみ後からとなってきたてしまいますと、その時期のずれというところでの教育の内容でまた考えなければいけない部分が出てきてしまいます。

一方で、今議論をしている内容も、施行、適用されるまでの間が約2～3年あるかと思っています。そういう意味合いで、準備する時間ももちろんあるのではないかとということも一つ考えなければいけないのかなとは思っております。

○江頭座長 そういうことですね。

ほかはいかがでしょうか。

今日合意を取るとは難しそうな感じもあるので、引き取らせていただくことにはなると思うのですが、御意見あれば、ぜひ。

神村先生、先ほど言われた実習でやるべきものは要らないのではないかとということに関しては、各論になりますけれども、いかがでしょうか。

○神村構成員 そういう意見も聞いてきておりましたけれども、実際に教育上必要なのかどうかということ、私は専門外ですので、学校の関係の先生方、専門の先生方に、そういう観点からしっかりした御意見を伺えればと思いました。費用のことも大事なことでありますけれども、そういう教育上の必要性について、これは絶対に必要ですとおっしゃれば、「ああ、そうか」と納得いたします。

○江頭座長 ありがとうございます。

福島先生、お願いします。

○福島構成員 先ほどから少し平衡機能検査のことが話題になっておりますので、実習でやればいかどうかということの議論の参考のためにも、具体的にお話しさせていただければと思います。

例えば、平衡機能検査で、深浦先生が少し言い始められましたけれども、平衡機能検査と一言に言ってもいろいろなタイプの検査がもちろんあります。その中でどこまで教えるべきかということがあるのではないかと思います。例えば、末梢前庭系の異常で起こってくる目まいになると眼振がどんなふうに出てくるかということ、これを学生たちに教えるわけですが、そうすると、眼振がこういうものだよということを見て分かっておくということが、少なくとも実習に出る前の段階としては必要な知識になってくるのではないかと思います。そうなりますと、例えば、フレンツェル眼鏡検査とか、赤外線フ

レンツェル検査とかというものになってくるわけで、それでしたら数十万円でそろえることができる備品になります。その上で、そういうものが出るんだということを認識した上でさらに実際の実習で出てくる場合には、例えば、vHITとか、新しいいろいろなタイプの眼振の検査法があるわけですから、そういうものを全部そろえるとなるとこれもまた現実的にむちゃな話だろうと思いますが、実習に出る前の段階でここまでの知識が必要である、ここまでの知識を持っていくために必要な現物として見ておくための道具は要るのではないかと思います。そのための備品も当然必要になってくるのではないかと思います。その上のさらにもっと複雑なものは、病院施設でしっかり勉強してください、実習施設でしっかりやってくださいとなってくるのではないかと思います。

そのためには、こういう備品は、教育のレベルで必要なミニマムリクワイアメントとして整理することが大切になってくるのではないかとも思いました。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。大体御意見としては出尽くした感じかと思えます。ちょっとこのままというわけには多分いかない感じを受けましたので、座長預かりという形で、もう一度、事務局で検討させていただくということで、もちろん判断させていただくと思いますので、またよろしく願いいたします。

この件については、ここまでとさせていただきます。

22ページの告示で定める科目そのものに関する事項について、いかがでしょうか。先ほど、ある程度は議論いただいた面もありますけれども、これはこれでよろしいでしょうか。先ほどの議論いただいたところの修正以外はないということでもよろしいですかね。

ありがとうございます。

それでは、事務局提案に微修正を加えてということで、承認いただいたということで、進めていただきます。

続いて23～25ページもかなり既に話も出ていたと思いますが、告示で定める科目の教育目標等々について、改めて御確認をいただいて、もし御意見があればお願いできればと思います。

土井先生からいただいたものは、かぶっていたところもありますけれども、それはこのままでいいということだったかと思えます。

口腔外科の括弧のところは取るということで、既に一応合意されたところかと思えます。よろしいでしょうか。

少し細かいので、しっかり見ていただいてと思いますが、よろしいですかね。

ありがとうございます。

それでは、こちらも基本的には事務局提案を微修正してということで御承認いただいたということになるかと思えます。これでよろしいですかね。

ありがとうございます。

以上をもちまして、本日用意しました議題は以上となります。

何か先生方から御意見や御質問があればお受けしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

備品の件は再度こちらで検討するということが今日はさせていただきます。

以上をもちまして、議題終了ということで、事務局からお願いいたします。

○景山医事専門官 次回の検討会の日程でございます。8月3日、水曜日、17時からということで、今回と同様にウェブ開催でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございます。

これで本日の検討会を終了とさせていただきます。

また次回がありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○景山医事専門官 定刻になりましたので、ただいまから第6回「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催いたします。

本日は、オンラインの開催にて、先生方には、御多忙のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

構成員の出欠等についてでございます。本日は全員の御出席の御連絡をいただいております。なお、福島構成員は、所用により途中退席の可能性がございますという御連絡を頂戴しております。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

資料でございますけれども、1-1、1-2、資料2でございます。

不足する資料がございましたらお申しつけください。

なお、オンラインで御参加の構成員の皆様へのお願いでございます。御発言の際には、Zoomサービス内に「手を挙げる」というボタンがございますので、こちらをクリックいただき、座長の指名を受けた後、マイクのミュートを解除の上、御発言をお願いいたします。また、御発言の後は、マイクを再度ミュートにしてくださいませようお願いいたします。

それでは、座長、よろしくをお願いいたします。

○江頭座長 お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。座長の江頭です。

それでは、早速進めてまいりたいと思います。

本日の議題ですけれども、前回、かなり時間を取って議論いただきました備品のところです。それから、2つ目として、これも重要ですが、教員に関する事項ということで、御意見、御議論をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、議題1のほうになりますが、備品についてということで、事務局提案です。前回は踏まえての御提案ということで、資料1-1、1-2、参考資料4の御説明を事務局からお願いできればと思います。よろしくお願い致します。

○医事課板橋 事務局です。

資料1-1を開いていただけますでしょうか。

教育内容に必要な備品に対する主な意見と事務局提案についてまとめさせていただきます。

2ページ目、前回の検討会の中で事務局の提案として最初に出させていただいたものをこちらで示させていただきます。

赤字の部分が主な修正、新規の内容、それから、備考の部分について、1つ目としては、丸をつけたものについては備えることが望ましいという記載になっています。また、2つ目としては、教育上必要なときに使用できる場合には、養成施設において有することを要しないことということを書かせていただいております。

これらについて前回御議論いただきまして、幾つか御意見をいただいています。主に下線の部分について検討しなければならない部分かと受け止めさせていただいていますが、一つとしては、教育上の備品を努力義務としていた機器について、いつまでも努力義務としておくべきではないのではないかとといった御意見や、数校からは備品として備えるための財力がなく困っているといった御意見もあります。また、実際に養成施設において見なければならない機器等を厳選し、それら以外を努力義務のままにしてはどうかといった御意見もいただいております。

4 ページ目、これらを加味して教育上の必要な機械器具、模型、標本について、再度事務局の提案をさせていただきました。

今回出させていただいた内容として、下線の部分を見ていただければと存じますが、主に修正箇所、教育の分野というような形での品目について必要な内容について精査させていただいております。

また、備品の備考に関しては、今までの記載を改めて、「臨床実習施設において使用できる場合には」という書きぶりで修正をさせていただいております。丸印が望ましいという書きぶりでしたが、これに伴って、丸をつける意味合いを変更させていただいております。

これらの背景情報としまして、資料1-2というものを作らせていただいております。こちらの資料については、参考資料4として前回高木構成員からお出しいただきました団体での調査結果を示させていただいております。また、これに加えて、希望小売価格をこちらで確認させていただいております。主に中堅に当たる備品の金額を出させていただいておりますが、このページの一番下の5割以下の所持を確認すると、大学では金額はかかってこないのですが、専門学校に関してはそろえる場合には最大約200万程度かかってきてしまうと。また、所持率7割以下の備品を見ていくと、大学では最大240万程度の金額がかかってくる。専門学校に至っては1100万程度の金額が追加でかかってきてしまうとなっております。あくまでこれは定価ベースで、中堅の備品としておりますので、各学校に関してはこれよりもっと少ない金額でそろえることはできるかと思いますが、一つの目安として出させていただいております。

資料1については以上になります。

○江頭座長 参考資料4はいいのですか。

○医事課板橋 参考資料4につきましては、資料1-2の中で同内容を活用させていただいており、説明としては割愛をさせていただきます。

○江頭座長 より詳細な数字が出ているという理解でいいということですね。

○医事課板橋 はい。

○江頭座長 ということです。

これもまとめたものですが、この内容をさらにまとめたものが資料1-2ということで、基本的には資料1-1の最後のページが新しい提案で、今日はこれを御議論いただくということで、丸をつけたものについては等ということで、幾つか丸をつけたり、削

除が入ったりしているというところでしょうか。ということで、まずはこちらについてコメント、もしくはこの案についての直接的な御意見でもいいかと思えます。各論的なところでも、これについてはというような意見でもいいかと思えます。御意見がある方は手を挙げる機能でお願いできればと思えます。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。前回の議論を踏まえてこういった提案をさせていただいているというところで、「望ましい」からかなり「整備すること」ということで、なおかつ実習施設には少なくともあるということなので、大分進んだのかなと。

深浦先生、お願いいたします。

○深浦構成員 一つだけなのですけれども、吸引装置一式というものがございますよね。これを実習施設で使うということはなかなかなくて、演習とかで養成校のほうでということが多いのですが、医政局長通知が平成22年4月30日に発出されておりまして、リハ職で喀痰の吸引が可能になったのです。その通知の中で、理学療法士等による喀痰の吸引の実施に当たっては、養成機関や医療機関等において必要な教育、研修等を受けた理学療法士等が実施することとすると書いてあって、今後は理学療法士等の養成機関や職能団体においても教育内容の見直しや研修の実施等の取組を進めることが望まれるという通知が出ているものですから、これを進めていくうえで、教育機関としても徐々にでも進めていったほうがいいのかなど思っているところです。そういう意見を協会としては持っていますので、これについていかがでしょうかということです。

○江頭座長 ありがとうございます。具体的な御提案を確認させていただきたいのですが、真ん中辺りに内視鏡というのがあって、その上に吸引装置一式で、このことをおっしゃっているということですよ。

○深浦構成員 そうでございます。そして、その括弧のほうに模型が書いてありますが、模型までなくてもこの演習はできますので、括弧のところを外した形で、そこまでは必須で、吸引装置一式というところで丸をつけるか、つけないかということなのですが、いかがかなと思って発言いたしました。

○江頭座長 先生の御提案では○は取ったほうがいい。

○深浦構成員 できればそうしたほうがいいのかと思います。

○江頭座長 模型は取ってもいいのではないかということですね。

○深浦構成員 そうです。

○江頭座長 そうすると、購入しやすくなるというか、そういう話ではないかもしれませんが、必要性の検討だとは思いますが、一つの案として丸を取って、その代わり、模型は必須とはしないということで、それは教育のやり方でいろいろできるのではないかという御意見だと思います。現実にもうされているのかもしれませんが、業務としてできるようになったというか、これを実際にやるようになったということですよ。なので、ここは今回の一つのポイントでもあるのかなと思いました。

その方向でよろしいでしょうか。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 私もよく理解できなかったのですが、吸引装置は今、丸がついているわけですね。

○江頭座長 吸引装置は臨床実習を行う病院には必ずあると思いますので、それでもいいのではないかと。必ずしも必須で取りあえずは購入しなくてもいいのではないかという解釈になるのですけれども、そうではなくて、学校としても用意したほうがいいのではないかと、必須化したほうがいいのではないかというのが深浦先生の今の御意見だと思います。

○高木構成員 私もそれは全く賛成で、恐らく理学療法士であれ、さっき言われた医政局通知では、喀痰吸引は言語聴覚士の名前が入っていないのです。「等」になっているわけです。

○深浦構成員 「等」ですが、要望を出したのは我々なのだと思うのです。我々の要望でリハ職全体がオーケーになったと思います。

○高木構成員 もともとSTが嚥下障害とかそういうところをやられるのでしょうから、吸引装置は恐らく養成校の理学療法学科も使うでしょうし、どこの学校でも本来4～5台あって、吸引の練習をさせてから現場に行くというのが普通でしょうから、それは必修なのではないですか。

○江頭座長 そのほか、特に。

内山先生、今の件でしょうか。お願いいたします。

○内山構成員 喀痰吸引のことは、言語聴覚士の職名がちゃんとついていますので、いわゆる摂食嚥下訓練をするときの言語聴覚士による喀痰吸引というのはちゃんと明文化されております。

以上です。

○江頭座長 御確認いただいてありがとうございます。

よろしいでしょうか。そのことだけで決めなくてもいいのですけれども、それは大事なことだということだと思います。

土井先生、お願いいたします。

○土井構成員 2つほどあるのですけれども、まずは聴覚障害のところの。

○江頭座長 先生、今のは別件ですね。

○土井構成員 別件です。

○江頭座長 では、今のことだけ結論を少し出したいと思いますが、そこは丸を取り、模型は取るということでもよろしいでしょうか。

では、そこはそういうことで、合意が取れたということで進めていきたいと思います。

では、土井先生、よろしくお願いいたします。

○土井構成員 失礼しました。

聴覚障害学の検査機器についてなのですけれども、丸印がついている場合は、臨床実習施設で使用できる場合は養成所において有することを要しないということですね。

○江頭座長 はい。

○土井構成員 臨床実習施設で使用できない場合はどういう扱いになるのかということがお聞きしたくて、つまり、前回、私は出ていないのですけれども、何年間かの猶予をもってできるだけそろえるように指導していくのか、臨床実習施設で利用できない場合は直ちになるべく養成校で準備するのか、その辺はいかがなのでしょう。

○江頭座長 一番下の日本語の解釈だと思いますけれども、あと、後者のほうで必ず。

○土井構成員 それで、前にも申し上げたのですけれども、2020年と21年に全国の79校の養成校にアンケート調査を行いまして、耳鼻咽喉科の外来とか病棟でどれぐらいの臨床実習が行われているかという項目があったのですが、その回答を見ますと、4割ぐらいの養成校は耳鼻咽喉科で臨床実習をしていないのです。そうなってくると、その学校に通っている学生さんは恐らく臨床実習の場でこういった機械を利用、使用できないということになるので、そのときの回答数は40施設ぐらいだったと思います。半数弱だったと思いますけれども、6割は耳鼻咽喉科で臨床実習をしていて、残り4割が臨床実習をしていないので、その前に、逆に先ほどの解釈ですとそれらの養成校ではマストでこういった検査機器を準備しないといけないというようなことになるのかなと思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○江頭座長 では、私からあれですけれども、その解釈になります。要するに、今、その4割に相当するところで、なおかつ持っていないところなのだろうと思うのですけれども、そこについては買うか、あるいは耳鼻科での実習先というのを見つけてやっていただく。こういう機器があるところということになる。その選択をしていただくということになる。それはすぐということではなくて、これが発動するまでにはちょっと猶予があるのですよね。ですから、その辺の交渉は十分できる時間だとは思いますが。

そういうことで、4割というのは驚きではあるのですけれども。

○土井構成員 それは我々耳鼻咽喉科側にも大いに責任があると思うのですけれども、なかなか耳鼻科のほうで臨床実習を受け入れていないので、そういういろいろなことがあってそういう数字になっているので反省をしているのですけれども、それが一点です。

もう一点は平衡機能検査のところでした、これは重心の検査とフレンツェルの眼鏡の2つの項目が入っているのですが、重心動揺計検査は非常に高額で150万とか200万ぐらいの費用がかかるということですので、フレンツェルのほうは恐らく10万円とか、最近のビデオのものでも30万円ぐらいなのです。せつかく2018年9月に法改正があって、言語聴覚士の方が平衡機能検査ができるようになったものですから、できれば学生さんの間で少なくともフレンツェルぐらいは使って眼振を見たり、眼球運動を見たりというのはやっていただいてもいいのではないかなと思っているのですけれども、重心のものとセットで準備するようにしないといけないのか、その辺を教えていただけたらと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

私が言うてしまうのもあれなのですけれども、では、板橋さんから。

○医事課板橋 事務局です。

平衡機能検査の括弧書きの中で、重心動揺計、フレンツェルの2つを「等」という書きぶりにしていますので、両方そろえなければいけないというわけではなくて、何かしら平衡機能検査として勉強できるもの、器具というような形で見ただけであればと思います。

○土井構成員 分かりました。

○江頭座長 今の御意見を聞いて思ったのは、要するに、重心動揺計とフレンツェルは全然違いますよね。明らかに違うので、こうやって見ると、一つにまとめていること自体にすごく違和感があるので、平衡機能検査（重心動揺計）の後は丸にして、フレンツェルは必須にするというように分けることは手続的には大丈夫ですか。もしそうなら、そのほうがいいかなと思いました。

○土井構成員 眼球運動なり眼振なりを見ていただくというのは学生さんには大変意義があると思いますので、できれば江頭先生がおっしゃったような形にさせていただくとよりいいのかなと。

○江頭座長 ありがとうございます。

板橋さん。

○医事課板橋 事務局です。

今の内容に関して、加えて全体的になってくるのですけれども、まず今のお話だと、平衡機能検査について実習施設において使用できるというような書きぶりはそのままにはなるかと。フレンツェルの眼鏡は丸なしというような形で新規という御提案だったかと思いますが、この表自体が施設として教育上必要な備品として最低限持つべきものというのをベースに考えていただいているものにはなるのですが、言語聴覚士が国家資格を取得するまでのところでその手技をマスターする必要があるのかどうかといった目線も見ていただく必要があります。

この眼鏡の話だけではなく、そういった目線で言えば、現状のこの資料の中で、例えば人材の仕組みのところで蘇生装置（AED）シミュレーターというのがあります。シミュレーターの手技というのが言語聴覚士の業として必要なのかどうか。また、同様な形の言い方で言えば、内視鏡に関しても、今、実習施設において使用できるならばとあります。これが、本来言語聴覚士の業務の中でその手技をマスターする必要があるのか、もしくはそれに関する所見のところが必要であれば、ビデオ等でも対応できるのではないかとといったところもこちらとして考えがありまして、先生方にもう一度、このところは加えるべきなのかどうかというところの御意見をいただければと思っております。

○江頭座長 整理させていただきますが、1つずつで言うと、今の板橋さんの御提案は多分フレンツェルとは関係ない話で、そこを分けるということについて結論といいますか、御意見を伺いたいのですが、今の御意見でよろしいでしょうか。関係するのはフレンツェルは本当に必要なのかという話だと思うのですけれども、フレンツェルは実は私も知っているのですが、イメージしやすいので、これぐらいはあってもいいのではないかと。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 我々学校のことを考えていただいて、設備にあまりお金がかかると大変だという皆さんの御配慮は非常にありがたいのですけれども、ただ、前にも申し上げたのですが、例えば言語聴覚の学科をつくるときに、学生が何人かで実習するときに、患者さんが治療を受けている場面を別室からマジックミラーで見られるような設備を工面しているとか、また、私の経験で言うと、看護学科にしても、理学療法学科にしても、作業療法学科にしても、一つの学科をつくるときに、今回の資料を見ると、設備面でトータルでこれぐらいの金額がかかりますということで、1700万とかあるのですが、やはり学校教育というのは、学校のほうにある程度の設備を用いた訓練をして、仮に実習施設にあったとしてもその場では普通は見学実習にとどまって、逆に言うと、前から議論になっている中核的な実習病院がほしいというのは、例えば中核的な実習病院があれば、そこではこれを使ってみようとか、いろいろな教育をして、通常は、ある程度見学的な実習にとどまる例が多いわけです。

ですから、看護学科にしても、理学、作業療法にしても、一学科をつくれれば設備面で5000万、1億かかるのは当たり前前の話で、簡易に簡易にと行って御配慮いただくのはいいのですけれども、やはり学校運営としてはそれなりの設備を整えていければと思っております。

それと、AEDなどについては、今、一般の普通の方々にもAEDの研修があって、当然、医療人としてある程度AEDなどは扱えるようにということで、うちの大学などは数百台置いて、学生であれば全員に研修させるというようなものですし、逆に言うと、血圧計がないとかAEDがないような学校というのは、ここにわざわざAED1台以上と書くのは、それはまた必要があるかどうか。逆に言えば、医療系の学生にAEDの研修や血圧計の計り方なんていうのはベースのベースだと思いますので、ここのところは書いてもいいだろうし、書かなくてもいいだろうというような感じかなということで見ております。

○江頭座長 ありがとうございます。

安保先生、お願いします。

○安保構成員 これからの高齢化がどんどん進んできて、めまいの患者さんが非常に増えるので、耳鼻科領域と言っても言語聴覚療法と理学療法との絡みも大切になっていくので、やはり平衡機能検査というのは非常に必要だと思うのです。なので、実習施設には平衡機能検査はほとんどあると思いますけれども、少なくともフレンツェルは外して、必修の項目として入れてもらうのが大事なのかなと思います。

あと、先生が4割回っていないということをおっしゃったので、実習に必ず耳鼻科領域のところを入れるというのはカリキュラムのほうにしっかり入れれば、平衡機能検査のほうもしっかり進んでいくのではないかと。取りあえずフレンツェルは入れてもらうということにされたほうがいいのではないかと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

受入れの問題についてはぜひ土井先生に学会を通してお願いできればと思います。

○土井構成員 現在、学会のほうでも認可研修施設でこれから臨床実習を受け入れてくださるような施設をリストアップして、その率もさらに上げていきたいなというふうに活動しておりますので、よろしくお願いいたします。

○江頭座長 ありがとうございます。

では、話を戻して、フレンツェルについては、テクニカルにどういう書き方かは別にして、必須設備である、丸はつけないということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしますと、あとは、先ほどの板橋さんの御発言の観点から、具体的にはAEDと内視鏡の話が出ていましたけれども、AEDは書かなくてもあるのは当たり前でしょうということだと本当に思いますけれども、逆にあえて書いてそこを意識づけするとか、そういうレベルの話なのだろうなとは思いますが、内視鏡はそこ少し観点が違うのかなと思いますが、ほかも含めて、その点についても何か御意見があれば、よろしくお願いいたします。

内山先生、よろしくお願いいたします

○内山構成員 内山です。お願いします。

違うことになるのですが、聴覚障害学のオージオメータのことなのですが、言語聴覚士にとってはオージオメータによる聴力検査というのは教育的にもどこでもやっているものだと思うのですが、4ページの本体の資料と資料1-2のオージオメータのところを見ておきますと、大学22校中21校、専門学校12校中8校しかオージオメータがそろえられていないということで、現場としてはびっくりしたのですが、言語聴覚士を病院で雇うときには必ず施設基準としてオージオメータは必要になりますので、それが大学、専門学校に置かれていないという点を考慮すれば、4ページのオージオメータは必須というのはぜひお願いしたいところなのですが、数のところの10人に1台1学級分というのは本当に妥当なのか。1台。2台あればいいわけであって、40人の学生のときだったら4台要るのかという感じもしますし、これから少子化になって、どんどん定員が下がっていている学校が多くない中で、1学級分の生徒分の1台という表記もどうなのかなと思いました。

以上です。

○江頭座長 必須であることはもちろん大事だと。ですけれども、数量のところは。ありがとうございます。

深浦先生、今のことと関係してでしょうか。

○深浦構成員 今の点ですが、私が大学で担当しておりますので、10人に1台では足りないのです。我々のところだと4人から5人に1台ぐらいでやらないと演習が回りません。つまり、40人で2台ぐらいだと、全員回すためには演習だけで何コマもかかってしまう。そういう意味で、この台数というのは「以上」で書いてあるように、それぞれの養成校の実情に応じて、これは古い規定ですが、これぐらいあるいはこれ以上は要るのではないの

かなと実際にやっているといるところでは、ですから、あまり少ない数というよりは、少なくとも前回の規定に合った形でこれぐらいにしていればと思います。

○江頭座長 数量を決めるのはなかなか難しいと思いますけれども、前回の記載がこうで、そのときは望ましくて、今回は整備することになったということで御理解いただければと思います。また実際にやりながら、どれくらいが適正かというのは何らかの調査とかできるといいだろうなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

板橋さんから。

○医事課板橋 事務局です。

再度の確認というような形で先生方に御意見をいただければと思いますが、ここの中で記載しているものは、言語聴覚士が国家資格を取得するまでに実技としてこういったもの、備品を活用して教育を行っていく必要があるのかという視点で書かれているものになっていきます。医療人としてという意味合いで言えば、もちろん病院等に就職すれば、そこでのBLSの講習とか、そういったところでAEDを活用してということもあるかと思うのですが、あくまで資格を取得するという意味合いまでの知識として入れるべきものなのかどうかという線引きで、ここに書かれている内容はこのとおりのまま受け取らせていただいて大丈夫なのかというところを先生方に再度御意見をいただければと思います。

○江頭座長 深浦先生、お願いします。

○深浦構成員 ありがとうございます。

御意見を伺っていて思ったのですが、確かにそのとおりで、AEDとか血圧計というのは基本的にあるものであって、これをわざわざ書くのかというところは確かにそうだと思います。

それから、内視鏡は、言語聴覚士の教員も含めてですが、学生に演習はさせないので、耳鼻科の先生が非常勤とか常勤で講義をされるときに、音声障害学や嚥下障害学などで使用されます。耳のほうも多分使われる場合もありますので、そのために必要でそろえてあるところが多いと思います。言語聴覚士が使うという意味からすると、確かにここには入れづらいのかなと御意見を伺っていて思いました。

○江頭座長 ほかにいかがでしょうか。

高木先生。

○高木構成員 耳鼻科領域などで内視鏡というものを見せるのは当たり前前の時代に来ていきますので、ここの内視鏡は丸がついているわけで、臨床実習施設で見られたらいいということになっているわけですから、学校では必ず置く必要はない丸印の側ですので、ただ、私はこれからの時代というのは、STの方々が高度な仕事をするに当たって、内視鏡やさっきの平衡機能検査というのは、ある程度そういうものを自分でやったり、医者をサポートをきちんとやりながらやっていただくような時代だと思いますので、内視鏡とかは丸で、臨床実習施設にあればいいということで、このままでよろしいのではないのでしょうか。

○江頭座長 福島先生、お願いいたします。

○福島構成員 国家試験の実際の出題状況とかという点でコメントさせていただきます。国家試験の中では、内視鏡の特にVEの所見とか発声時の声帯の状態というのはいましばしば出ている問題ですので、それは資格を取る上でも大切なポイントになってくるのかなと思っております。

それから、現実的、現場的な問題でいうと、先ほど話が出ましたけれども、例えばビデオで見せるだけで何とかなるのではないかという話もありますが、現実的にはそのときに患者さんにどうお声がけをしてどういうポジションを取るかとかいうこともすごく大切な問題ですので、それはさすがにビデオだけで見せるわけにはいかない問題なのではないかなと思います。先ほどからありますように、そうとなると、そろえるのが大変な道具でもありますがけれども、臨床実習の中ではちゃんと一通り機械として見ておいてほしいと思います。

もう一つ、AEDの問題なのですが、リスクマネジメントの観点での出題というのが国家試験の中で何回か行われているのではないかと思います。特に今回、例えば管理学というものが新設されるようなことになると、当然のことながら、リスクマネジメントの手法としてこういうものがあって、こういうようなものをどういうふうに扱うのだということ、それこそ新カリキュラムになった段階で必要になってくる話なのではないかなと思います。その意味では、あったほうそのときに試験する立場だったらやりやすいのではないかなと思ったりします。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

板橋さんから。

○医事課板橋 御意見ありがとうございました。

今いただいた御意見のところで確認させていただきたいのですが、そうしますと、AED、内視鏡の2点に関して実習施設で使用できるならばの書きぶりで適切なのではないかというような御意見だったと。一方で、血圧計に関して、金額的なところとかを見たらどうというのはあるのですけれども、ここについては丸がつけられていればというような形で落とすという形という御意見でよろしかったでしょうか。

○江頭座長 血圧計は買ってもらったらどうですか。むしろ必須でもいいかもしれませんけれども。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 今の福島先生からのお話で、逆にAEDとか血圧計は学校にきちんとあるのが当たり前の話でしょうし、私もこの資料を見たときに、学校の何校かのうち、AEDがない学校がこんなにあるのだなど。だって、実習用ではなくても、万が一、乗客だとか誰かがあれたときにすぐに対応できるように学校の校舎や体育館などいろいろなところにAEDが

置かれているのが今は当たり前のお話ですので、ただ実習施設にあればということではなくて、先ほど福島先生がおっしゃられた趣旨は、血圧計とかAEDは学校にきちんと置いておいていいのではないかとということだと私は解釈したのですけれども、福島先生、そうですね。

○江頭座長 板橋さん、お願いします。

○医事課板橋 ありがとうございます。

現時点でここに記載させていただいている内容は、緊急時に使う教育に用いていいのかといったところもあるかと思います。また、ここで書かれているものはシミュレーターについてのものでなりました、AEDそのものではないというところがあります。

○江頭座長 あったほうがよくて、丸でいいのではないかとということだと思います。血圧計はむしろ当たり前過ぎて書くのもどうなのという御意見だと思うのです。だから、それで省いてもいいぐらいだと。さすがに血圧計がないところなんてあるの、皆さん家庭に1台はあるでしょうみたいな状況で、わざわざこんなものを学校の要件にするのかというようなレベルですけれども、必須には間違いないので、書いてもいいし、書かなくてもいいというレベルの話ではないかとは思っています。

安保先生、お願いいたします。

○安保構成員 実を言いますと、実習のときに血圧を測ったことがないという学生がいたのです。でも、バイタルサインとかそういうのはちゃんと取って訓練するのは当たり前のことなので、血圧計は本当に書くこと自体がおかしいのかもしれませんが、専門学校で入っていないところがあるので書かれた方がいいと思います。

○江頭座長 ということで、そういう状況もあるのであれば、あえてここに入れるということで、取りあえずあまり深く議論するような話ではないのではないかなと思いますので、それでいいのではないかと思います。

おおむね皆さんどっちでもいいと思っておられて、当たり前でしょうと思っておられて、そういう状況なら入れておきましょうということでいいかなと思いますけれども、よろしいでしょうか。

板橋さん、それでよろしいですか。

長くなりましたけれども、備品についてはようやく合意が得られたような気がいたしますので、こちらの事務局提案をほぼベースにして、丸を1個取って、吸引模型は削るのと、フレンツェルを何らかのテクニカルな方法で必須とするということで、微修正だと思えますけれども、あとはそういう形で合意いただいたということで進めていきたいと思えます。

よろしいですか。

(同意する構成員あり)

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題2の「教員に関する事項について」ということで、事務局から資料2、それから、深浦先生から、参考資料5を御説明いただくと

ということで、その後議論ということでお願いします。

では、また板橋さん、資料2についてお願いいたします

○医事課板橋 資料2を御覧ください。

教員に関する事項についてまとめさせていただいています。

2ページ目は要望書として今まで御議論いただいていた内容になっています。

また、3ページ目、今回議論いただく内容として教員に関する事項がまとめられており、教員に関しては、配置の人数や担当する事業の時間数について、また、専任教員に当たり必要となるような要件、そして、実習調整者の配置についてといったことが要望として挙げられております。

4ページ目に移ります。

こちらの資料も前回出ささせていただいているものにはなりますが、指定規則上で必須として求められている範囲というのが、法第33条の1号、2号、3号、5号、そして、指導ガイドラインというのが1号、2号、3号、5号の中の養成所に対してとなっております。

4号に関しては告示で定めているような科目というものが必須となっております。

5ページ目に移ります。

専任教員についての要件になりますが、定義というものが文科省の資料の中で示させていただいている学校設置基準の規定の部分に書かれている内容となります。一の大学に限り専任教員となるもの。また、専ら前項の大学における教育研究に従事するもの。こういったものがございます。

ここに対して、今回、要件として指定規則上で定められている内容、また、指導ガイドライン上で決められている内容について御議論いただくこととなります。

この定義として、デジタル庁のホームページから抜粋してきているものにはなりますが、前提として皆さんの御認識のところをそろえる意味合いでの資料とさせていただいております。この専任というのが、同一の人物は複数の施設の同じ役職を兼務することはできない。また、同一施設の別の役職は兼務することができるが、別の施設での同じ役職は兼任することができないというようなものとなります。常駐か非常駐かといったことに関しては、この選任という部分に関しては含まれてこないものとなっております。

御議論いただくのに、6ページ目から要望としていただいている内容をまとめさせていただきました。

この教員の要件に関する事項として、質を担保しつつ、能力を向上するためというような要望となっております。今まで指定規則上でこの教員に関する内容の部分で定められているものというのが、言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有するということがあります。また、5人以上は、医師、歯科医師、言語聴覚士、またはこれと同等以上の学識経験を有する者の専任教員とする。そして、専任教員のうち、少なくとも3人は言語聴覚士の業務を5年以上業として行った言語聴覚士であるというものがあります。

そして、指導ガイドライン上では、同様な書きぶりの部分のほか、1人1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう、15時間を標準とするというものがございます。

今回の要望の中で追加されるような部分として、次のページにも重なる部分にはなるのですが、人数を5人以上というところを6人以上と人数を増やす。そして、少なくとも3人以上は言語聴覚士という部分を少なくとも4人以上は言語聴覚士というふうに人数を増やす部分になっています。

そして、変更内容の○の2つ目になるのですが、言語聴覚士の養成に必要な指定科目を教授するのに適当な数の教員を有し、担当科目に応じてそれぞれ相当の経験を有する医師、歯科医師、言語聴覚士、またはこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とするということを追加するという要望になっています。

また、1人1週間当たりの担当授業時間数を、15時間だったものを10時間を標準とすることにしたいというような要望となっています。

また、追加する内容として、1つの養成施設の1つの課程に限り専任教員となる。専ら養成施設における養成に従事するものとする。そして、臨床に関わるなどにより、臨床能力の向上に努める。また、言語聴覚士の専任教員は5年以上の言語聴覚療法に関する業務に従事する者であって、厚生労働大臣の指定する指針に基づく以下の講習会を修了した者とするという御要望をいただいています。この以下というのが、日本言語聴覚士協会、または全国リハビリテーション学校協会が実施するものと指定をするような形の要望となっております。

そして、養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行ういわゆる実務調整者として専任教員から1名以上配置するということも要望の中で含まれておりました。

これらについて、現状の専任教員の実務状況というのをお示しいただいております。大学であれば授業を行うのに1週間当たり15時間かかっている。そのほかにも、会議、臨床活動、学生の指導や研究といったものを含めて、合計で40時間以上のところが業務として行われているというような状況となっております。このうちの授業時間というのを今までの15時間標準というところから10時間に減らしたいというような状況となっております。

今回、論点・懸念点としてここに挙げさせていただいているのが、専門学校等を含めて、言語聴覚士が医育機関に従事しながら、臨床能力の向上はどのように努めるのかということを確認できればと思っております。

また、専任教員の担当授業時間数は、養成施設に向けた指導ガイドラインにて、養成所の専任教員に課せられたものであるが、文科省指定の学校も含めた全ての養成施設の専任教員において10時間としたいという要望でいいのかというような確認をさせていただければと思っております。

7ページ目に移ります。

重複するような部分にはなりますが、人数に関してのところをまとめさせていただいて

おります。教員の人数に関して、要望の事項として、今回、新規の科目の追加や教育の内容の充実といったところを行いつつ、専任教員の担当の授業時間数を減らす内容、また、専任教員の中で臨床実習の進捗等を調整するような実務調整者を配置するといったことの要望をまとめていただいております。これらによって教育の質の向上のための見直しを行って、教員の人数についても見直しを図りたいというような御意見となっております。

就業年数が現行3年以上の法第33条の1号に関しては、専任教員は5人以上となっているものを1人追加して6人以上にする。また、うち、5年以上の業務経験を持つ言語聴覚士3人以上となっている部分を4人以上と上げるというような要望となっております。

論点・懸念点の部分、同様な形でこちらのほうでまとめさせていただいている部分ですが、現状、需要過多となっている言語聴覚士にはなりますが、各学校で追加する人数分の専任教員の確保は可能なかどうかというところを確認させていただければと思っております。

また、前のページで要望されているような専任教員の担当の時間数を15時間から10時間減らす場合の差分としまして、5時間が5人分として25時間となりますが、1人追加となった場合にはカバーし切れるのかどうか、10時間の追加となり、残り15時間のところはどのようなふうにご考えられているのかというところを確認させていただければと思っております。

続けて、8ページ目に移ります。

今まで人数のところの追加の要望に関係するようになっておりました。ここからの部分について、人数だけではなく、今度は質を上げるという意味合いで講習の追加というように書かれているような状況となっております。

専任教員になるに当たり必要な要件として、今まで専任教員に関しては5年以上の業務経験を有するということがありました。ここに追加の内容としまして、言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識として、教育の本質・目標、心身の発達と教育の過程、教育の方法・技術といったものを明文化するような形で、複数の科目の履修を求めることとしたいというようなことになっています。

また、求めるに当たっては、厚生労働大臣の指定する指針に基づくような団体の行う講習を修了した者としていただいております。

「ただし」というような書きぶりで、以下、今回、ここにはポツで5個記載されているような状況になりますが、これらの方たちについては講習を行うことについて免除するような御意見をいただいております。その免除するような方たちというのは、業務経験が5年以上であって、大学において教育学に関する科目を4単位以上修めた者であったり、業務経験が5年以上の言語聴覚士であって、科目履修において教育学に関する科目を4単位以上納め、かつ臨床実習指導者講習会を修了した者。また、業務経験3年以上の言語聴覚士であって、大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、課程を修了した者。また、上記と同等以上の知識、技術を有する者。そして、既に専任教員である者。こういっ

た者たちを講習を受講する人の対象から除くというような御意見をいただいております。

また、厚生労働大臣の指定する指針に基づく該当の団体の講習会のうち、臨床実習指導者講習会の修了者は、指針の教育内容（臨床実習教育60時間）の部分に関して免除することを御提案いただいております。

そして、大学卒業は、指針の教育内容、指針のほうで講習会の中での研究方法30時間、管理と運営の60時間、計90時間というのは大学を卒業した人に関しては免除したいと言われております。

幾つか講習の修了というところを求めています、免除というところを並べられているような状況となっております。

論点・懸念点のところに幾つか書かせいただきました。

専任教員にどのような背景事情があって、求められている教育内容とそれに要する講習の時間を算出しているのかというところをお聞かせいただければと思っております。

また、経過とともに内容が逸れるということが起きぬように、特定の講習会を指定するのではなく、指針として定める基準に沿った講習に統一して要件とすべきではないかと考えての御意見をいただければと思っております。

講習会、360時間の講習に関してなのですが、業務経験5年以上または3年以上、かつ大学または大学院にて教育に関する科目を4単位履修（履修し、課程を修了する）というようなことについて、これらは整合性があるものとして整理し、要望として提出されたのか、そういったところの御意見を確認できればと思っております。

あと、同等以上の知識と技術を有する者の指すところというのがどういったものなのかをお示しいただければと思っております。

そして、教育の質向上が目的ならば、医育機関に従事する経験が5年以下の者などを既に既に専任教員である者と一律に免除対象としていいのかというところに関しても御意見をいただければと思っております。

9ページ目に移ります。

こちらについては、8ページ目でいただいていた御意見を表としてまとめたものとして、要望の中でいただいている内容を出させていただきました。①～⑥、④に関してはa、bと分かれているような状況で、こういった幾つかの条件を通過して専任教員になるというような形となっております。

10ページ目に移ります。

10ページ目では、団体のほうで御提出いただきました厚労大臣が指定する講習を指定するに当たっての指針の案というものを作成いただいております。趣旨、開催の指針として担当者の人員としての配置の状況、それから、講習の開催の期間、17単位（360時間）以上、ただし3分の2以上は対面で行い、eラーニングは3分の1を超えないこととするという条件としています。事項の対象者は実務経験が4年以上の言語聴覚士、講習における教育の内容としましては、次のページにあるカリキュラムになりますが、5番目の講習におけ

るテーマというのは、基礎分野、教育基礎分野、教育法、臨床実習教育、5番目として管理運営、こういったものをテーマとして挙げるといふふうに出されている状況となっております。

論点・懸念点のところでは、前のページでの要望において、言語聴覚士の専任教員に求められる教育学というものを示していただいています。要望の中では教育の本質や目標、心身の発達と教育課程、教育の方法・技術といったものを挙げていただいています。今回の講習会の指針案の中でのテーマとの整合性というところはどうかということ、御意見をいただければと思っています。

また、ポツで○) というところ、こういったところを確認という形が取れればと思っています。

11ページ目については、カリキュラムに関して360時間、中身としてこういったものが含まれているのかということをお示ししていただいているので、それを出させていただいたということになっております。

資料については以上となります。

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、深浦先生から参考資料5をお願いできますでしょうか。

○深浦構成員 先ほどの板橋さんからの資料だと、10ページの5以降のところ。5は完全に修正せずに要望書のほうに記載していたということで、ここに黄色でハイライトをしておりますが、そこが修正点でございます。今、1) から○) と、○というのは数字が入るわけですが、ここに書いてあるように5番です。教育におけるテーマ(教育内容)、専任教員講習会におけるテーマ、次の1) から6) に掲げる項目を含むこと。1) 基礎分野、2) 教育基礎分野、3) 教育方法、4) 臨床実習教育、5) 研究方法、ここが入っていませんでした。それから、6) 管理と運営という形になります。

それから、6. その他の要件として、(1) 大学等において既に履修した科目においては、免除することができる。

(2) 以下の講習会等を修了したものについては、一部科目を免除するとともに、講習会等を実施する者は一部科目を免除したプログラムの講習会を実施することが可能であるとして、厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会。それから、言語聴覚士臨床実習指導者講習会。それから、(一社)全国リハビリテーション学校協会、(一社)日本言語聴覚士会協会が実施する研修等のうち、厚生労働省が指定した研修等。

(3) eラーニングにより実施する場合には、当該科目の単位認定結果を確認し修了を認めること。

(4) 科目の評価については、受講者の出席状況に加え各受講科目の評価を行い、修了を認めることが望ましいこと。なお、特に重要となる専門分野科目のみの評価も可能であること。

(5) 単位、時間数の考え方は、大学設置基準（第21条第2項の規定）に準ずること。

7. 講習会の修了として、講習会の修了者に対し、修了証書が交付されること。なお、修了証書については、様式1とすることと修正をお願いしたいと思います。

ハイライトをしたところは、先ほど板橋さんの資料にあった9番のいろいろなところでの免除規定などは講習会の要件で免除規定がありますので、それについて説明をしたというところでもあります。ですから、こちらにも書いておかないと整合性がなくなるということで、こちらに記入しております。

以上でございます。

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、論点と申しますか、1つずつ御意見を伺っていきたくと思いますが、今日は何か事務局提案があって、それにイエス、ノーということではなくて、基本的には論点、懸念点とかに対して御意見をいただくという形で進めていきたくと思いますので、ぜひ活発な御意見いただければと思います。

では、最初に資料2の6ページ、教員の要件に関する事項についてということで御意見をいただければと思います。こちらのページの下のところの論点・懸念点に2つボツがありますけれども、これについてどうかということ。もしくは別のことも含めて、6ページに関することについて御意見をいただければと思います。

高木先生、お願いします。

○高木構成員 本当に私も申し訳ないのですが、今、この懸念点のところを見るとごもつともな御意見が書いてあると思います。

それで、この辺りの授業に関することについてはST協会のほうが割と書かれて、正直に言って、学校協会と若干調整不足のところがあるのではないかと考えております。この10時間か15時間とかというところは、まさに10時間だと専任教員の数が足りなくなるということで、この間、ST協会の方が私のところに説明に来られたときには、10時間条項というのは引き上げるというような話を私のほうにされたようなこともございますので、この10時間をめどとするという表現は相当無理があるのではないかと。

ただ、結局、しょせん6人しかいませんので、言語聴覚士協会の授業時間数の資料のアンケート調査みたいなものを見ると、大学のほうが時間数が多いのですが、少なくともうちの大学などを見るとこんなふうに授業時間は持っていないような気がするのですが、この辺はもう一回ST協会と我々がきちんとした形で話し合いをする必要があるのではないかと気がしております。

ざっと申し上げますと、この10時間条項というのは無理があるのではないかと申すことと、例えば教員が実習についていったりして、一日実習に行くと、それで8時間ぐらいの授業時間数ということになるので、もし何らかのあれを入れるのであれば、いわゆる講義としての時間数の話と、実習についていって実習で一緒にやっているというのを時間数のカウントに大学などはしているわけですが、そういうようなところの関係をどうす

るかとか、そういう問題もあるかと思っております。ただ、ここで授業時間の、要するに人員を増やすわけですから、目標みたいなことを入れる必要があるのかと。各学校の様式、それと、結局、言語聴覚士の専門教員と専門教員以外の同等の人というのは、医師とか歯医者ということもありますけれども、例えば生物学や解剖学、生理学の専任の先生方はどうなのだとか、いろいろな議論、論点が出てくると思うのですが、これは大学とか専門学校によって随分事情が違いますので、ここで一律に時間数の話というのはどうかなという感じでございます。

最後に、いろいろな面で、専任教員の養成の後のほうのところについても簡単に申し上げますと、免除規定があるわけですが、大学を出ていると臨床実習教育と研究方法、管理運営のところを免除できるみたいなことが書いてありますが、これも私としては当然大学できちんと授業を受けていれば免除してもいいということであって、大学を出れば一律全部免除というのはいろいろな話としてあるなということと、これから教員の養成というのは、最後に深浦先生から出た話で、いろいろな私どもの団体などがやっていいよということもありますけれども、実態的には、例えばPT、OTなどは厚労省が認めた研修会ということで、これは例えばPT、OTの場合はいろいろな大学が厚労省の指定を受けて教員の講習会などもやれるような仕組みになっていますし、大学や公益法人など、それなりにきちんとした教育がやれるようなところなどについて厚労省が指定をすればいいわけなので、ここにずらっと団体名を入れていただくのはありがたいのですけれども、少なくとも大学などが自由にできるようにしておかないと、この辺もなかなかあれかなという気がします。

私も本当にさっと見た感じで申し訳ないのですけれども、この辺りについてはST協会と我々学校協会のほうの調整不足という点もございますので、懸念点に書かれてあることはごもつともだと思いますので、一度勉強させていただければと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。全体的な話も含めて御意見をいただいたかと思いません。

いかがでしょうか。今のことと関係してでもいいですし、まずは6ページの論点・懸念点を中心に御意見をいただければと思います。

深浦先生、お願いします。

○深浦構成員 今、高木先生からも御指摘をいただきましたが、我々もいろいろ打合せをしております人数の部分と時間との部分になると、複合した要素になってきていろいろ難しいところがあったので、まずは7ページ目にあるように専任の教員の数を増やしていくということをひとつお願いしていきたい。時間数のことに関しては、今回は取り下げてというようなことを内部では考えているところであります。

○江頭座長 ありがとうございます。6と7はどうしても関係するので、もちろんそういう形で御意見をいただいてもいいと思いますが、よろしいでしょうか。そこについては少し調整が必要で、時間は入れないことになるというような方向性を示していただいたのかなと思いますが、人数を増やすというところをやりたいということのようですねといいま

すか、そういう方向を検討されるということになるのだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

そうすると、6ページの論点でいうと、2つ目については今のところなのだと思うのですが、1つ目の医育機関に従事しながら臨床能力の向上というか、専任のどのような仕事をされるのかみたいなのところになるのだと思いますが、ここは何か御意見はありますでしょうか。漠然と臨床能力の向上と書く。

高木先生、お願いします。

○高木構成員 ここもなかなか難しいのでしょうかけれども、当たり前ですけれども、私も、医学部の医者は医学教育をやりながら附属病院で臨床をやっているわけです。ですから、STの方が、PTとかOTも一緒なのですから、うちなどでいうと、週に1回は附属病院に行って現場の臨床を忘れないようにしなさいみたいなことで、臨床のことを忘れてないよというようにしているということだとか、もともとPTを受けるときも、4から6に教員を増やしたときに、増えた部分は、どちらかというと病院に配置して、病院で臨床実習の指導を徹底的に専属でやるような形の人を増やしなさいみたいな話があったという経過もございます。ただ、そういうときに、本来であれば中核的な実習施設に配置して、教育専用のSTみたいな者を置くということと全体がリンクしていたわけですが、そういうようなことですので、看護学校などもどちらかというと完全に分かれてしまって、5年間ぐらい看護専門学校の教員をやると、現場の病院のことが全く分からなくなって大変なことになることが多いわけで、学校の先生も何らかの形で現場の医療機関との関連の場を持ちながら、自分の臨床技術なども忘れないように頑張っておくというように思っています。

○江頭座長 看護の話が出ていましたけれども、全くそのとおりで、現場を知らないで教えると言っても、かなり変なことを教えることになってしまうので、理念的にはそういうことだと思うのです。書きぶりとしてどうするのかということはまた検討は必要になるのかなということで、附属病院があるようなところは多分いいのだと思うのですが、兼任と言うのですか。私もまさにそういう形で、土井先生などもそうだと思うのですが、教育、研究、診療と当然セットになっているわけですが、ほかの職種はなかなかその辺も微妙なところがあるというところかと思えます。

この点についてほかに何か御意見はありますでしょうか。

高木先生が言われたとおりだと思うのですが、提案にどう落とし込んでいくかということだと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、全てがセットで関係してくる内容ではあるのですが、7ページのほうで、こちらが人数のほうということで、こちらが結構重要であるということのように理解しましたけれども、こちらについても改めて御意見を伺いたいと思います。

一つはかなり本質的な懸念点で、需要過多にある言語聴覚士で専任教員を集められるのかどうかということです。それから、2つ目は同じような問題になるのかなと思います。

こちらについて、もしくは関連することについて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

状況にあるのかと言われて、なかなか答えられる方も少ないかもしれません。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 教員になりたいSTの人というのはいっぱいいるわけで、学校の事情だとか、学校の魅力だとか、いろいろな学校でSTの教員を募集して、普通であればそういう希望者はいっぱい来られるわけなので、教員が集められないということは全くないと思っていますし、集められないような学校だったら、逆に言うと、学校の魅力や学校の姿勢みたいなこととか、いろいろなことかなと思っていますし、臨床の現場で頑張って5年10年たって教員になりたいという人は本当にSTの臨床の現場に多数おられますので、教員の確保ということについてはそんなに心配はないのではないかと私は思っています。

○江頭座長 いかかでしょうか。医療機関、それ以外のところでも働かれています方と、それから教員ということで、全体の養成数、現状おられる方、現役で働いている方、何となく数字でシミュレーションはできそうな気がしますけれども。

深浦先生。

○深浦構成員 今、高木先生おっしゃったとおり、ある程度年数がたって、臨床をやっていると、教育に携わりたいという言語聴覚士も増えておりますし、これは中堅どころが増えてきたということからも言えると思います。

もちろん医療に関する需要はものすごく大きいので、介護もそうですが、言語聴覚士は一般的には需給から言うと不足しているということになるのですが、その中でもある一定程度の経験を積んでくると、やはり教員として働きたいという層が出てきているというのが現状だと思います。

○江頭座長 恐らくそれで学校のほうに移った場合に現場が大変にならないかということだと思うのですが、それが先ほどの診療現場もやりながら専任教員でもあると。ちょっと矛盾するところもあるのですが、そういう形で対応していくのか、あるいはそもそもそんなに不足にはならないのか。シミュレーションも難しいと言えれば難しいでしょう。今のところは印象で言うしかない。

安保先生、お願いいたします。

○安保構成員 現場から言いますと、深浦先生、高木先生が言うとおおり、私どもで辞める言語療法士は全て教員になっていきます。なので、うまく教員を広く応募すれば、かなりの数の教員の人が集まると思うのですが、補充が果たしてちゃんと来るかということで、今、物すごく困っている状況です。現場が一生懸命やるしかないかなとは思いますが、そういう現場が困る事情は確かにあるかもしれないということだけは少し考えもりたいなと思います。

○江頭座長 貴重な御意見をありがとうございます。

長期的には当然たくさん養成してその辺のバランスを取っていくということで、それし

かないのだと思いますけれども、短期的に何が起きるかということは考えておく必要があるだろうということで、この懸念なのだと思います。だから、教員は足りるということで、むしろ現場というか診療現場に若干影響が出るかもしれないということですね。だからやらないということにはならないと思います。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 この73校のうち、相当部分は大学だと思うのです。恐らくうちの大学だと教員は各学科に十数名いて、今の6名というのは最低のところを示しているわけですので、実態的に言うと、専門学校でこの人数をクリアしていないところが何校ぐらいあってというところ、73校のうち、専門学校の30校とかのところが1人ずつ増やして、仮に30名ですから、何万人の言語聴覚士の中でそんなに病院の現場に影響が出るようなことはないかと思っています。ただ、逆に言えば、現場の安保先生の慈恵医大みたいな非常に立派なところのSTの人たちは向学心が強いから、ある年齢になったら大学の教員などにアプライして論文とかを書きたいと思われるようなSTの方が多数おられるということだと思いますので、それは行ったり来たりというか、逆に教育から臨床にまた行く人もいますし、人材的なお互いの交流の中で解決がついたり、トータルで毎年何千人かは増えているわけですから、30~40名の教員の数の増がSTの全体に影響があるかというところ、そこはあまりないのではないかと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

深浦先生、先ほど。

○深浦構成員 同意見です。恐らく課程数は70~80弱なので、その中で補充しなくてはいけない課程はそんなに多くないだろうということと、あわせて、言語聴覚士と需給の数には地域差があって、大都会などは確かなかなか充足しないのですが、その他の先行するところは、少しずつですが比較的埋まってきているという感じを印象として受けております。大丈夫だと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。ほかの観点でも。

土井先生、お願いいたします

○土井構成員 全然別の話ですけども、言語聴覚士の業務というのは、音声障害なり、言語障害なり、聴覚障害なり、いろいろあると思うのです。それで、今回、こういった制度をつくる時に、臨床の業務経験は一律に年限、5年以上とか、4年以上とか、3年以上とか、それだけでいいのか、少なくとも複数の領域で経験があるとか、そういうふうに業務内容をもう少し細かくチェックするということは将来的にお考えなのかなということで、例えば6ページの資料を見ますと、追加内容の○の4番目に5年以上言語聴覚療法に関する業務と、ここは結構細かく書いていますよね。だけれども、それ以外のところは言語聴覚士の業務ということで、いずれの領域の業務も含まれるという意味だと思うのですけれども、この辺りは何か検討の課題に入っているのでしょうか。業務実績の内容です。

○江頭座長 恐らく専門性と、それから、担当する事業もある程度専門性を反映させてということになると思いますが、あまり細かく書けない面もあるのだと思いますけれども、いかがでしょうか。

深浦先生、お願いいたします。

○深浦構成員 一応教員になる場合には臨床のところでは専門性を持った人たちが教員になりますので、幾つかの分野をそれぞれ経験しているということではなくて、その領域に関してどれぐらいの経験があるかということで、教員となられる場合、あるいは教員として採用される場合も判断をされていると思います。ですから、そういうふうなところで、幾つかの領域をというふうにはなかなかかなりにくいと思っております。

○土井構成員 ありがとうございます。

○江頭座長 高木先生、お願いします。

○高木構成員 深浦先生と同じ話ですけれども、当然、教員の選抜のとき、公募するときに、聴覚分野とか失語症分野の専門や、小児の専門ということで、専門分野に3人ずつ張りつけるような形になりますので、もちろん幾つかジェネラルで全体が分かる機会、医者で言う初期研修医みたいな制度があれば本当はいいと私は思うのですけれども、そこは、逆に言うと学生の実習のときとかいろいろな、ですから、私は先ほど土井先生がおっしゃられたのは、耳鼻科領域のトップがそういう分野の実習というのは、例えばPT、OTのときには必ず在宅をある程度経験することが努力目標とか、老人保健施設だとか、いわゆる急性期のリハビリだけではなくて、慢性期のリハビリとか、そういう経験があることとか、PTとかOTなどはそういうことが書いてあるわけで、STのところでの学生の実習の在り方というのも、例えばまずは望ましい規定で耳鼻科領域とか、ただ、耳鼻科の先生方も、聴覚の専門の方もあれば、音声の専門もおられるし、どこまで書けるかということはあると思うのですけれども、基本的にはある程度学校が専門性を見ながら教員を選抜しているという状況ですので、そこはある程度学校を信頼していただければと思います。

○土井構成員 ありがとうございます。

高木先生の施設とかですと、先ほどお話でいくと十何人の方がおられて、恐らくそれぞれスペシャリティーを持った方が何人かずつおられると思うのですけれども、そうではない養成校もひょっとしたらあるのかなと。教員の方が非常に少なく、なおかつそれぞれの先生が専門領域しか詳しく分からないというような養成校ですね。そういった養成校にもう少しジェネラルに何でも分かるというような、あるいは2つ3つの領域が分かるような臨床経験をお持ちの方が専任教員になるといいのかなと思って発言させていただきました。ありがとうございました。

○江頭座長 趣旨はもうそのとおりだと思いますが、なかなか書き込みづらいついかなという気はしますので、各学校の状況に応じてというのが取りあえずは今の御意見だったかなと思います。重要な点だと思います。ありがとうございます。

ほかにもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、時間もありますので、一通り論点については御意見を伺えればと思いますが、次は8～9ページで必要となる要件に関する事項についてということですが、8ページが一番下のところですが、専任教員にどのような背景事情があり、求められる教育内容とそれに関する講習時間。内容は指針として定める基準に沿った講習に統一する。それから、講習会360時間、そこら辺の整合性ということ。だから、この辺の要件についてということですか。同等以上の知識と技術を有する者とは具体的に。ここは逆に明示したほうがいいのではないかとということなのではないでしょうか。

なかなか意見も言いにくいところもあるかと思いますが、こちらについていかがでしょうか。

高木先生には先ほどここについてもある程度触れていただいたように思いますが、ここは各論的になってしまうかもしれませんが。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 この規定は、整合性があるかどうかというところはなかなかあれなのですけれども、一応経過を説明しておきますと、例えば看護教育が割ときちんとしてきているというのは、看護師さんの場合は看護学校の教員になる、専門学校の教員になるときに、1年講習会とか、最低でも半年講習、今は大体最低でも1年の講習会が多いのですけれども、教員になるということは1年間ぐらいそういう教育学科とかそういうことを勉強して、私は教員になるのだということで、厚労省の看護課というのは非常に厳しくて、看護学校をつくる時には、病院から教員の養成課程1年間とか半年間出して、教員をきちんとつくって、それで中核的な実習施設があるところにしか看護学校は認めないということであるので、看護教育というものの一つの形ができていくわけなのです。

それに比べて、PT、OT、STはもともと大変不足していたものですから、中核的、附属病院的な実習施設も求められなかったし、ある程度臨床経験があったら誰でも教員になれるというのが実態的にずっと来た。

それで、私は学校経営者として、学校協会のトップとして言う話ではないかもしれませんが、リハビリテーションの学校教育というのがこういう形で、相当な学校で定員が割れたり、学生募集で苦戦しているような状況というのは、やはり一つ一つの学校の質の確保というものがしっかりしてなかった結果が今の形になっているということで、実を言うと、PT、OTの指定規則の改変のときに、教員になるに当たっても、看護学校の教育と同じようなレベルの半年とか1年の時間数を私は求めたわけです。ただ、やはりいろいろな影響が大き過ぎるということで、360時間、2～3か月程度の研修会議ということで落ち着いたという経過がございます。

ただ、学校の先生になるのに、教育関係の科目を全く受けていないとか、変な話ですが、ついこの間まで学習塾をやっていた人がPT、OTの学校をつくらうとして、うちの卒業生などでも一番質の悪いような人が先生になって、学校をぱっとつくれるというよう状況というのはやはりなかなか大変な状況だなということもあって、ですから、基本的に

この360時間の講習の時間に何か科学的なところがあるかというのと、ただ、私は、これぐらいの時間をかけて学校の先生になる覚悟とか、教育学の授業をちゃんと取ろうとか、やはりそういう人が、いい臨床家イコールいい先生ではありませんので、今、パワハラだ、マタハラだ、何とかハラだといろいろなことがある中で、いい先生をつくるための時間としてこの程度は必要であるということを申し上げて、PT、OTのときに決着がついた。

それで、私はPT、OTのときの指定規則とできるだけ整合性を取ったほうがいいと思っていますものですから、この時間数で一応お願いをしているというのが現状でございます。

○江頭座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

神村先生、お願いいたします。

○神村構成員 神村です。

高木先生の大学での教育にかける熱意というのは大分聞かせていただきましたし、高木先生のところであれば教員もかなりたくさん集められる。それから、設備もあるということで、それが理想形だろうとは思いますがけれども、私が懸念したのは、先ほどから高木先生は質の悪い養成所という表現をなさっていて、そういうところには教員も集まらないし、生徒、学生も集まらないし、淘汰されるのではないかという御発言があったのですけれども、それでよろしいのかどうか。特に高木先生のお立場で言うものでもないし自らおっしゃったのですけれども、そういうことでよろしいのかなと、今、専任教員の養成についての項目の話をしているところではありますけれども、そういうお考えの中から出てきた要望なのかということで、私はSTの業界のこと、PT、OTの業界のこともそんなに詳しいわけではないのでよく分からないところもありますけれども、これから医療者を養成する、育てていくに当たって随分強気な御発言だなと思ったのですけれども、学校はそういうことでよろしいのだろうか。もう少しお話を聞きたいと思います。

○江頭座長 では、高木先生、よろしくお願ひします。

○高木構成員 もちろん淘汰されてもいいとは申し上げませんでした。私自身は、結局、高校生とか、そういう生徒さんたちにSTという教育、また、教育機関が輝いて見えるような形にならないと、STになる方はほとんどいなくなりますし、それなりの質は担保せざるを得ないと思っているわけでございます。

それで、当然、我々、質の担保というために第三者の認証評価をやらせる学校教育評価機構もつくりましたし、その中で毎年PT、OT、または新しく学校で採用して来られた方もおられるし、辞めていく方もおられる。こういうような中で今、運営をされているわけです。

逆に言うと、質の高い学校というか、教育も充実して、立派な先生が増えて、STになりたいという人が増えれば、結果的に受験生が増えて学校もうまくいくかもしれませんし、逆に言えば、きちんとした学校の形をつくって若い人たちに示すのが学校協会の役割だろうと私は思っているわけです。ですから、淘汰されるというよりは、質の高い学校がいつ

ばい増えて、高校生が尊敬できるような、こんな学校に行きたいというような学校にして、それでSTになる人がいっぱい増えていただいて、学校の運営も全体的にうまくいくような形で、例えば変な学校があつて、教員の人も2～3人しかいないし、設備も何もないような学校に行った学生が、SNSで私は言語療法の学校に行きましたけれども、こんな感じだといって全国に発信したら、18歳から17歳の高校生がそれを見たら、ほかの言語療法士の学校も、言語聴覚士の学校も駄目だと思われて、業界団体というか我々の学校全体が危機に陥るわけなので、ですから、きちんと質の高い学校の運営をしていくためには、それなりの先生、設備が要る。そのために今回指定規則の改変をして、今までよりは少し質を高めようということが厚労省の目標だと思いますので、そういう趣旨から私たちとしてはお願いしているわけです。

○江頭座長 神村先生、今の点はよろしいでしょうか。

○神村構成員 お話はよく承りました。

論点を変えてよろしいでしょうか。特定の講習会を指定するという形になっている話に移ってもよろしいでしょうか。

○江頭座長 お願いいたします。

○神村構成員 質を担保するということが大変重要になっているということもよく分かりました。専任の教員になるに当たり必要となる要件に関する事項は11ページに十分書いていただいておりますので、こういうふうな内容のことが必要なことであつて、養成するような機関の名前を指定するというのはやはりそぐわないのではないかと思いますので、せっかく作っていただいた11ページのこの辺りを集中的にもむのがふさわしいのではないかと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

今の御意見はいかがでしょうか。

安保先生、お願いいたします。

○安保構成員 私も神村先生の御意見に賛成で、医者の場合だと指導責任者となると思うのです。指導責任者の場合は、研修をして、いろいろなお医者さんがいますから、決まったものを研修する。そして、その後にテストを受けて合格をいただいて、指導責任者になって、しっかり教育ができるという感じなので、11ページのように受けなくてはいけないものというのは明確に提示してもらって、それを必ず受けて、テストをすとかというのは別の話になると思いますけれども、評価をするということはやはり大事だと。明確なものを決めてもらって、それを受けるといった形がやはりいいのではないかと思います。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。8ページの論点の2つ目のポツのことをおっしゃっているのだと思います。

牧野先生、お願いいたします。

○牧野構成員 牧野です。

8ページの免除規定の中に大学や大学院の教育学とありますけれども、実は教育学はかなり裾野が広いというか、いろいろな項目があるので、これから講習における教育学とは何を指すのかも議論するのでしょうかけれども、もしそれが定まれば、例えば教育学と書きながらも、括弧して教授学とか、教育方法学だとか、教育評価学、臨床教育学などの例を掲げたほうが整合性が出てくるのかなと思いました。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

今日は、結論を出すというよりはいろいろな幅広い意見をいただいて、それを踏まえて具体的な提案を出すということになるので、貴重な御意見をいただいているなと思っていますけれども、ほかにいかがでしょうか。

福島先生、お願いいたします。

○福島構成員 私も神村先生、安保先生の御意見に賛成しているところでして、11ページ目のところをきちんと議論することで、結局、8ページ目にありますような整合性がどう取れるのかということというのは自動的に答えが出てくるように思うのです。このところを整理しておけば、必然的に何時間がどの分に相当するというのも答えが出てくると思いますので、議論するとすれば11ページ目のところをちゃんとやっていくというのがやり方なのではないかなと思いました。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

そうしますと、今日は時間も限られているので、いずれしても11ページは重要なところかと思しますので、時間はあとちょっとだけですけれども、こちらについて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

深浦先生、先ほどのものはこの中に全て含まれているという理解でよろしいでしょうか。

○深浦構成員 この内容については、修正として扱っておりません。免除というか、この中のこれはここで履修すればいいという規定のところ辺りについてお話をしただけです。そこについての要件というのを明確にしたということです。

御意見があったように、どこが実施するとか、そこら辺が必要かどうかというのはこれから議論があるのかなと思います。

○江頭座長 お願いいたします。

○神村構成員 神村です。

この11ページの案の中では、例えばグループでディスカッションをするようなものはお考えに入っておりますでしょうか。教育者になるにはそういうものも当然あったほうがいいのかなと思いました。

○江頭座長 多分ここは項目が書いてあるだけで、それをどういう形態としてやるかとい

うことも入れたほうがいいと。神村先生、そういうワークショップ型のものも入れたほうがいいということですね。医師なども多分そうしていると。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 この教員の養成のところはPT、OTのところのこととほぼ同一の内容が書いてあるわけです。ですから、当然、この前の段階の、この間から論点になっている、例えばこのカリキュラムの中に実習指導者の16時間、週2日の分のあれはどこがダブっているのだとか、例えば教員養成の講習を受けたら臨床実習事業者の研修は免除されるのかとか、この間から幾つか御議論があったかと思えます。どちらにしても、このカリキュラムのときには実際にPT、OT、STの皆さんのワーキンググループみたいなところがあって、当然グループディスカッションみたいな科目もどこかでは入っているのではないかと思います。この中身について、一回ST協会と学校協会のワーキンググループの人たちからもう少し細かな情報をきちんと取り出して、皆さんにお知らせしたいと思えます。

○江頭座長 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

あと、いかがでしょうか。時間はあとわずかですけれども、気づいたことであれば何でも御意見をいただければと思います。これは要らないのではないか、これは入れたらいいのではないかということでもいいのですけれども。

では、板橋さんから。

○医事課板橋 ありがとうございます。

8ページ目をお願いします。

要望書として今いただいている内容として、専任教員の講習を行うと。この講習が質を高めるために必要だということを先生方の御意見で今たくさんいただいたかと思えます。ただし、免除という形で幾つか条件を加えて、そういった人たちはやる必要がないという形になってはいるのですが、この中で論点・懸念点のところでは要望の内容が不明な部分があって、深浦先生に教えていただきたいのですけれども、同等以上の知識と技術を有する者は何を指しているか教えていただいてもよろしいでしょうか。

○深浦構成員 これはよくある規定の仕方という形で入れたもので、具体的なものは考えていないというか、こういう規定の中によくある規定という形で書いたものです。具体的なものはありません。

○医事課板橋 ありがとうございます。

よろしいですか。板橋さんから論点・懸念点で確認しておいたほうがいいことはここだけで大丈夫でしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○神村構成員 神村です。

今のところとその下の懸念点ですけれども、要望書の一番下の丸ですが、大学卒業が研究方法、管理と運営の30時間と60時間を免除とするのが妥当かどうかという辺りも大分問題

があるのかなと思いましたが、どのような大学を卒業しているのか、どういうことを履修しているのかということによって大分違って来るのかもしれないので、ここはこのままで駄目ではないかなという意見を私は持っています。

○江頭座長 ありがとうございます。

これは先ほど高木先生もちょっと触れていただいて、もう少し練っていただくという形でおっしゃっていたと思いますので、ここは。

○高木構成員 おっしゃるとおりだと思います。だから、本来であれば、どことこだわらずに、こういう科目を受けていけば免除するよということでもいいのだと思うのです。

○江頭座長 御指摘ありがとうございます。

お願いします。

○神村構成員 今、高木先生がおっしゃったような、こういう教育を受けていけば免除するという規定をつくるのであれば、教育内容のところの文言がもう少し普遍的なものとか、一般的なもので、この教育内容の言葉でいいのかという検証も必要になりますので、協会のほうには次回資料出していただくときにかなり練った上でお出しいただかないと、まだこの場で議論をするのが大変よく分からない話になってしまうので、どうぞ準備をよろしくお願ひしたいと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひいたします。本当に明示するかどうかということも含めて御検討いただくことにはなるかと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

土井先生、お願ひいたします。

○土井構成員 あまり時間がない中、すみません。

10ページのところなのですけれども、別の話です。講習の開催のところで、3分の2が対面で、3分の1がeラーニングとなっていますけれども、この辺りの記述というのはいくらかもう少し柔軟に変更していただけるということになるのでしょうか。最近、ウェブで講習会がたくさん開催されるようになりまして、ライブだけではなくてオンデマンドの講習会も結構ありますので、そうすると、対面で参加するよりは皆さん参加しやすいのかなと思いますので、この辺の比率も少し変えていただいて、それから、先ほど安保先生がおっしゃったように、eラーニングに関しては後でeテストをつけて、本当に講習を受けられて内容を十分理解していただいていたかどうかを確認するとか、そういうのも講習会の意義というか教育の質を上げるという意味ではより重要なかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○江頭座長 ありがとうございます。

ここについても、また今日の議論も踏まえて少し修正案みたいなものを先に出していただく形になるのですか。

○医事課板橋 事務局です。

まず、ここの要望として団体からいただいている内容になっています3分の2以上対面、3分の2というのはどこを積み上げて出された数字なのかが不明な部分があります。また、eラーニングで3分の1というのも、11ページ目で挙げていただいているカリキュラムのところをどういう見方で出されているのかは何とも言えないところがありまして、こちらで今いただいた御意見のところをそれを作ることは何とも言いようがありませんので、深浦先生にそのところは何か補いをしていただければと思いますが、どうでしょうか。

○深浦構成員 ここら辺は確認していますが、恐らくPT、OTと同じような形で規定したのだと思いますので、具体的なあれはまた詳しく検討していくということにしたいと思いません。

○江頭座長 今日は指摘をいただいたということでもいいのかなと思いますので、次回、より詳細な十分な準備の上で議論ができればと思いますが、よろしいでしょうか。

高木先生、お願いします

○高木構成員 まさに土井先生がおっしゃられたe-ラーニングを受けてやったほうがむしろ対面よりもいいようなものもあるわけですし、それと、こういう規定があるにもかかわらず、今、例えばPT、OTなどのこういう講習会などについては、コロナ期間中は100%オンラインでもいいですみたいな部分もあったりしますので、むしろ実務的にもう一回ST協会と我々と、そして、厚労省の御意見も聞いて、ここは修正したらいいのではないかと。

○江頭座長 よろしいでしょうか。

神村先生。

○神村構成員 神村ですけれども、最後によろしいですか。

資格を与える講習会であれば、やはりテストをすとか、それから、ちゃんと本人が受講していることを確認すとか、eラーニングはとても便利なのですが、本人確認と受講確認というのは必須のことですので、その辺をきちんとお考えの上で項目立てをしていただければと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

若干混沌としているようなところもあるのですが、幅広い意見はいただいたので、こちらで整理させていただいて、次回までにまた御相談させていただきながら、できれば次回事務局提案を提示するというところで、また議論いただくことにはなるとは思いますが、そういう形で進めさせていただきたいと思いません。

今日はもう時間ですので、以上をもちまして本日の議題は終了ということで、締めにしていきたくは思いますが、事務局からお願いできればと思います。

○景山医事専門官 次回の検討会の日程でございます。9月1日木曜日、16時からということで、今回と同様にウェブ開催ということでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○江頭座長 よろしくお願ひいたします。

本日は長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございます。

それでは、これで本日の検討会は終了したいと思います。次回またよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○双川医事課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第7回「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催いたします。

本日は、オンラインでの開催にて、先生方には、御多忙のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

構成員の出欠等についてですが、本日は福島構成員より欠席との御連絡をいただいております。また、安保構成員は、多少遅れて参加すると伺っております。

なお、本日は座長と御相談させていただき、要望書提出団体から追加提出資料の御説明のため、全国リハビリテーション学校協会西田事務局長にオブザーバーとしての御参加をお願いしたいと思います。御了承いただけますでしょうか。

（首肯する構成員あり）

○双川医事課長補佐 よろしいですか。

それでは、西田参考人追加資料について、後ほど御説明をよろしく願いいたします。

それでは、資料の確認をお願いいたします。

本日の資料ですが、資料1、資料2-1、資料2-2、参考資料1～12となっております。

不足する資料がございましたら、事務局にお申しつけください。

なお、構成員の皆様へのお願いとなりますが、御発言される際には、Zoomサービス内の「手を挙げる」というボタンがございますので、クリックしていただき、座長の指名を受けた後に、マイクのミュートを解除の上、御発言いただきますようお願いいたします。また、御発言終了後には、マイクを再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします。

では、座長、お願いいたします。

○江頭座長 座長 座長を拝命しております東京大学、江頭です。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。活発な御議論をお願いできればと思います。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題ですけれども、2つありまして、1つ目が、教員資格及び教育内容等における第三者による外部評価の実施についてということ。それから、2つ目が、以前からの課題でもあります、教員に関する事項についてということで、こちらは主に2つの論点があるかと思っております。

それでは初めに、議題1「言語聴覚士の教員資格及び教育内容等における第三者による外部評価の実施について」ということで、資料1の御説明を板橋さんからよろしく願いします。

○医事課板橋 事務局、板橋です。

資料の説明に移らせていただければと思います。

資料1「教員資格、教育内容等における第三者による外部評価の実施について」となっ

ております。

映させていただいているページ、こちらが団体からいただきました要望書の前半部分、それから、3ページ目、後半部分となります。今回、検討させていただく内容は、その他、4番にある事項として、「第3者による外部評価について」をやらせていただければと思います。

おめくりいただきまして、4ページ目になります。関係団体からの要望の内容として、まず、養成施設の質の確保を図るために、指定規則、指導ガイドラインで定める範囲として、教員資格、教育内容等における評価制度の実施について、関係団体から以下のような見直し提案がございました。

今のところ、制度として、評価に関するものの記載はございません。こちらについて、提案の内容としましては、追加として、教育資格及び教育内容等に関して、定期的に第3者による外部評価とその結果の公表について、継続的に実施するものとなっております。

要望書の中には、一部抜粋として、ここに書かせていただいているものがございしますが、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構が行っている評価がございします。

こちらの評価の内容としましては、この機構が行っている方法に従ってハラスメント等の内容を評価するとなっております。また、評価基準、そして、評価料等ございします。

5ページ目、こちらはあくまで参考というような形でお話しさせていただきますが、文部科学省で行っているものとなります。大学等に係る評価等について、学校教育法に基づく評価となりますが、各大学設置基準等には、機関別認証評価と分野別認証評価があります。

内容としましては、組織の運営や設備等を7年以内の期間という形での認証評価、また、分野別のところでは、教育課程、そして、教員組織、こういったものを5年以内の見直しがございします。

6ページ目、今回の内容についての論点、懸念点、そして、事務局の提案をまとめさせていただいております。この第3者による外部評価の実施について、まず、言語聴覚士の教育において、定期的な第3者による外部評価を実施する必要性に関し、どのような理由が現在あるのか。

また、第3者による外部評価を委託できる組織が現時点で幾つあるのかをお示しいたきたいと思っております。

理学療法士、作業療法士は指導ガイドラインの中で、一般的な事項として、まずは自己点検及び自己評価・公表を毎年行うことにさせていただいております。その上で、第3者による評価を5年以内に受ける。そして、その結果を公表すること、これを努めるとさせていただいております。その上で、先に事務局の提案をお出しすることとなりますが、まずは、このように言語聴覚士をまとめていくのはどうかということを御提示させていただいております。

資料については、以上となります。

○江頭座長 ありがとうございます。

大学等に係る評価他職種での実施状況ですね。参考になる情報を御提示いただいた上で、要望に関する論点、懸念点、最後のところだと思いますけれども、それから、事務局からの提案ということで、6ページ目の下のほうになるかと思います。

では、早速、議題1について御意見をいただきたいと思います。6ページ目が1つ、今回の論点で重要なところかと思います。

あと、参考資料ということで、土井構成員と安保構成員から、こちらの点についても文書であらかじめ意見いただいているということで、参考資料10、参考資料11ということで、こちらも併せて御確認をいただいた上で御意見いただければと思っています。参考資料10は土井構成員からものですが、1.2.と、2つ目の論点についてもありますけれども、この真ん中にある1.のほうですね。こちらのほうが第3者評価に関するところ。参考資料11については、安保構成員からですが、これは全体がそうだとということになっています。土井先生は、今、ちょっと御発言できないですかね。もしできるような状況があれば、また、御説明いただいてもいいかなと思います。

それでは、皆様から御意見等をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。「手を挙げる」機能でお願いしたいと思います。

神村先生、お願いします。

○神村構成員 神村でございます。

第3者による外部評価の重要性については、どの先生もほとんどお認めいただけるところだと思っておりましたけれども、安保先生、土井先生の御意見を拝見いたしまして、評価をするのであれば、複数の評価機関があってこそ、その評価機関そのものが信頼されると存じております。ですから、御提案のように、土井先生からは、複数の第3者評価実施機関が必要であろうという御意見。それから、参考資料11では、安保先生からは、一般社団法人日本リハビリテーション医学教育推進機構もその評価機関を担えるのではないかと、御意見をいただいておりますので、それは大変有用な御意見だと存じております。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

高木先生、お願いします。

○高木構成員 私も、この評価機関が複数あったほうが望ましいということについては、賛成です。ただ、これまでの歴史をお話ししますと、今の才藤先生が理事長をやっておられる一般社団法人リハビリテーション教育評価機構は、もともとは私が文部科学省から来ておられる医事課長さんにもう少し早く指定規則の改正をしてほしいというお願いをしたときに、どちらかというと、相当強く医事課から、まず第3者認証評価機構を学校協会とかPT協会、OT協会等と協力して、認証評価機構をつくるということをぜひしてくださいと、こういう話になりまして、私自身もそういうことだなと思って、この評価機構は実を言う

と、日本理学療法士協会、作業療法士協会、言語聴覚士協会、あと、我々学校協会が、基礎的な経費を500万とか1000万とか各団体が支出をして、これは相当議論があったのですが、けれども、例えば理学療法士協会の半田先生も、相当強く教育の質の問題を何とかしてほしいということを言われて、3協会と学校協会が協力してつくった団体です。

私自身も、例えば薬学部の第三者評価機構とか、7年に1回の大学の高等教育評価機構とか、1回当たり何百万という金額とか、この間、うちはたしか7年に1回の評価機構は、700万とか800万とか忘れましたが、巨額の金を取られて、学校経営者として、これはもう耐えられないということで、先ほど、資料にちょっと出ましたけれども、評価の金額そのものも1桁万とか、12万とか、単位ごとに7万円とか、こういう話で、ここに評価料が被会員校に対する評価金額についてどうするのかという話があって、この間、評価機構の話は、私は理事長ではないので、私が軽々には、本当はこのメンバーに才藤先生に入っていたらよかったですけれども、金額は一元的にするということを決められているという話を私も聞いています。

ですから、私自身は、例えば、大学経営者として、高等教育機構と私大連盟がつくっている評価機構と、3つか4つあって、そこから選べるということ自身はいいと思いますけれども、実態的に見たときに、結局、この評価そのものが、例えば日本理学療法士協会などが、むしろ、学校の教育の質を上げたいということで、事務局なども、経理部とか何とかも全部サポートして、恐らくほかの看護の評価機構とか、薬学部の評価機構とか、ほかの評価機構に比べると、評価料が10分の1の金額ぐらいでやれるという、学校経営にとって打撃がない形を取っているということは、皆さん知っておいていただければ。

その中で、ほかの評価機構を立ち上げたときに、それなりの形ができるのかということと、それと、今、私自身は、看護とか薬学とかいろいろなところの評価を我々は受ける立場で、いつも私がすごく怒っているのは、経営者として申し上げているのは、大学の理念とか、ガバナンスと言ったらおかしいけれども、例えば、教授会で、タコつぼ的な教育をして、医局制度みたいなものの評価に来る人が、自分の何かわけの分からない哲学的なことを押しつけるようなことが何回かほかの団体であったものですから、私は、この評価機構をつくるときに、才藤先生をお願いをして、学校に負荷がかからなくて、どちらかというと今の評価機構の在り方は、結局、昔は、学校が少なかったときに、厚生労働省の医事課の方が定期的に監査に来られたり、地方公共団体全部落としたわけですね。それで、ある程度県のほうも、理学療法士の教育が全然分からないような形で、それで、監査にも行ってないと。この評価機構の今の在り方は、どちらかというと、昔のそういう適時調査みたいな、そういう本当に簡便な、教員が法定規定数をきちんと満たしているとか、最低がきちんとあるのかとか、そういうそういう哲学的な理念とかということにはあんまり入らずに、むしろ、事務的な検査をきちんとした形で、定期的にやっているというのが今の現状でございます。

ですから、ほかのいろいろな団体の評価の認証を受けている立場から言うと、ここの評

価機構の在り方は、非常に安くて、理学療法士協会、作業療法士協会、言語聴覚士協会が、自分らの理想を掲げる中で、どういう教育をしてほしいかというようなことも含めて、3団体と学校協会が協力してつくった団体だということでございます。

ただ、私は前から、最初のPT、OTのときに、必ず評価機構の評価を受けることというふうに厚生労働省に書かれたときに、そのときには厚生労働省が、自分らがつくれと言ったから、ある程度そういうようなことで御配慮していただいたというのは、僕は、そのときも、これはちょっと書き過ぎではないかと。ある程度ほかの団体でいいところが出てきて、評価されるのだったら、それはそれでいいということにしかすぎないので。

ですから、ほかの団体がどうのこうのとかそういうことは別にして、指定規則に書く言葉としては、ここに書いてあるとおりのことで、別にここに書いてある中で見たときに、ほかの評価機構をつくるなどかいうことは触れてないわけですので、今のこういう形の書きぶりでやっていただければ、それで、逆に言えば、そういう別の評価機構ができたり、いろいろなことがあれば、それはそれで受け止めてやっていくということなのではないかと、私自身は思っています。

○江頭座長 ありがとうございます。

安保構成員が入っていますが、土井先生の4番目が実は質問形式になっているので、これは、板橋さん御回答いただくことはできますか。PT及びOTの状況についてということで、多分、参考になるだろうという御意見だと思うのですが、複数から選択できる状況なのか、無償なのか有償なのか。文部科学省、厚生労働省の関わりはどうかというその3点かと思えます。

○医事課板橋 ありがとうございます。

土井先生からいただいている御質問の4番目についてのお答えをこちらのほうでさせていただければと思います。

まず、複数の評価機構からの選択できる形になっているのかというところ、現時点、この事務局提案の書きに関しては、特に第3者の指定ということはございませんので、選択を学校側で行うことは可能でございます。

2つ目、外部評価が無償で行われているか、有償で行われているか。こちら辺に関しては、こちらのほうで、そこに関しても何か規定はございませんので、その団体のやり方となってきます。

資料の中で加えさせていただきました4ページ目にあります、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構に関しての評価料は、4ページ目にあるとおりとなっております。

次に、3)としまして、厚生労働省と文部科学省が、PT及びOTの実際の外部評価にどのように関与しているのかというところに関してです。厚生労働省に関しては、ここについて何か関与しているというところは特にはございません。理学療法士、作業療法士が、過去、これを前回の改定の際に導入したというところでのこちらとしても認識はしております、実際にそのところでの評価に関しては何かということとは規定していないところ

でございます。

文部科学省に関してというのは、ここでは記載されているのですが、菊池さんのほうで何かありますでしょうか。

○江頭座長 これも関与してないのかなと思いますが。

○菊池文部科学省医学教育課程課長補佐 そうです。文部科学省も関与はしておりません。

○江頭座長 恐らく第3者評価というか、そういうものだと思います。

高木先生、何かございますか。

○高木構成員 我々評価機構で、例えばきちんとした教員をそろえてないとか、あまりにも雑な運営を。本当は、この評価機構は、こんな簡単な検査ぐらいでつくる意味があるのだろうかとは思ったのですけれども、学校経営者の中には結構変わった人がいて、教員の数を無視して、全然増やすつもりはないとか、実を言うと、ちょっと劣悪ないろいろな学校が数校散見されました。そのときには、評価機構と我々学校協会が話し合っ、あまりにもひどいと思ったときには、今、学校の許認可は各県に下りていますから、県に通知をして、行政的にももう少ししっかりしたことをしていただきたいという協議はこれまで数回行ってあります。そういう意味での関わり合いです。そういうものも全部お届けするようなことも考え、ただ、ホームページを見れば、全部の評価の全体は評価機構を見れば出ておりますので。

○江頭座長 ありがとうございます。

もし可能であれば、安保先生、参考資料11に関して少し補足があればお願いできればと思います。

○安保構成員 すみません、遅れて申し訳ないです。安保です。

この検討会で、第3者における外部評価を実施するということの意見を求められました。資料2-2において、自己点検及び自己評価とか公表を毎年行って、5年ごとに外部評価として努力義務をという提案をいただいているわけですけれども、1団体が挙げられておりますけれども、数団体を挙げて、その中から選択されるというのも1つなのかなというふうな。その評価内容とかは、今後、指定に基づいて実施の内容をきちんと決まったものをしていなければならないと思うのですけれども、1つとして、一般社団法人日本リハビリテーション医学教育推進機構がございまして、こちらは、社員はリハ学会や耳鼻科学会とかですね。あと、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士も入っているので、こういうところも第3者評価を少しできるころだと考えておりますので、1つ挙げているという団体が駄目というわけではなくて、選択できる範囲を少しくつっておいたほうが、第3者評価として、システムとしては適任なのではないかと思ひまして、提案をさせていただきました。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかの構成員の皆様からいかがでしょうか。

深浦構成員。

○深浦構成員 どうもありがとうございます。

先ほどからお話がありますように、第3者評価は、教育の理想を随時担保していくという意味で私どもも必要だということで、この指定規則等に関する検討始まる前から、理学療法士、作業療法士とともにリハビリテーション教育評価機構に参画をしております。私どもはちょっと若いのですが、理学療法士、作業療法士はそういう養成教育を長くされていますので、その質をきちんと担保していきたいということで、先ほど高木先生からもお話がありました。学校協会を含む4者でこういうものをつくって、そういう学校の質をきちんと担保して、それを国民に知らせたほうがいいのではないかとということで開始したものです。こういう枠組みが必要だと思います。

複数の団体があったほうが良いという御意見はそのとおりですが、それが実現可能なのかどうかというのは、私もちょっとクエスチョンマークのところがありまして、そこら辺も担保されるような状況があれば、それにこしたことはないだろうと思います。しかし、我々、今、そこでの実施を毎年相当数の養成校にたいして一生懸命やっていますので、これもなかなか大変な事業です。我々の仲間たちがあちらこちらの学校にお伺いして、いろいろ中身を見せていただくということをやっておりますので、結構大変な作業だと考えております。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

6ページに戻っていただくと、論点・懸念点の1つ目のポツは、実施する理由は、質の保証が非常に重要であるということで、これはあまり異論もなく。

それから、委託できる組織は、1つは今確実にあって、もう一つありそうだと。これから第3者評価はいろいろなところで、社会の中で教育機関に対するということですが、あらゆる分野で多分できてくるのだろうということもありますので、複数できるような状況でもあるということ踏まえて、そのことは特に書き込むということではないのですけれども、下の提案内容としては、毎年、自己点検を行って、公表するという。それから、第3者による評価を受け、それを公表するように努めると。これは5年ごとかと思っておりますけれども、そういう提案ということで、おおむね、このことに関しては合意いただいたのかなと思っておりますが、この事務局提案でよろしいでしょうか。

(首肯する構成員あり)

○江頭座長 今、ちょっと気づいたのは、5年以内ですか。5年ごとですか。

○双川医事課長補佐 5年以内ごとです。

○江頭座長 5年以内ごとですね。多分、5年ごとですね。そこはちょっと細かい修正はしておいたほうがいいのかと思いましたが、それで、よろしく願いいたします。それで、合意が取れたということで、事務局提案にその修正だけ入れるということにしたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、次の議題2です。「教員に関する事項」ということで、まず、事務局から資料2-1、それから、西田参考人に参加いただいておりますので、関連する資料として、

参考資料4と7、8ですかね。それから、資料2-2に戻っていただいて、こちらは事務局からということをお願いできればと思います。

では、板橋さんからお願いいたします。

○医事課板橋 事務局です。資料の共有をさせていただきます。資料2-1「前回の検討会における教員に関する事項への主な意見及びその意見を踏まえた対応状況について」説明させていただきます。

めくっていただきまして、2ページ以降、前回の検討会で使わせていただいた資料となっております。まず、教員の要件に関する事項を団体の提案を基につくらせていただいています。人数を増やすこと、また、教員の要件として、それに加える内容としてどのようなものが必要かということをお提案いただいております。

追加する内容としましては、研修会等を行う。その研修会に関しては指針を用いてその内容のとおり進めていくというふうになっております。編集の内容については、17単位の360時間でどうかという御提案をいただきました。6ページ目までのところが、その要望に関する内容となっております、7ページ目、8ページ目、こちらに関しては、この要望に対する構成員の先生方よりいただきました前回の議事録で載せております内容となりますが、いただいている、その御意見についてとなります。

まず、専任教員の要件として追加を要望する講習会の実施方法と内容に関する事項での御意見となっております。一部では、3分の2以上が対面、3分の1がeラーニングとなっているが、オンデマンドでの実施を含めた、参加しやすさを考慮して柔軟性に配慮すべきではないかという御意見をいただいています。

また、専任教員の要件として、追加を要望する講習会の免除に関する事項について幾つかいただきました。そして、その他という形で専任教員の要件に関する事項、幾つもの御意見をいただいております。

9ページ目に移ります。これらを踏まえて、対応の状況について1枚にまとめさせていただきます。

○1つ目のところ。前回の検討会において、日本言語聴覚士協会と全国リハビリテーション学校協会の専任教員要件の見直しに関する要望に対して、事務局による確認事項と懸念点、構成員からの御意見、これが多岐にわたり出てきたという状況となっております。

こうした状況を踏まえて、事務局において、主に以下の論点について検討会の場において、構成員に御議論いただけるよう、当該の要望団体から要望内容の趣旨を改めて確認するとともに、意見の調整を行わせていただきました。その主な論点が、専任教員の人数を1名増員すること、また、専任教員の新たな要件として、質の観点から講習会等、一つの基準を設けることの論点となっております。

こうした調整を経て、団体から、再度の要望の訂正、それから、要望内容の補足の資料を御提示いただいています。参考資料4、7、8がそのようなものとなっております。

これらを踏まえて、資料2-2が、論点のような事務局提案の資料となっておりますが、

御確認いただければと思っております。資料2-1は、前回までの検討の状況というところで御説明させていただきました。

以上となります。

○江頭座長 それでは、西田先生お願いします。

○西田参考人 それでは、説明をさせていただきます。

今、説明のあった資料2-1の前回までの内容に関する事項の補足説明となります。資料としましては、参考資料4及び参考資料7と8を使用しますので、お手元に御準備いただければと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いたします。

まず、参考資料4になります。こちらは参考資料2-2で改めて、再度、提案等もあるかと思いますが、専任教員講習会の開催指針（案）の修正となります。今回、再修正（案）の黄色でハイライトをしているところを御覧ください。

まず、5番の「教育におけるテーマ」が決定しましたので、1）～6）としてテーマを設定しております。

6番、「その他の要件」。こちらにつきましても、これまでの理学療法士、作業療法士の専任教員講習会の内容を踏まえ、言語聴覚士の専任教員講習会でも、要件として、まず、6.の（1）大学等において既に履修した科目については、免除することができる。（2）以下の講習会を修了した者については、一部科目を免除するとともに、講習会を実施する者は、一部科目を免除したプログラムの講習会を実施することが可能である。

その講習会が、今回の最初の提案でも出ている厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団（PMET）が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会、ページをめくっていただきまして、今回設定しております言語聴覚士臨床実習指導者講習会、さらに、全国リハビリテーション学校協会、日本言語聴覚士協会が実施する研修のうち、厚生労働省が指定した研修ということで、その他の要件を設定しております。

また、先ほども前回の検討会でも出ました（3）eラーニングによる実施の場合ということで、当該科目の単位認定結果を確認し修了を認めること。

（4）科目の評価については、受講者の出席状況に加え各受講科目の評価を行い、修了を認めることが望ましいこと。なお、特に重要となる専門分野科目のみの評価も可能である。

さらに、（5）として、単位、時間数の考え方は、大学設置基準（第二十一条第二項の規定）に準ずること。としております。

以上が参考資料4の説明となります。

続きまして、参考資料7に移りたいと思います。こちら、前回までの検討会で議論をいただいた内容の補足となります。ページが多いですので、要点を絞って説明をさせていただきます。

まず、3ページをお開きください。3ページがこれまでの説明で用いた資料となります。

今回、左側の専任教員の1人当たりの1週間の担当時間数を、当初10時間ということで要望を出しておりましたが、今回、後ほど説明しますが、こちらは15時間を標準とするということで、改めて提案をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、4ページをお開きください。こちらが御意見等を踏まえた回答となっております。1つ目の専門学校等を含めて、言語聴覚士が医育機関に従事しながら臨床能力の向上はどのように努めるのかということで、言語聴覚士、リハビリテーションでも、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士ということで、臨床現場の状況、あとは、臨床技能の研さんは生涯学習となりますので、教員となってからも、しっかりと生涯学習として臨床能力の向上は必要であるということが前提となり、こちらの言語聴覚士協会の資料からも分かる通り、学内に臨床施設を持つ養成校、持たない養成校におきましても、学外での臨床活動は可能ということで、今回の要望書にもしっかりと言語聴覚士が臨床能力の向上に努めることということで要望をしております。

下の専任教員の担当授業時間数に関しましては、先ほど記載しましたが、当初10時間と要望していましたが、今回、修正として15時間の現行を維持するというので提案をしております。

続きまして、5ページです。こちらが専任教員の増員ということで、各修業年限で1名専任教員の増員を要望しております。

6ページをお開きください。これまでの調査等も含めまして、現状の確認をしております。こちらは、後ほど、参考資料でもお伝えしますが、養成施設としては、教育の質向上には増員の1名は必要な要望であると考えております。

7ページをお開きください。7ページとしまして、こちら1週間当たりの担当時間、こちらはしっかりと時間数として徹底をすべき事項であるということで、現行の15時間をそのまま移行というか、今回の要望でも残すこととなります。こちらは、下のほうにも書いてある通り、最初の10時間の要望にしますと、1人では賄えないというところが計算上はあります。こちらについては、事前の協議の中で、この内容を踏まえて、当初は2～3名の増員を要望事項に挙げてはいたのですが、妥当な人員配置では、現行15時間を超えている養成校が多くありますので、特に2年生、1年生の課程はカリキュラムがかなり密になっているということで、今回はあまり多くならないということも含めて15時間を踏襲して、今回の10時間との人数の整合性を取っております。

最後、8ページをお開きください。こちらは言語聴覚士の業務につきまして、経験年数になりますが、こちらについても専門領域の教員の配置ということで、これをしっかりと表記することが必要だと考えております。こちらの教員数の増員に関しましては、今回、全国リハビリテーション学校協会におきましては、組織率、資料にも出ており、82校中77校の会員校ということで、94%の組織率を取っています。同意の流れとしましては、これまでも令和3年度の総会、6月26日に行いましたが、そこで説明、同意。ただ、ここでは、要望書がかなり多くなりますので、事前に4月6日の時点で各養成校に要望（案）

を周知して、しっかりと内容を確認いただいた上での総会出席ということで、同意を得ております。加えて、修正事項も出てきておりますので、令和4年度の総会においても、説明、同意を得ております。さらに、協議を進めまして、令和4年度の第2回理事会において、もう一度しっかりと議論を尽くしております。こちらの理事会でも、挙手による同意も含めて、同意が得られているということで進めております。

そのまま同じ内容となりますので、参考資料8の説明を先にさせていただきます。その中で、2年制の養成校については、この状況も踏まえて、もう一度確認のアンケートを取った結果のまとめとなっております。

こちらの1枚目の上のほうが要約となります。今回、22校の養成会員校のうち21校から回答が得られています。こちら回答が得られてない1校は、募集停止ということですので、全ての養成校から回答を得たということで、結果が出ました。このアンケートは、下のほうに四角で囲ってあるとおり、今回、専任教員の責任者を、法人の代表者の2部署にアンケートを取っております。

このアンケートの結果になりますが、まずは、ページをめくっていただきまして、要望書の人数が配置されているか、されていないかということで、要望書の人数が配置されていないというところで、21校中16校が配置されていないという状況であります。アンケートの状況ではそのようになっております。ただ、全国リハビリテーション学校協会の名簿は、各養成校から、教員の名簿まで提出していただいております。そこから考えると、2年制の課程では55%、半分が現状では1名増員のところは満たしていないというところがあります。養成校の中でその確認が、ちょっとそごが起きているところは見られます。その配置されていないところの教員責任者、法人代表者におきましても、専任教員の増員が必要であるかという問いに関しては、必要であるというものが教員の責任者では16校中14名、法人の代表者では14校中9名（64.3%）で、教員の増員は必要だという意向が確認できております。

ページを戻っていただきまして、「アンケートの結果のまとめ」。増員が必要でないという回答があった法人代表者の2校につきましては、その上に書いてあるとおり、A校からは、事務的業務の軽減（事務部門との調整）、教務の分担、担任制の活用、ICTの活用、あとは、B校としては、事務員によるサポートを増やす、DXによる業務の効率化というコメントをいただいております。ただ、言語聴覚士の教育につきましては、実習・演習、そういったDXやICTでは鍛えることができない教育が多岐にわたりますので、実現可能性としては、こちらは少し低いのではないかと分かります。

これらを踏まえまして、要望書としては1名増員ということで、今回、要望を出ささせていただきました。

それでは、参考資料7に移りまして、最後、専任教員の要件について説明をさせていただきます。スライド11ページをお開きください。

こちらは専任教員になるための先ほどの講習会の件になります。真ん中あたりに、360時

間講習の実施母体として、日本言語聴覚士協会、全国リハビリテーション学校協会というところを指針に沿って開催という記載に変更を行います。免除要件等は、先ほど参考資料4で説明したとおりとなります。

では、ページをめくっていただきまして、13ページをお開きください。ここからは、360時間講習と、今回、教員要件に含めている教育学4単位との整合性ということで御意見をいただいております。こちらが15ページまで続くものになるのですが、今回、要望書では、科目と履修を要望していましたが、そちらは取下げをさせていただきます。

今回、360時間講習と教育学4単位の整合性というところになりますが、まず前提として、先行して指定規則改定が行われた理学療法士・作業療法士の指定規則にある専任教員養成講習会の360時間を参考としている。

そのほか、看護教員になるための講習会が、PT、OTのときは720時間ありましたが、今、ちょっと時間数が減って660時間になっておりますが、そちらと教育学との整合性についても、参考として検討しまして、今回は、理学療法士・作業療法士と同等レベルの教育が言語聴覚士では必要だということで360時間講習としております。

さらに、4単位というところで、これは学部の養成課程の中での4単位、または、大学院の養成課程、履修の中での4単位としておりますので、一つの学位を取得するプログラムの中における4単位という位置づけがありますので、こちらで360時間との整合性を検討いたしました。

16ページになります。16ページは5年以下の者の取扱いになりますが、こちらも説明のとおりになりますが、1段落目の最後、業務経験5年未満の場合には、業務経験5年以上の言語聴覚士である専任教員が該当しない。それから、3段落目、ただし、医育機関に従事する経験5年未満の言語聴覚士の場合には、業務経験を積む努力をし、さらに、現任の教員についても教育学に関する科目4単位で修める、あるいは専任教員講習会（360時間）を受講するよう努めることが望ましいということで、しっかりと推奨をして、教員の質を高めていくということで、この提案の要望を進めております。

それでは、19ページをお開きください。こちらが実際の360時間講習の中で、先ほどの御意見いただいている内容のeラーニングでの講習になります。こちらについては、もう既に、理学療法士・作業療法士、さらに、看護の教員の講習会でも一部認めております。こちらは言語聴覚士の養成講習会につきましても、eラーニング等を用いて柔軟に講習するという進めております。

以上が、私からの説明となります。ありがとうございました。

○江頭座長 ありがとうございました。

では、続きまして、資料2-2で、板橋さんお願いします。

○医事課板橋 ありがとうございます。資料2-2に移らせていただければと思います。

教員に関する事項における事務局の提案、それから、再審議事項を用意させていただいております。

ページめくりまして、2ページ目、「専任教員の数及び教員の要件」についてまとめております。

めくっていただきまして、3ページ目、構成員の先生方から、前回の検討会のときにいただいている御意見、関係する部分を抜粋してきたと見ていただければと思います。専任教員の1名1週間当たりの担当する授業時間数が、教員が実習について行く場合もあるため、10時間を標準とするのは無理があるだろうと御意見をいただいています。また、ほかには、言語聴覚士の業務は音声・言語・聴覚の障害等様々あるため、臨床の業務経験が一律に年限だけでなく、少なくとも複数の領域で経験があるものとしてはどうかという御意見もありました。

また、先ほど西田先生からいただきました説明の中から抜粋してきていると見ていただければと思います。幾つか関係する部分としてありますが、まずは、1つ目としては、1人1週間当たりの担当の授業時間数、1週間当たり標準15時間を10時間とすること。この要望自体を取り下げるといふ御回答（案）をいただいたりはしてしております。

また、教員は複数の領域で経験がある者よりも、各領域の専門性を持って教授できる教員がそろっていることが最も重要視すべきといふような御回答をいただいております。

そのほかには、専任教員の数の引き上げに関する要望の提出に当たり、各養成施設から事前に賛同を得ていたことの再確認、そして、賛同の確認が不十分であった養成施設に対して、改めて一部意向の確認等を行うとしております。それについては、先ほどの説明の中で十分なところがありますので、割愛をさせていただきます。

4ページ目、今回、議論いただくに当たっての参考の情報として載せさせていただきました。

まず言語聴覚士、今回、8単位増を考えて動こうとしていくところがあります。その場合の1週間当たりの担当する授業時間数にどれぐらいの負荷があるかといふのを出させていただいているのが、この(1)番となっています。修業年限3年以上の課程、1人当たりの増加する時間数は、主に、+0.7時間以下となります。こちらに関しては、プラスアルファとして授業を行いますので、その前後の準備に関する時間も加算されてくるという想定でおります。ほかに、3年以上の課程から2年以上または1年以上に圧縮された場合には、+1.3時間以下の授業時間。そして、1年以上のところでは3.3時間以下の時間が加算されるとなっております。計算式については、ここに書かれているとおりとなります。

そのほかにも、言語聴覚士に関して、その教育の養成課程において、特殊性というところがございまして、この職種自体は、コミュニケーションに関する内容での教育が重要視されてくるところがありますので、ほかの職種に比べれば、教えるに当たっての人数も限った形で行うことがいいのではないかと考えてきます。そういった部分での特殊性というところを、ここで1～3点お出しさせていただきました。

そして、(3)番、これは団体から出していただいている養成の状況としての情報にはなりますが、大学の場合、1週間当たりの実務状況として、専任教員に関しては、授業が

15.2時間、それが合計として41.5時間を1週間当たりに行われていると。法定労働時間が、大体1週間当たり40時間を目安に見ていただければと思います。

そのほか、3年課程では、授業時間が現時点では13.2時間、全体として40.9時間。2年課程のところでは、14.2時間の授業、そして、合計して34.0時間を実務時間とされているという調査情報となっております。

そのほか、5ページ目。こちらに関しては、他職種との並びの情報を載せさせていただきました。3年以上の課程として、医療関係職種、ほかにあるところに関しては、単位数は大体100単位ぐらいで並んでいるような状況となっております。今回、言語聴覚士の単位数も8単位追加となれば101単位となります。

また、この職種、1学級の定員に関しては、看護師であれば40名以下という学級になっており、言語聴覚士に関しては10名以上30名以下と現在となっております。今回の専任教員の数に関して、言語聴覚士に関しては、現在5名以上となっております。ほかの職種と比べて人数がどのようになっているかというのを見ていただければと思います。

そのほか、専任教員の1週間当たりの標準とする担当授業時間数に関して、看護師であれば15時間を標準とするというものがございます。ほかの職種で言えば、規定がなし、また、10時間となっている職種もあり、言語聴覚士は15時間となっております。

この5名以上、15時間というところで、全体の専任教員の数で見たときの1週間当たりの授業の担当できる許容量が最後のこの欄となっております。看護師で言えば8名以上、そして、1人当たりが15時間の授業を担当できる。合計すると120時間の授業が1週間で行えるようになります。理学療法士・作業療法士で言えば6名、そして、1人当たり10時間、全体としては60時間となります。言語聴覚士は今5名、そして、15時間、75時間の授業ができるようになります。今回、6名に1名追加したときを見ていただければと思います。

そして、このページの下欄にありますのは、理学療法士・作業療法士の前回のカリキュラムの改定するとき、どのような改正をしているのかというのをここで示させていただきました。理学療法士・作業療法士の改正の状況と言語聴覚士の状況を、今回の検討会の中では見比べるというところが多々ありましたので、載せさせていただいています。

この職種は、単位数に関しては93単位から単位数増して101単位となっております。その間、専任教員の数に関しては、もともと6名以上となっていたところからの変更は行っておらず、また、担当の時間数を、10時間を標準とするところからの変更も行っておりません。

とりまとめ報告書の中では、1人1週間当たりの担当時間数について、今回の見直しによる影響などを踏まえた検討が必要であるということで、次回の見直しで検証も踏まえて検討すると考えられて、変更は単位数のみとなっていたという状況となっております。

参考情報の3番目となります。こちらはほかの職種との並びを見ているものには変わりはないのですが、2年以上の課程、また、1年以上の課程がある職種との並びのところを見っております。見方は、3年以上の課程と全く一緒なので、そこところは割愛させていた

できますが、違いというようなところで言えば、単位数、臨床工学技師で言えば、2年制以上の課程で87単位、理学療法士・作業療法士は66単位、間、約20単位となっております。専任教員の数、5名以上、5名以上、そこは変わらずとなっております。1年以上の課程に関して、単位数は、臨床工学技師は87単位、義肢装具士で52単位、間、25単位のところで、専任教員に関しては4名となっております。単位数の違いが大きく出てきているという状況で、専任教員の数はそのまま変わらずとなっております。

論点のページに移ります。事務局の提案と、再審議事項として、専任教員の数と教員の要件に関して、構成員の御意見を踏まえた事務局の提案としては、言語聴覚士の養成は、担当科目に応じてそれぞれの担当の経験を有する医師、歯科医師、言語聴覚士、またはその分野を専攻する者が教員であることを原則とし、専任教員は、医師、歯科医師、言語聴覚士とすることを1つ提案させていただきます。

また、専任教員の従事規制としましては、働き方の多様化や民間からの教員登用の促進等の観点・質保証の観点等を踏まえて、専らの従事を求めることはせずに、また、臨床能力の向上を求めることについては、特に養成所では雇用の形態により実施困難なこともあるため、自助努力の扱いとさせていただくことを提案させていただきます。

養成施設は、専任教員から1名以上の臨床実習の進捗管理等を行う者を定めることとする。

そして、専任教員の増員が必要か否かは、次ページの参考資料、元のページのところですね、4ページ目、5ページ目、6ページ目、このところに関して、改めてお諮りさせていただいて、内容を決めさせていただければと思います。

再審議事項としてここで載せさせていただいている、「案1：基準を見直し、増員」、または「案2：基準を見直さず、増員を推奨する」、こういったものを挙げさせていただければと思っております。

8ページ目以降の説明に移らせていただきます。「専任教員になるための要件」についてまとめさせていただきました。

同じように、こちらのページは、上2つに関しては、構成員からいただきました前回の御意見をまとめさせていただいています。幾つか御説明させていただきますと、3分の2以上が対面、3分の1がeラーニングとなっているが、オンデマンドでの実施を含めて、参加しやすさを考慮して柔軟にすべきではないか。

また、理学療法士・作業療法士の専任教員の講習会は、3分の2は対面、3分の1はeラーニングという規定があるにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の蔓延する今般は、全てオンラインで実施することがあったと。これが認められてきましたので、言語聴覚士の講習会の指針案に併せて当該職種の講習の指針も見直してはどうかという御意見もありました。

ほかに、講習会の受講の免除に関する部分については、大学を卒業すれば一律免除するのはよくないのではないか。また、どのような大学を卒業しているか、どういうことを履

修しているかにより、大分違いがあるため、大学卒業が研究方法、管理や運営の30時間と60時間を免除するとすべきではないのではないかという御意見等がありました。

団体からの補足の説明・訂正に関しては、西田先生から御説明をいただいた内容によりますが、幾つかここでは書かせていただいているような状況となっております。教育学に関する科目4単位を履修すれば180時間の講習会が最も整合性があると考えますが、既に理学療法士・作業療法士では同様の講習を360時間で実施している。言語聴覚士に独自に求められる科目と、理学療法士・作業療法士と同等の教育内容及び教育レベルが要求されると考えられる科目を積み上げた結果360時間となったという回答をいただいたりしています。

ここからは事務局の提案となりますが、構成員の先生方の御意見を踏まえてのものとなっております。

1つ目としては、言語聴覚士の専任教員は、施行までに専任教員である者を除き、全員に業務経験と大学での教育学等の履修とともに卒業を求めることとし、科目のみ後から履修や一部履修免除は認めないという形を提案させていただきます。

また、もう一つ目として、ただし、施行時において既に専任教員の資格を持つ者や、業務経験があり、かつ大学で履修し卒業等する以上の教育内容として新たに指定する講習内容にて、厚生労働省に指定された団体が実施する講習を修了した者については、大学で履修し卒業等は求めないことはどうかという提案をさせていただきます。

括弧書きとしまして、なお、業務経験を求める範囲が、要望書において全員に求められる記載箇所と人数制限を入れた記載箇所の矛盾がありましたため、今回、構成員の御意見を基に事務局の提案はつくらせていただいた次第となっております。

次のページ、11ページ目。講習会を行うに当たってのその指針について。団体から御提示いただきました指針案というところに加筆という形での御提案となります。

事業形態の規制。これは全体の割合で示すのではなく、次のページにありますカリキュラム例というところでの教育の内容ごとに定めることとし、講習への参加しやすさも配慮するため、講義においてオンデマンドでの実施を含め柔軟に行えるものとする。

また、講習会におけるテーマは、言語聴覚士の専任教員に求められる教育学の知識を必須項目として明示的にする。そして、講習会における教育内容・目標・単位数の内訳、これらについては次のカリキュラム例を参考として定めるという形を取らせていただければと思っております。カリキュラム例については、こちらのページを参照いただければと思います。

事務局からの説明は、以上となります。

○江頭座長 資料の説明ありがとうございました。

前回の要望書内容に対する確認事項、懸念点、多岐にわたる御意見があったということです。これを踏まえて、要望書提出団体と事務局における集約に向けて意見調整が行われたと。要望書提出団体からは、再審議事項、要望事項の補足説明資料が提出され、御説明いただいたということで、これらを検討の結果を踏まえて、事務局による改めでの提案

となっているということになります。

それから、特に専任教員の増員が必要か否かということでは、事務局からの提案ということではなく、参考の情報を出させていただいたということで、改めて構成員の皆様に御意見を伺って、落とすところをどこにするかということをしてほしいという、そういう資料になっているかと思います。

それでは、順番に少し検討をしていきたいと思います。ちょっといろいろ複雑な資料だったとは思いますが、今日何とかまとめて、次回は全体のとりまとめということにしたいと思いますので、ぜひ、建設的な御意見をお願いしたいと思っています。

○菊池文部科学省医学教育課程課長補佐 文部科学省の菊池です。今御覧いただいている7ページ目のところで、補足とコメントです。

真ん中辺に、追加内容で、「1つの養成施設の1つの課程に限り専任教員となれる」と記載がある部分ですけれども、文部科学省の所管しております大学設置基準について、昨年10月に改正を行いまして、専任教員については、名称を基幹教員に変更いたしまして、その基幹教員のカウントの仕方ですけれども、これまでは専任教員は1つの大学・学部でしかカウントできなかったのですけれども、基幹教員に変更した際のカウントの仕方として、基準の4分の1までは1つの大学・学部だけでなく、一定の要件を満たせば、複数の大学・学部でカウントできますよと。その代わりに、4分の3は1つの大学・学部でしかカウントできませんよという改正をしているところでございます。

そういった状況がある中で、追加内容の「1つの養成施設の1つの課程に限り専任教員となれる」という点については、このような改正の流れの中であえて書く必要があるのかなという点が少し気になりまして、少なくとも大学については、4分の3というところで担保されていますので、大学については追加の必要はないのかなということで、コメントをさせていただきます。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。非常に重要な御指摘かと思います。

ここで、私ちょっと理解できないのですが、専任教員という言葉をもう既にここで使っているけれども、とりあえず、それはそれで構わないのですか。

○菊池文部科学省医学教育課程課長補佐 大学設置基準と指定規則では、あくまで別のものですので、そこで違うというところでは問題はないかと思います。

○江頭座長 大学については読み替えていただくというか、そういう感じでしょうかね。それはちょっとタームの問題なので、ちょっと確認した上でということかと思います。

深浦構成員、お願いいたします。

○深浦構成員 深浦でございます。

7ページ目に関しては、案1と案2になっておりますが、案1という形で、増員ということをお願いをしたいと思います。

今回の改正は、言語聴覚士養成教育の質の向上ということで進められてきました。その

ためにカリキュラムの改正を行ってまいりました。専門科目が2科目増えることや、臨床実習時間数の増加、または教員が臨床技術を高めるために臨床時間を持つことも推奨されています。これらを増やすには時間が必要で、人数が必要だということになります。これらのカリキュラムの改正を受け、養成教育における質を担保するためには、各課程において専任教員が1名増ということが重要なかなと思っております。

座長、10ページも一緒に。先ほどの西田先生の資料でもありましたけれども、それと一緒に意見を述べてもよろしいでしょうか。

○江頭座長 はい。

○深浦構成員 専任教員の人数でございます。専任教員数は、現行においても、ここの左手の資料に示されているように、言語聴覚士の最低限の人数が規定されています。今回の医事課が準備された変更案、右側になりますが、この規定が示されていません。増えた専門科目の担当や、臨床実習の指導に当たるため、言語聴覚士の専任教員の基準となる人数が設定されてないと、言語聴覚士である専任教員が充足されないのではないかという懸念があります。この規定だけだと、言語聴覚士の専任教員がいなくても、極論すれば、総数が合えば規定を満たすということになるかと思えます。

言語聴覚士の専任教員数の明示については、PTやOTの養成、保健師・助産師・看護師の養成、臨床工学義肢等の他の医療資格においても、全体の専任教員数の記載のほかに、そのうち、理学療法士であれば、理学療法士の資格を持つ教員は何名以上であることというように、要望書の記載どおりとなっております。言語聴覚士である専任教員数を明示することは、この領域の教育の質の担保のために欠かせないと考えております。ぜひ、要望書で提出したように、ここの専任教員数は、1名ずつ増やすことを要望しておりましたが、そういうふうにしていただき、明記をお願いしたいと思っております。

以上であります。

○江頭座長 ありがとうございます。

高木先生、お願いいたします。

○高木構成員 1つは、この教員の数の問題について、これまでの経過をお話ししますと、実を言うと、学校協会と言語聴覚士協会の協働という形で一緒に立ち上げをしたときに、ここの部分は、当初、言語聴覚士協会のほうが相当書き込まれてありまして、私の記憶ですと、1人の増員ではなくて、二、三名増員してほしいというのと、10時間という条項が入っていて、私、それを見たときに、学校の運営の立場から見て、理学療法士と作業療法士と同等ということが常識的な話で、単位数は増えるので、とにかく1名増員ということで、とりまとめできないかということで、私どもの理事会、深浦先生も理事ですし、理学療法士協会・作業療法士協会の会長も含めて。

そのときに私非常に危惧しましたのは、私も学校経営者ですけども、学校経営者の側から教員の数を増やすのは反対だと、こういう議論が出る可能性があるかなと思ったのですけれども、そのときに、理事全員に一人一人に確認をして、単位数も増えて、こうい

う実習時間も増える中で、特に、もともとPT、OTのあれで言うと、実習の充実が相当大きな課題で、場合によっては病院の現場に実習指導者みたいな形で置いて、実習時間も多かったのでということで、PT、OTのときに、1人増員ということで話がついたという経過がございます。

ですから、私自身は、PT、OTよりも教員の数を減らすことは、特に言語聴覚の場合は分野が、聴覚と高次機能障害とか音声ということで専門が割ときれいに分かれているものですから、理学療法士・作業療法士などは、幾つかの分野を相当やれる方が多いのですけれども、そういう教育の質という面から見ても、実習の充実という面から見ても、ですから、ここは本当に学校協会の中で何度も議論をして、全理事長、構成員にも声をかけながらやってきた話でございますので、厚生労働省の原案どおりで結構ではないかと。

それと、文部科学省がさっき指摘されたことはまさにそのとおりで、事務的な問題なので、特に大学における基幹教員という概念が入るわけですから、それはそういう同じ基準でやられたらいいと思いますし、専門学校全体の専任教員という定義について、これから恐らく専門学校は専門学校で議論されていくと思いますので、ここはそれに併せて、私も法律的な細かいことはあまり分からないので、厚生労働省と文部科学省で、書きぶりについては調整していただければと思うところでございます。

それと、深浦先生から急に言語聴覚士の専任教員のところに医師・歯科医師という、これはなかなか難しく、我々も例えば言語聴覚士の中に精神科とか耳鼻科のお医者さん等を一部入れていて、それが非常に質を上げていいというような場合もありますし、なかなか難しい問題だと。ただ、常識的に、医師とか歯科医師の方が、本当にそういう方で、嚥下障害とか、耳鼻科の先生とか、発達障害の先生とか、そういう先生で言語聴覚士の教員として来たいという方がたまにいますよね。そのときに、そういう希望者は本当にわずかですので、今のこの医師と歯科医師の需給の中で、そういう分野の教員になりたいということについて、言語聴覚士が何名という形で、ここでまた書き込むという形にするのかしないのか、なかなか難しい問題だと私は思いますけれども、言語聴覚士ということで、例えば6人以上のところ、5人以上は言語聴覚士にするとか、こういう政省令の書き方というので、どうなのかなという気はしているのですけれども、私は、こういう形でやっておいて、たまに、医師とか歯科医師で情熱がある方が教員になりたいというのがあれば、それはそれで一人二人その中に入りということだと思いますので、ここで、例えば言語聴覚士というのをどういう形で入れるのかどうかというのは、ちょっと私自身は非常に難しい問題もあって、正直言って、この話は、深浦先生と私のほうで調整をしておりますけれども、どうかなという気はしているところでございます。PTとかOTみたいに、基本的に6人、5人、4人、全部言語聴覚士で、医者とか歯科医師を配置するのであれば、そのプラス要素として配置してくださいよと、こういうことで整理をつけるのかどうなのかということかとも思っておりますけれども、まあ、そんなところです。

○江頭座長 ありがとうございます。

深浦先生、今のと関係する内容ですか。

○深浦構成員 そうです。

○江頭座長 では、お願いします。

○深浦構成員 「医師、歯科医師、言語聴覚士またはその分野を専攻する者」というので、この「またはその分野を専攻する」というのが、心理とか教育とか言語学とかそういうものを指すのだと説明を受けていました。つまり、言語聴覚士の最低限の人数を、現行は既に3年以上では5人以上となっていますので、そこら辺で決めたほうが、言語聴覚士の教員の数を専任教員としてきちんと手当するという意味でいいのではないかと思って、先ほど意見を述べたということです。

○高木構成員 これを見ると、現行はこれと同等以上のものを専任教員とするとなっていますが、それが右側の具体的内容になると、まさに深浦先生がおっしゃったように、医師、歯科医師、言語聴覚士の専任教員とするということで、この「同等」というのが外れていますから、深浦先生のそういう要望どおりになっているということでよろしいのではないですか。

今、そうなっていますよね。右側を見ると、3年以上が6人以上で、医師、歯科医師、言語聴覚士の専任教員とする。要するに、心理職とかそういう方々については専任教員としては認めないということになっているのではないですか。

左側の現行のほうは、逆に、「またはこれと同等以上の学識経験を有する者」ということで、今までそういう心理職の方などを認めてきたのを、右側の事務局の方々が御苦労された原案で言うと、そういう形になっているのではないですか。

○深浦構成員 板橋さん、これ、どうでしたか。僕の理解は間違っていますか。

○医事課板橋 高木先生のおっしゃっているとおり、一応内容としては、要望を構成員の先生方の御意見等を踏まえてつくらせていただいたものがこちらとなります。先ほどの深浦先生がおっしゃられたようになっていたのは、とは言え、医師、歯科医師、言語聴覚士等という方たちだけという規制になってしまうと、例えば、現行の5人または人数を増やして6人の中で、医師だけということにもなり得てしまう。だから、言語聴覚士の専任教員というのは、この中にさらに人数制限を設けることでということを考えられたというような御説明を盛り込まれたという理解ですが、そういったものでよろしかったでしょうか。

○深浦構成員 すみません、よろしいでしょうか。

○江頭座長 お願いします。

○深浦構成員 今、解釈は恐らく高木先生もおっしゃった、「またその分野を専攻する者」というのがどういうものかということになるかと思うのですよね。「または」なので前にかからないのだろうと思ったのですが、「その分野を専攻する者」が、医師、歯科医師、言語聴覚士だけを示すのかということで、これはちょっと重要な点だという気がします。

○医事課板橋 事務局でございます。

そこに関しては、「その分野を専攻する者」というところ、これは深浦先生がおっしゃ

ったように、心理学のところとか、特に専門基礎課程の部分が言語聴覚士の先生以外の方が教えていることが多いという情報をいただいております。それについては、専門基礎分野は、専任教員以外が担当することが多いということを団体の要望、補足の情報としていただいております。つまり、人数として、医師、歯科医師、言語聴覚士に限ってしまうような書きぶり、また、過去のところ、これと同等以上の学識経験を有する者、言語聴覚士の資格は法制定時に言語聴覚に関する業務を行っていた国家資格を持たない者も教員として雇用していたというところもありますので、そういった方々がやられていましたが、その職種だけという制限をしてしまうと、「心理学等」というところの教育が行えなくなってしまうというところも配慮しての文章と、これは見ていただければと思います。

○深浦構成員 ですから、「その分野を専攻する者」は、例として言えば、そういう心理学とか言語学とかそういうものを専攻している方という意味ですよね。

○医事課板橋 おっしゃるとおりです。

○深浦構成員 だから、言語聴覚士とか、医師とか、歯科医師を指すものではないと。

○医事課板橋 そうです。今回の教育の内容のところ、指定規則のところでの科目の部分に関して、専攻する者のことを指しております。

○深浦構成員 そういう意味で、先ほど申し上げたように、このうち何名を言語聴覚士の専任教員という形をきちんと明記したほうがいいのではないかと申し上げました。

以上です。

○江頭座長 分かりました。

安保先生、お願いいたします。

○安保構成員 質問とかをちょっと聞かせてほしいです。

○江頭座長 お願いします。

○安保構成員 先ほど、専任の授業が増えますし、研修の数も増えるから、常識的に言うと、専任教員の増員は絶対的なものだと思うので、今の教員の責任者の人も増やすのは必要だとおっしゃっているのですけれども、法人の代表者の2名だけは増やさなくてもいいという御意見ですけれども、難しいかもしれませんけれども、この方は、3年課程なのか、2年課程なのかとかありますか。

○高木構成員 それは2年課程です。

○安保構成員 そうですか。

というのは、いただいた資料の4ページに、単位数に伴う現行の専任教員数の1人当たりの1週間の増加時間数がありますけれども、2年以上では1.3時間、3番目に働いている時間ですよね。2年課程の人が34時間なのですよ。これに増加したものをつけ加えても40時間以下になるわけですよ。

逆に言うと、こういう2年課程の人で、短い間にしっかり教えなければいけないということは、それだけ学生指導をしっかりしなければいけないということだと思うのですよね。なので、何でこの34時間が出てくるのだろうというのがすごい不思議に思うわけなのです。

よ。なので、ここのところの質を上げる。4年制大学とか、3年課程であれば、4年制大学は全く問題ないと思うのですけれども、問題なのは、2年課程のこの働いている方たちにちょっと怒られそうですけれども、ここの学生指導の数をしっかりやるという条件の下、増員をとすることをしないと、質的な向上が出てこないと思うのです。

○高木構成員 高木です。

この説明を、ST協会を悪者にするわけではありませんけれども、このアンケート調査はずさんで、何のためにST協会がこういう調査をされたのか。たしか二、三校しか返事もなくて、それで、私自身は不思議だと思ったのは、先生も大学の教員ですからよくお分かりのように、例えば週に何こまか授業をやって、臨床もやって、会議もあってと。それで、空いている時間などでも学生指導をしたり、いろいろな形があるわけなので、例えば2年課程のところで見ると、研究とかその他で9.何時間とかね。もともと2年課程は、大卒2年課程ですから、所沢の国立障害者リハビリセンターに附属されていて、非常にレベルの高いところが、それこそ私の若い頃は、所沢の国立障害者リハビリセンターの2年課程などは、それこそ東大とか慶應、早稲田を出たような人たちが言語聴覚士に入るといって、みんな研究とか何とかも一生懸命競うような、日本のリハビリテーションの言語聴覚の夜明けをつくったような方々がいるようで。

私、この資料を見たときに、2年課程だって、研究、その他などというアンケート調査を言語聴覚士会がして、これは意味があったのか。それもたしか2校か3校でしょう、返事が来たのが。私どもが、この現行の専任教員の実務状況を見無視して書いて、ほとんど意味のない調査だと私自身は思っています。それで、私どものほうは当たり前ですけれども、教員の先生方は教員の数を増やしてほしい。経営者のほうは、人件費がもったいないから減らしてほしいということになる可能性があるわけなので、私が指示をし直して、西田君のところ、経営者と教員の方とか両方にアンケート調査をしたと。当たり前ですけれども、8割、9割、みんな実習時間も増え、単位数も増えるわけですから、教員の数を増やしてくださいということで。逆に、経営者サイドからは、たった2人から何とかならないかと。

ただ、これはここに書いてあるのは別問題で、定員が割れている学校が、経営が大変になるという話を書いてありますけれども、結局、定員が割れた話は、また別問題として協議しないと、大学などでも、定員が割れている学校の定員を減らすとか、ただ、実態的に言うと、定員が割れている学校で、学生が少ないからと言って、授業科目が減るわけではないので、さっきも申し上げたように、聴覚とか、音声とかを分けて、ある程度専門家を少し置いて、きちんとした学校をつくらうと思うとあれなので。ですから、ここのところのアンケートは、何のアンケートか、ちょっと意味のないあれで、そこは無視していただいて、我々がきちんと最終的なアンケート調査をし直したほうを見ていただければと思いますので、先生のおっしゃるとおり、これは何なのだという話なのですよね。

○江頭座長 高木先生、ありがとうございました。

次の論点もあるので、時間も限られていますので、結論というか、まとめを出す方向に行きたいのですが、深浦先生、何か追加がありますか。

○深浦構成員 今の点だけちょっと補足させていただきます。

高木先生からも怒られたのですが、これは急遽、要望書を提出する前の事前打合せのときに、いろいろデータを出すときに、ここの授業時間数がどれぐらいだろうということで、基本的にそれだけ調べて、後の項目をそれにいろいろ加えたのですが、ここの下のほうにあるように、月曜から金曜までの勤務について集約しています。

2年制においては、先ほどからちょっとありますように、講義数は多くて、金曜までに収まらずに土曜日も開校しているところもあるわけです。それが加味されてなかったりしているので、最終的に週大体どの養成課程でも40時間であろうということを言っております。

それから、先ほどありましたように、学生数がいて、そして、講義も同じだけやる、学生指導もやるというときに、教員の絶対数が少ないわけですよ。そうすると、一人一人の教員に対する負担は、この2年課程とかのほうで現状も非常に大変であるという実情がございますので、ぜひ、この増員をお願いしたいというのが、今回の我々の要望であります。

以上です。

○江頭座長 土井先生からも御意見をいただいております、参考資料10の2.ですけれども、専任教員の増員を審議することは質と関係するので重要であると。

ただ、それぞれ一律に「1名増員」とするための根拠が十分まだないのではないかとというのが土井先生の御懸念ということかと思えます。時間の件については、出ているとおりのことかと思えますが、どうなのだろうと。これがうまく使えないのであれば、ますますよく分からないと。

それから、裏に行きますと、人員が配置されていないのが76.2%、本当に大丈夫なのかということなのかなと思えますけれども、危惧はしているということと、自由度を認めてもいいと。どちらかということ、増やす方向はいいとして、今回、義務化するところまでは行かなくてもいいのかなという御意見なのかなと。御本人が聞いておられるかも分かりませんが、こうなのかなという感じです。

先ほどのところで言うと、もうちょっと具体的な結論的なことで言うと、7ページですけれども、案1で増員するか、案2は増員を推奨するか、これをどちらかというところの方向性は今日決める必要があるかなと思っております、どうでしょうか。ちょっと端的な御意見をいただけたら。

安保先生、お願いします。

○安保構成員 増員はいいと思うのですがけれども、ただ、先ほど4ページの表が気になるので、土曜日の集計が入るのだったら、1週間の平均時間を表に示して、集計を除いて、2年課程も40時間あるのだったら、しっかり40時間の数をつけ加えて、この表自体を直し

たほうが良いと思います。

多分、土井先生もこの表を見られて、ちょっと引つかかるところがあったと思うので、どうしても常識的に考えて、数を増やすことは大事なことだと思うので、質の担保ですね。ただ、この表だけはちょっと直されたほうが良いのではないかと思います。

すみません、以上です。

○江頭座長 今、ちょっと聞きそびれました。案1、案2のどちら、もしくはそれ以外、どちらですか。

○安保構成員 増やしたほうが良いと思います。

○江頭座長 両方そうなっているのですけれども、書きぶりです。

○安保構成員 この表を直してほしいということ。

○江頭座長 今の私が聞きたいのは、案1、案2のどちらですかということ。あるいは、今はお答えを保留されるでもいいですが。

○安保構成員 僕は案1です。

○江頭座長 深浦先生も案1ですよ。

○深浦構成員 そうでございます。

○江頭座長 神村先生、お願いいたします。

○神村構成員 教育をよくしたいというふうな、高木先生、深浦先生の思いはよく分かりました。ただ、先ほどの西田さんからお示しいただいたお話、アンケートの中で、既に多くの学校が教員の増員をするという意味をお持ちになっているけれども、その中でも、そうでもない、現行のままで頑張っているいろいろな工夫をしてやっていきたいという御意思を持っていらっしゃる学校もあると捉えると、増員することについては、決め打ちして、必須要件としなくても、それが必要と思われる学校はきちんとする。そうでなくて、ほかのやり方で、あるいは、専任教員の増員ではなくても、非常勤の先生方を活用して十分にできるとお考えの学校もあることを踏まえたと、これを義務的に案1とすることには、どちらかというとは私は懸念するところです。私としては、「推奨する」の案2の段階で今のところよろしいのではないかと考えています。

○江頭座長 ありがとうございます。

教育の質を上げる方向は、多分皆さん合意されていると思うのですが。

○高木構成員 よろしいでしょうか。

○江頭座長 お願いいたします。

○高木構成員 私は、この会はちょっと不思議で、私は一応学校経営者を代表して出てきて、今まで、学校協会はどちらかというとは経費を減らしてくれ、そういう議論の中で、私も長い時間をかけて協議の先生方、連絡会議や、また、言語聴覚士協会と調整をしてきたわけです。何度も申し上げますけれども、当初の言語聴覚士協会とか先生方の御意見は、3名程度増員をしてくれというのを、私が何とか1名でという話にしているわけですので、この話がもし本当に努力目標になれば、理学療法士・作業療法士の教育より

も教員の数が少ないことになるわけですね。我々は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士協会がリハビリテーションの3職種として一緒にやっているわけでございます。

そのときに、例えばPT、OT、STの皆さんの研修状況の点数も話し合っ、時間も一元化してくる、学校の時間数とか単位数なども、実習時間をできるだけあれしていくということで、このページを見ていただいても、診療報酬基準などは7名以上とか、看護師さんとかは8名以上という中で、何とかPT、OTのところは6名という形で、これも本来、PT、OTのときも議論があっ、7名にしてくれという話が随分あつた中で、6ということで、話はある程度そういう形になっているわけです。

もし、もともと言語聴覚士さんは非常に複雑な、ある意味では非常に広がりのある学問体系の中で、もし、PT、OTよりも教員の数が横並びの中で、少なくていいということになれば、我々団体も持たないし、それと、私ども学校経営者と教員との信頼関係がゼロになります。この数年間積み上げてきた皆さんの要望を聞いて、1人は増やそうねと。それで、ある意味では我慢してくれと、こういう話でやってきたもので。それこそ日本言語聴覚士協会も、深浦先生も、組織として動くのかというぐらいにこれは大きな問題で、少なくともPT、OTと同じレベルにはぜひお願いしたいというのが私の気持ちです。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかの構成員の皆様、いかがでしょうか。

○土井構成員 すみません、土井です。

○江頭座長 お願いいたします。

○土井構成員 本日は、出たり入ったりで、大変失礼しております。申し訳ございません。

まず、私の質問書・意見書の定員数のところですが、先ほど安保先生からも御指摘がありましたように、ST協会が実施された専任教員の実務状況というこの数字を見て、こういうふうな意見書を書かせていただきました。研究あるいはその他としての10時間あるいは20時間ですね。これがどのような内容のお仕事をされているのかなというのが少し分からなかったものですから、そういった時間を有効活用できないかなということで、この意見書になっておりますが、先ほど高木先生からも、それから、深浦先生からも、この調査の実情といいますか、経過に関しても詳細に御説明いただきましたので、やはり大変なのだなということは十分に理解できました。

それから、言語聴覚士の方の教育の質を上げていく、質を担保するという意味で、現状のそういった専任教員の仕事量が大変だということですので、ここの意見書の4)に書かせていただきましたけれども、非常勤講師とか外部講師を活用して、私はそういう部分もカバーできるのかなと。それから、先ほど申し上げたように、研究、その他の時間を活用してカバーできるのかなと思っておりますけれども、そういった部分がどうしても難しいということであれば、案1のほうに私の意見を変更してもよろしいかなと思っております。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかの皆様、もしよろしければ御意見いただければと思います。

内山先生、お願いします。

○内山構成員 現場で30年以上言語聴覚士をしておりますけれども、20年前、10年前、今というふうに、現場に就職される学生さんのタイプ・質は明らかに全然違うわけでした。今の学生さんの特性もあると思いますが、そういうことを考えると、しっかり教育をした人を現場に送ってほしいということを考えたら、僕は案1でお願いしたいなと思っております。

以上です。

○江頭座長 鈴木先生、お願いします。

○鈴木構成員 鈴木です。よろしく申し上げます。

私は案1に賛成です。私自身、第5号校大卒2年課程で現在教員をしております。ここまで話題になっていた1週間当たりの時間数では、正直、働いている者としては、1週間当たりの時間が34時間ということは、平均と言っても実際そんなことはあり得ないというのは感じております。

学生指導の時間が短いことに関しては、カリキュラムがかなり詰めた状態ですので、朝から1日4こまの授業を1週間続けてやると、学生指導を実際に行える時間が少ないところから、このような時間が出ているのかもなということは資料を見ていて感じておりますが、実際にはこういったことが起こり得ないように思っております。

それから、アンケートの結果で、教員の増員を不要と考える方の意見というところで挙がってございましたけれども、どちらにも共通しているのが、事務員のサポートを増やすであったり、事務的業務の軽減というところで、事務部分との調整が挙がっていたかと思っておりますけれども、確かに事務作業量の負担は実際多いのは事実ですが、今回、事務的な作業量の中の1つに実習に関わることが大変多くあるというのが実情としてあるかと思っております。今回、実習の実務調整者を専任教員から1名以上配置するというものが盛り込まれるとした場合、そこにも1人割かれて、かつ教員の増員がないということは、これまで以上に5号校の学校4名で今やっておりますので、1人当たりの負担はさらに大きくなるのではないかと懸念を持っております。

案1：増員するということに賛成をさせていただきます。以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

深浦先生、どの件でしょうか。

○深浦構成員 今の追加ですが、私の立場上、教員の方たちの勤務状況が厳しくなることは避けたいです。できるだけそういうことを避けながら、教育の質を担保していきたいと思っております。

そういう意味では、科目数も上がり、鈴木先生もおっしゃったように、実習指導なども

手厚くやっていかななくてはいけないということになってきたときに、当然、このままの人数だと勤務が過剰になることがあります。こういうことが起こると、私自身の責任問題だという感じを受けますので、ぜひ、皆様方には御熟慮をお願いしたいなと思っております。

○江頭座長 分かりました。ありがとうございます。

ほかはよろしいですかね。

○神村構成員 神村ですが、よろしいですか。

○江頭座長 はい。

○神村構成員 ちょっと伺いたいことがあるのですが、例えば6人以上となった場合には、これは頭を6人にしろと言っているわけではない、例えば5人も5人を限度としろと言っているわけではないのですけれども、学校としては、それ以上に御自分の学校の質を向上するために教員数を増やすとかそういうことはあり得ないということなのですか。

どうぞ、できる学校は増やしていただいてもいいのではないかと私は思うのですけれども、最低限のところでは5人とか6人とか、今そういうお話をしているのであって、増やせないということではなくて、学校の方針として、制度はこうなっているけれども、もう一人増やそうとか、そのほうがむしろ褒められるのではないのかなと思ったので、私の誤解であれば、そのように教えていただければと思います。

○高木構成員 もちろんいろいろな学校があります。これは最低基準ですから、例えば大学などでは、それこそ倍とか数倍やっている学校もいっぱいあると思います。しかし、最低がやはり重要なんです。私は、最低のことさえ守らなくて、お金がないから教員の数を増やしたくないとか、学生が集まってないとか何か言って、そういう学校が、若い学生が夢を持ってリハビリの学校に入ってきたのに、絶望して、我々の学校協会に来て、そういうところについて先生をきちんと雇ってくださいとか、いろいろなお願いをしているわけで。当然ですけれども、全国の学校の大半は、法的点数以上を持っていますけれども、最低これだけは先生を置いてくださいと言って、教員の側の願いと、本当は教員の人たちはもっと増やしてほしいという気持ちが強いのだと思いますけれども、我々学校経営者の中で合意した話でございますので、何とかこれで御了解いただければと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

時間もかなり押していますので、全会一致ということでは多分ない感じです。御意見はよく伺いできたと思いますので、一旦、この件は引き取らせていただいて、今後、御意見を踏まえて落としどころを事務局で用意させていただこうかなと思っていますので、そちらで今日については御了承いただければと思います。

あと、ちょっと時間もないところですが、あと幾つか。9ページ目、「専任教員になるための要件」の事務局提案についてということで、こちらはいかがでしょうか。また、ぜひ御意見をいただければと思います。

○深浦構成員 深浦ですが、よろしいでしょうか。

○江頭座長 お願いします。

○深浦構成員 今、ここに出ていますページのところは、先ほども申し上げましたので、二度になるのですが、言語聴覚士の「うち何名」というのはぜひしていただきたいと思います。

○江頭座長 その御意見は先ほどのこととも関係しますので、承りました。

ほかはいかがでしょうか。

こちらはよろしいでしょうか。質の担保ということかと思いますが、こちらについては、今の深浦先生の御意見以外のところですが、特段の……。

そうしますと、こちらの提案をおおむね御了承いただいたという方向で。また、深浦先生の御意見も含めてというところは、修正点については、事務局と座長に一任いただければと思っております。

最後、10～11ページの厚生労働大臣の指定する指針に基づく講習の事務局提案というところで、こちらはいかがでしょうか。

こちらはよろしいですか。

○高木構成員 もう時間ですので、とにかく座長に一任いたしますので、事務的に、今日出たところを整理していただいて、次に言っていただければと思いますので、ぜひ、座長さんのほうで整理していただいていいのではないかと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうかね。

それでは、ありがとうございました。

いろいろな意見を伺えたということで、それを踏まえて、新たな提案をしていきたいと思えます。

以上をもちまして、本日の議題は終了となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

○双川医事課長補佐 事務局です。

次回検討会の日程は、3月17日（水）16時から、今回と同様にウェブ開催となります。よろしく願いいたします。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

それでは、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

それでは、本日の第7回「言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会」は終了とさせていただきます。また、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

II. 研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
Mizumoto J, Son D, Izumiya M, Horita S, Eto M.	Experience of residents learning about social determinants of health and an assessment tool: Mixed-methods research.	J Gen Fam Med	00	1-8	2022
Fujikawa H, Son D, Aoki T, Eto M.	Association between patient care ownership and personal or environmental factors among medical trainees: a multicenter cross-sectional study.	BMC Med Educ.	22	666	2022
Mori H, Izumiya M, Hayashi M, Eto M.	Current perception of social accountability of medical schools in Japan: A qualitative content analysis.	Med Teach	Nov2	1-8	2022

厚生労働大臣 殿

機関名 国立大学法人東京大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 藤井 輝夫

次の職員の令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 医療関係職種の養成教育における課題解決に資する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学院医学系研究科・教授
(氏名・フリガナ) 江頭 正人・エトウ マサト

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和5年5月12日

厚生労働大臣
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿
(国立保健医療科学院長)

機関名 公益社団法人日本医師会

所属研究機関長 職名 会長

氏名 松本 吉郎



次の職員の令和4年度厚生労働行政推進調査事業費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 医療関係職種の養成教育における課題解決に資する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 常任理事

(氏名・フリガナ) 神村 裕子・カミムラ ユウコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入(※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査(※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他(特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣

殿

機関名 国立大学法人東京大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 藤井 輝夫

次の職員の令和4年度厚生労働行政推進調査事業費補助金の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 医療関係職種の養成教育における課題解決に資する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学院医学系研究科・講師
(氏名・フリガナ) 泉谷 昌史・イズミヤ マサシ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無		左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
	有	無	審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称:)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関:)
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由:)
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容:)

(留意事項) ・該当する□にチェックを入れること。
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。